

目次

序章.....	3
はじめに.....	3
第一節 中国における礼法研究.....	4
第二節 日本における律令制研究.....	5
第一章 隋律内容の推定復原 — 『隋書』人物伝を中心として—.....	9
はじめに 隋王朝の成立と隋律の制定.....	9
第一節 隋王朝の成立と隋律.....	10
第二節 隋王朝の制度.....	12
第三節 隋律内容の推測復原 上.....	16
第四節 隋律内容の推測復元 下.....	26
おわりに.....	41
附表 『隋書』人物伝に見える犯罪記事.....	45
第二章 飛鳥浄御原律の存否について.....	66
はじめに.....	66
第一節 飛鳥浄御原律の研究史.....	66
第二節 文武天皇二年七月乙丑条.....	67
第三節 唐捕亡律の容止他界逃亡条と日本の文武天皇二年七月乙丑条.....	70
おわりに.....	73
第三章 七世紀における日本の礼法継受（一） — 『日本書紀』と『隋書』倭国伝を中心として—.....	76
はじめに.....	76
第一節 『隋書』倭国伝から見る礼の継受.....	77
第二節 日本律から見る礼制の継受.....	79
第三節 日本古代の赦と隋・唐王朝の赦.....	81
おわりに.....	83
第四章 七世紀における日本の礼法継受（二） — 名例律の礼文を中心として—.....	85

はじめに.....	85
第一節 大宝律令成立記事の再検討.....	85
第二節 養老・名例律の不孝条.....	86
第三節 「不孝」に該当する律条文に引用された礼典.....	91
おわりに.....	92
第五章 七世紀における日本の礼法継受（三） —薬狩を視点として—	95
はじめに.....	95
第一節 礼の定義.....	96
第二節 七世紀における日本の礼制.....	100
第三節 七世紀の薬狩.....	102
おわりに.....	104
第六章 八世紀における日本刑法の実態—『続日本紀』に見える刑法記事を中心に— ..	107
はじめに.....	107
第一節 飛鳥浄御原律令段階の犯罪.....	107
第二節 大宝律令段階の犯罪.....	111
第三節 養老律令段階の犯罪.....	121
おわりに.....	137
初出一覧	144

序章

はじめに

北周の静帝から帝位を受けた隋文帝は五八九年に南朝の陳を滅して、中国大陸の統一を達成した。朝鮮半島の三国については、前年（五八八）までに陳に朝貢した百済は隋に使者を派遣し、陳を平定した隋に祝賀を行ったことによって、朝貢を免除された。隋に対する朝貢を停止した高句麗は隋王朝から朝貢すべきことを要求された。それまで隋王朝と関係を持っていなかった新羅は隋の設定した国際的秩序に参加した。新羅より六年おくれた開皇二十年に、倭国は使者を隋に派遣し、隋王朝が構築した東アジア世界に参加した⁽¹⁾。いわば、日本の古代国家は七世紀の東アジア世界における緊迫な情勢や動乱の中で、律令国家に成長するのである。

推古朝時代の倭国は、朝鮮半島を経由した間接的な中国文化の導入から、直接的な中国文化の導入に転換した。最初の遣隋使は『日本書紀』に記載されていないものの、西暦六二三年から西暦六三六年にかけて編纂された『隋書』の「東夷・倭国伝」によれば、隋の開皇二十年つまり西暦六〇〇年に倭国が使者を派遣したことは疑いない。『日本書紀』に第一次遣隋使を記入しなかった原因の一つは、倭国(推古朝)において法が未整備であったことである。第一次遣隋使の派遣によって、推古十一年（六〇三）に官人の身分秩序を定める冠位十二階を制定し、六〇四年に官人の行うべき規範と道德倫理を定める憲法十七条を制定した倭国は、推古十六年（六〇七）改めて小野妹子を正式な使者として派遣した。以降数回にわたる遣隋使の派遣によって、倭国は中国の文化、仏教と律令を直接に受容したと考えられる。すなわち、推古朝の諸改革は日本古代国家の始まりと言っても過言ではない。

その後、隋王朝は大業八年（六一二）から高句麗を三回にわたって征討したが、三回とも隋軍の敗北に終わったため、租・調・庸・賦役が増加し、庶民の生活が苦しくなった。これによって、隋王朝は国内各地の叛乱はいかんとすべからざる状態になり、六一八年に滅亡した。隋に継ぐ唐王朝は朝鮮三国にそれぞれ冊封使を派遣し、唐王朝と朝鮮半島の三国との間には改めて冊封体制を設置された。倭国も朝鮮半島の三国が冊封された四年後の舒明天皇二年（六三〇）に始めての遣唐使を派遣した。

六四五年、唐王朝は第一次対高句麗戦争を始めた。同時に倭国（日本）の国内にも大きな政変が起きていた。それは六四五年六月の蘇我氏倒滅のクーデターで、それに伴い、大化の改新が開始した。

天智大王の時に至って、倭国ははじめて令を編纂した。その都が近江大津宮であったため、近江令と称される。大化二年（六四六）に改新の詔が頒布されて以降二十二年ほどを経て、天智七年（六六八）に近江令が編纂された。しかし、当時の朝廷の人々が令の内容や効果を理解できたかは不明である。いわゆる「大化の改新」の実態については議論があるところである。後の天武・持統朝では、近江令に修正を加えて浄御原令を編纂したが、律の存否につ

いても議論があるにもかかわらず、浄御原律令に更に修正を加え、大宝元年（七〇一）に大宝律令が完成し、翌年施行された。続いて、元正天皇の時にも修正が行われ、養老二年（七一八）に養老律令が完成した。しかし、この律令はすぐには施行されず、天平勝宝九年（七五七）に施行された。現存している律令は養老律令であるが、この養老律令も完全には残っていない。養老令は、その官撰注釈書の『令義解』と私撰の注釈書の『令集解』が収載され、ほぼ復原されている。律では、名例律のうち半分が、衛禁律も半分が、職制律と賊盜律はすべてが、鬪訟律は一部だけが残っている。

第一節 中国における礼法研究

中古中国は、礼法国家と称される。池田温氏の指摘しているように、中国では国家の行政機構の運営を規定した令よりも、刑罰法規である律の方が制定法の中核として、漢から清にまでおよぶ二千年間一貫して重視されてきたこと、令はこれに比べると時代による差異もあり、法典形式として永続しなかったが、行政法規として令が律と併存した時代をとっても、西晋から南宋末におよぶ一千年間を覆い、一つの時代概念の枠に収まりきれない点である。現存する『大唐開元礼』と唐令の逸文を比較すれば、祠令・鹵簿令・衣服令・儀制令・喪葬令・仮寧令などに礼と重複する部分があって、令のなかに礼制が入り込んでいる⁽²⁾。つまり、中国では、令よりも礼が重要であったと考えられる。

『旧唐書』刑法志によれば、唐では隋の開皇律令に基づいて律令を何回も刪定を行ったことが知られる。例えば、武徳七年（六二四）律令の改訂、貞観十一年（六三七）の律令格式の改訂、永徽二年（六五二）の律令格式、麟徳二年（六六五）の格式、儀鳳二年（六七七）の格式、垂拱元延（六八五）の律令格式の改訂、神竜元年（七〇五）の律令格式の改訂、太極元年（七一二）の令格、開元三年（七一五）の令格式、開元七年（七一九）の律令格式の改訂、開元二十五年（七三七）の律令格式などある⁽³⁾。令は変更があったにもかかわらず、律はほぼ隋律を継承して以来大きな変更がなかったと考えられる。しかし、これらの律令格式で今日に残っているのは、わずかに永徽二年律の官撰注釈書である『唐律疏議』だけである⁽⁴⁾。

唐令について、すべては散逸したが、仁井田陞『唐令拾遺』と仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』によって多くの条文が復原され、さらに二〇〇六年の北宋天聖令の公刊（『天一閣蔵明鈔本北宋天聖令校証 附唐令復原研究』）によって、中国では、中国政法大学と中国社会科学院を中心に少しずつ研究が増えてきて、新たな成果をあげている。その代表的な論著としては、天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣蔵明鈔本北宋天聖令校証 附唐令復原研究』（中華書局、二〇〇六年）、黄正建『唐代法典、法与「天聖令」諸問題研究』（中国社会科学院、二〇一八年）などがある。研究者たちは唐令の復原作業を行いながら、唐律と復原唐令との比較研究をも行っている。中国政法大学の趙晶『「天聖令」与唐宋法制考論』（上海古籍出版社、二〇一四年）、同『三尺春秋 法史述釋

集』(中国政法大学出版社、二〇一九年)などが最新の代表的な成果である。台湾では、高明士氏を中心とする研究者たちが、中国律と中国礼制との関係を検討しながら、天聖令と唐令の復原研究を行っている。その代表的な論著として、高明士『律令法与天下法』(上海古籍出版社、二〇一三年)、同『中国中古礼律総論—法文化的定型』(商務印書館、二〇一七年)などがある。

しかし、日本でも中国でも、隋王朝との交流史には注目していたが、武徳律令の範本となった隋の律令は重視されてこなかった。程樹徳氏の『九朝律考』及び倪正茂氏の『隋律研究』以外、隋王朝の律令を研究している研究者はほほいない。わずかに三十数年の間しか存在しなかった隋王朝が文字史料を殆ど残し得なかったことが、隋王朝の律令が重視されてこなかった一因であろう。したがって、隋律の内容や構造の解明によって、唐王朝の律令の成立や実態をよりわかりやすく説明することは可能となると考えられる。

第二節 日本における律令制研究

古代日本は、礼法国家と称される隋唐王朝と異なり、刑法である律と一般行政法である令からなる律令法を中心とする律令国家と呼ばれている。律令制あるいは律令国家という用語は、中国史の研究上で用いられることはなく、日本史研究に一時期の国制を指して用いられる用語である。

日本の律令制研究については、坂上康俊氏は「律令制の形成」において、岩波書店『日本通史』以降、二〇一四年までの二〇年あまりの研究状況を詳しく叙述している⁽⁵⁾。それを敷衍すると、律令法典の編纂とそれぞれの法典の意義付けについては、井上光貞氏は、「庚午年籍と対氏族策」において庚午年籍の意義を高く評価し、あわせてその背景としての近江令について、晩年に至るまで画期性と達成度を強調してやまなかった⁽⁶⁾。これに対して、青木和夫氏は、「浄御原令と古代官僚制」において、律令を、個々の法規ないしはその集積体を意味する「広義の律令」と、体系性をもって編目のもと一気に編纂された「法典」(狭義の律令)とに分類したうえで、近江令は「狭義の律令」とはいえず、浄御原令に至って初めて「法典」が編纂され、不完全かつ暫定的ではあったが施行されたのであり、これこそが後の大宝令に直接繋がるものであるとした⁽⁷⁾。青木説に依拠した早川庄八氏は、井上光貞氏の天智朝からの段階的発展という基調とは大きく異なり、壬申の乱を勝ち抜いた天武による専制的な政治体制を起点とし、これを持統朝に微調整して成立したのが浄御原令であるという構想を打ち出したのであり、細かな修整点にも目配りはされているが、その延長線上に大宝令をおくものであったと指摘している⁽⁸⁾。その後、大隅清陽氏は、浄御原令は単行法令の寄せ集めである「広義の律令」にすぎず、唐令を一条一条検討しながら日本社会に適応するように条文を作成していったのは大宝令が始めてで、大宝令こそが日本初の「狭義の律令」すなわち体系的法典であると主張している⁽⁹⁾。北宋天聖令の公刊後、大津透氏を代表とする科研チームは日唐令の比較研究をより一層の成果を積み重ねてきた⁽¹⁰⁾。

日本律研究が盛んになったのは一九七〇年代である。その間には、『譯注日本律令』と日本思想大系本『律令』が相次いで出版され、日本律研究は若干の成果が挙げられてきた⁽¹¹⁾。二十一世紀に入ってから、日本律の研究は全く進んでいないと言っても過言ではない。大宝律でも養老律でも、両律とも散逸したため、日本律の研究に史料の制限が極めて大きいことが一因である。日本律（養老律）の内容は『譯注日本律令二・三 律本文編上・下巻』の公刊によってほぼ復原されたが、通説のように⁽¹²⁾、日本の国情をよく斟酌して唐・永徽令に大きな改変を加えたのに対し、日本律は唐律の直写のようになって、ほとんどの唐律の処罰を一等軽減、または一部削除したが、その本質が唐律とほぼ同じであるとの見方は日本律の研究が注目されてこなかった要因であると思われる。また、吉田孝氏は、律のなかで特に重要な五罪・八虐・六議（あるいは五刑・十惡・八議）の規定が大宝律以前、すなわち飛鳥浄御原律令段階で何らかの形で制定・施行されていた可能性を追及しておられる⁽¹³⁾。これによって、七世紀後半の刑法実態の検討に余地があると考えられる。

一方、日本の礼制研究について⁽¹⁴⁾、一九七〇年代までは、石母田正氏・瀧川政次郎氏・喜田新六氏・岩橋小弥太氏・坂本太郎氏らによって進められた。石母田正氏は、日本は中国との外交交渉に礼の知識が必要とされたから、自国の国際的地位を確立するためのみならず、国内的な君臣秩序を構築するためにも、中国的な礼制を継受することが大きな課題であると指摘している⁽¹⁵⁾。瀧川政次郎氏は、『江都集礼』に注目し、大宝律令撰定以前の儀式はすべて『江都集礼』その他の隋礼に則ったものと述べている⁽¹⁶⁾。喜田新六氏は、六世紀初頭に百済の五経博士が来日すると同時に、儒教思想たる礼や儀礼についての知識はもたらされたと述べている⁽¹⁷⁾。岩橋小弥太氏は、隋礼か唐令により儀式がまとめられたのは天智朝であるとする。また、近江朝の儀式は『江都集礼』から出たのではないかと推定し、大宝元年には近江儀式を改訂した大宝儀式が施行されたと論じている⁽¹⁸⁾。坂本太郎氏は、八世紀の日本で律令に匹敵する礼典が編纂されなかったが、中国の礼制の影響を受けて遷転された日本の儀式に注意しなければいけないと述べている⁽¹⁹⁾。一九八〇年代後半からは、日本古代における中国礼制の受容・定着・変容を検討したり、中国的な儀礼の成立・展開を検討したりする研究が盛んに発表されるようになり、礼制や礼義に関する研究は活況を呈する状態になった。大隅清陽氏は近江令の存在が疑問視されている近江朝の儀礼が五礼の体系を備えた礼典であったかどうかは疑わしく、律令成立期の日本には律令とは別に礼典を編纂する余裕はなかった主張している⁽²⁰⁾。丸山裕美子氏は年中行事の初見は天武・持統紀に集中し、暦日意識の普及は持統四年（六九〇）の元嘉暦・儀鳳暦の採用時まで下ることから、中国的な節日が日本に定着したのは浄御原令段階であると論じている⁽²¹⁾。大津透氏は、八世紀中葉からは日本が中国礼制導入の新段階であり、それを通じて、それまでは神話的・氏族的なイデオロギーに依拠していた天皇制が、儒教思想や礼制によっても根拠付けられるようになったと述べている⁽²²⁾。格式の編纂にも、礼制継受という独自の意義を見出すことができる⁽²³⁾。

注

- (1) 辻正博「隋唐国政の特質」(岩波講座 世界歴史第6巻『中華世界の再編とユーラシア東部 4~8世紀』、岩波書店、二〇二二年)。
- (2) 池田温「中国律令と官人機構」(『前近代アジアの法と社会 仁井田陞博士追悼論文集一』、勁草書房、一九六七年)。
- (3) 滋賀秀三氏は律令研究会編『譯注日本律令 一』(東京堂出版、一九七八年)において、確実に律ができあがったのは永徽二年と開元二十五年の二回であると指摘している。
- (4) 楊廷福「『唐律疏議』制作年代考」(『文史』五、一九七八年)。
- (5) 坂上康俊「律令制の形成」(大津透ほか編集委員『岩波講座 日本歴史』古代三、岩波書店、二〇一四年)。本章で言及される二〇一四年までの日本の律令制研究はすべてこの文章による。
- (6) 井上光貞「庚午年籍と対氏族策」(『井上光貞著作集四 大化前代の国家と社会』岩波書店、一九八五年)。
- (7) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」(『古代学』三-二、一九五四年、『日本律令国家論攷』所収、一九九二年)。
- (8) 早川庄八「律令太政官制の成立」(『日本古代官僚制の研究』、岩波書店、一九八六年)、同「律令制の形成」(『天皇と古代国家』、講談社学術文庫、二〇〇〇年)、同「飛鳥浄御原「官員令」私考」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)。
- (9) 大隅清陽「大宝律令の歴史的位相」(大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、二〇〇八年)。
- (10) 北宋天聖令の公刊後、主な研究成果は、大津透編『史学会シンポジウム叢書 日唐律令比較研究の新段階』(山川出版社、二〇〇八年)、大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』(吉川弘文館、二〇一一年)、大津透編『律令制研究入門』(名著刊行会、二〇一一年)、小口雅史編『律令制と日本古代国家』(同成社、二〇一八年)、吉田孝著・大津透編解説『律令国家と古代の社会』(岩波書店、二〇一八年)、大津透『律令国家と隋唐文明』(岩波書店、二〇一九年)、大津透編『史学会シンポジウム叢書 日本古代律令制と中国文明』(山川出版社、二〇二〇年)などがある。
- (11) 律令研究界編・瀧川政次郎編修代表『譯注日本律令二・三 律本文編上・下巻』(東京堂出版、一九七五年)、青木和夫・土田直鎮・関晃・井上光貞編『日本思想大系3 律令』(岩波書店、一九七六年)。
- (12) 高塩博『日本律の基礎的研究』(汲古書院、一九八七年)。
- (13) 吉田孝著・大津透編集解説『続律令国家と古代の社会』(岩波書店、二〇一八年)三一〇~三四二頁。
- (14) 日本古代礼制研究の現状については、西本昌弘『日本古代礼義成立史の研究』(塙書

房、一九九七年) 五～一四頁を参照。

(15) 石母田正『日本古代国家論 第一部』(岩波書店、一九八三年)。

(16) 瀧川政次郎「江都集礼と日本の儀式」(岩井博士古稀記念『典籍論集』、一九七六年)

(17) 喜田新六「王朝の儀式の源流とその意義」(『令制下における君臣上下の秩序について』皇学館大学出版部、一九七二年)。

(18) 岩橋小弥太氏「儀式考」(『上代史籍の研究』二、吉川弘文館、一九五八年)。

(19) 坂本太郎「儀式と唐礼」(『日本古代史の基礎的研究』東京大学出版会、一九六四年)。

(20) 大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』(吉川弘文館、二〇一一年)。

(21) 丸山裕美子「仮寧令と節日」、同「唐と日本の年中行事」(歴史学叢書『日本古代の医療制度』、名著刊行会、一九九八年所収)。

(22) 大津透『古代の天皇制』(岩波書店、一九九九年)。

(23) 大津透「格式の成立と撰関期の法」(水林彪ほか編『新体系日本史 2 法社会史』所収 山川出版社、二〇〇一年)。

第一章 隋律内容の推定復原 — 『隋書』人物伝を中心として—

はじめに 隋王朝の成立と隋律の制定

律令の研究は東アジアの諸国（中国、朝鮮半島、日本を指し、ベトナム、チベットなどを含む）において、極めて重要なテーマである。律令は中国で生み出された。道徳論理を基礎とする儒教の思想を基礎とし、中央集権国家を維持するために、礼制に基づいて編纂された。この法典は刑法である律と一般行政法である令からなる。隋唐時代にもっとも完成した国家統治のための基本法典と称されるが、後述のように、唐の永徽律の注釈書である『唐律疏議』と本章に推測復原された開皇律・大業律の内容とを比較・分析すると、唐の律が隋の大業律に基づいて、一部を改変して編纂されたと考えられる。

滋賀秀三氏は中国律令の発展の流れを、戦国秦漢の原始律令期、魏晋南北朝の律令形成期、隋唐前半の律令古典期、唐後半五代宋の律令変形期、明清の律例典時代のように、五つの時期に分けた⁽¹⁾。『左伝』昭公六年、載叔から鄭子産への手紙に、「夏有_レ乱_レ政而作_二禹刑_一、商有_レ乱_レ政而作_二湯刑_一、周有_レ乱_レ政而作_二九刑_一」とあり、これによって中国では夏の時代に律令のような国家法典（狭義の律）が存否していたか否かは疑問であるが、公的な刑罰（広義の律）が存在していたと考えられる。一九七五年に中国の湖北省雲夢県睡虎地で秦代の竹簡が発見され、この睡虎秦簡と呼ばれる竹簡によって、中国においてもっとも早くの律—秦律—をうかがうことができる。二世紀の中国の漢武帝は道義を基礎とする儒教で国を治め、礼制に基づいて律令を編纂した。通説では、秦の時代から千年の発展を経た唐の開元二十五年の律令がもっとも完成した国家統治のための基本法典とされているが、私見では、後述するように、六世紀末に中国を統一した隋王朝（五八一～六一八）の開皇・大業律令こそが、その後に編纂された律令に影響を与えたと言える。

唐の律令の研究は多くの成果を上げている⁽²⁾。特に、二〇〇六年、北宋天聖令の公刊と共に、研究者らは唐令の復原及び日唐律令の比較研究にあらためて着手した。但し、隋王朝の律令は重視されてこなかった。程樹徳氏の『九朝律考』及び倪正茂氏の『隋律研究』以外、隋王朝の律令を研究している研究者はほぼいない。わずかに三十数年の間しか存在しなかった隋王朝が文字史料を殆ど残しえなかったことが、隋王朝の律令が重視されてこなかった一因であろう。

しかし、六・七世紀は、隋唐王朝の出現・膨張により生じた東アジア諸地域の一大変動期である。当時の皇帝が周囲の諸地域（朝鮮半島、日本列島など）の諸国の君長（首長）に国王や将軍の官爵を授けて支配下に置く冊封、都督府・州県を設定して君長をその長官に任命し、既存の社会の統治を認める羈縻などの政策は体制として中国を中心とする東アジアの国際秩序の場を形成し、その性格を規定する機能をもった、と西嶋定生氏は指摘している⁽³⁾。さらに、隋王朝の各制度は隋の時代だけでなく、清の時代までの千年以上の間に影響を与えた。

一方、唐令は散逸したが、現存する『大唐開元礼』と唐令の逸文とを比較すると、令は礼と重複する部分があった。礼制の存在によって、中国においては、令よりも律が重要であるとわかる。また、隋令にかかわる史料は少ないため、隋令の復原はほぼ不可能である⁽⁴⁾。したがって、隋律内容の復原により、隋王朝と唐王朝の国家制度と統治システムをより深く理解できるだけでなく、隋王朝が冊封国である百済、高句麗と新羅や、朝貢国である倭国に与えた影響をも明らかにすることができると思われる。

本章は、『隋書』の「人物伝」を検討の対象とし、「人物伝」の中から、明確に記載されなかった律の条文(犯罪事件)を抽出して分析する。文章において同じ形のものが『唐律疏議』などの史料にも見出される場合だけでなく、刑罰の内容において同趣旨のものが『唐律疏議』などの史料にも見出される場合も、隋律の内容として推定復原しておきたい。

第一節 隋王朝の成立と隋律

上述のように、隋王朝の開皇律は隋王朝から清王朝まで、千年以上にわたって律令の発展に影響を与えた。開皇律だけではなく、隋王朝の様々な制度(科挙、大索貌閱など)はその後の中国の制度、または東アジア諸国の制度の成立・発展にさえも大きく影響を与えた。本節は、隋王朝の成立や隋王朝の諸制度について紹介し、開皇律と大業律の制定情况及び両律の相違点を比較・分析する。

五八〇年、残虐な北周宣帝が病死したことにより、わずか八歳の静帝が即位した。最高の権力を握っていた外戚の北周勳臣楊堅(後の隋文帝)は諸王を殺し、戦争を経ず、比較的平和な方式を通じて、静帝に帝位を禅譲させた。五八一年、年号を「開皇」に改元した。その後、五八九年陳国の都に攻撃し、一年後の五九〇年、南北朝の統一を果たした。倪正茂氏は、隋王朝の平和な政変が二つの問題を招いたと指摘した。一つは、一定の時間を要する戦争を経なければ、前の政権の敵対勢力を消滅または鎮圧は不可能であること。もう一つは、文帝に手を貸した官人らが文帝即位後に高い権力を手に入れたため、文帝にとって早期に権力を握る必要性が差し迫ったこと。上述の状況は隋王朝の制度及び法律の制定に大きな影響を与えた⁽⁵⁾。

宋代以降、隋王朝の法典は散逸したが、『隋書』卷第二十五志二十一刑法志によって、隋王朝には、開皇元年(五八一)に編纂して頒布した「開皇一年律令」、開皇三年(五八三)に「開皇一年律令」に基づいて修訂して頒布した「開皇三年律令」と、大業二年(六〇六)に編纂し、大業三年(六〇七)に頒布した「大業律令」の三つ法典があったことが知られる。開皇律令について記述する『隋書』卷第二十五志二十一刑法志に⁽⁶⁾、

(前略)高祖既受_周禪_一、開皇元年、(中略)、更定_新律_一、奏上之。定訖、詔頒之曰、(中略)。三年、因覽_{刑部}奏_一、斷獄數猶至_數萬_一、(中略)。又敕_{蘇威、牛弘}等、更定_新律_一。

とあり、開皇元年に隋文帝の詔によって、新たな律令を編纂して頒布したことがわかる。このときに編纂された律令は「開皇一年律令」である。開皇三年、隋文帝は刑部から奏上する文書を閲覧するときに、開皇一年に編纂された律が厳苛すぎることを認識し、蘇威と牛弘に命じて、改めて律令を修訂させた。このように、「開皇一年律令」を参考して編纂された「開皇三年律令」が、後の開皇律令である。同じく大業律令に関する記述もある。

(前略) 煬帝即位、以_二高祖禁網深刻_一、又敕修_二律令_一、除_二十惡之條_一。(中略)。三年、新律成。(中略)。其五刑之内、降從_二輕典_一者、二百余條。其枷杖決罰訊囚之制、并輕_二於旧_一。

隋煬帝が即位した後、文帝の時期に編纂された開皇律が厳苛であるため、再び律令を編纂し、「十惡」条を除くほか、二百条以上の条文の懲罰の程度を減らした。これによれば、開皇律と比べ、大業律の懲罰の程度は軽かったと考えられる。しかし、ここで注意すべきは、『旧唐書』に武徳律の編纂に対する描写である。『旧唐書』卷五十志第三十刑法には⁽⁷⁾、

(前略) 又許_二以_レ官当_レ罪_一。以_レ官当_レ徒者、五品已上犯_二私罪_一者、一官当_レ徒_二二年_一、九品已上、一官当_レ徒_二一年_一。若犯_二公罪_一者、各加_二一年_一。以_レ官当_レ流者、三流同_二比徒四年_一、仍各解_二見任_一。(中略) 比_二隋代旧律_一、減_二大辟者九十二条_一、減_二流入_レ徒者七十一条_一。

とある。『旧唐書』卷五十志第三十刑法に「因_二開皇律令_一而損益之、尽削_二大業所_レ用煩峻之法_一」とある記述によれば、上文の「隋代旧律」は開皇律であるところに相違ない。すなわち、開皇律を準正とした唐の武徳律は開皇律に基づいて、そのうち厳苛な一六三条の律条文を削除して編纂したものであるのが知られる。しかし、前述のように、同じく開皇律を準正とした大業律については、二百条以上の律条文の懲罰の程度を減らしたと記されている。武徳律の編纂の際に削除された開皇律の律条文数より、大業律の編纂の際に削除された開皇律の律条文数は多い。

また、開皇律に「以_レ官当_レ流」に対する規定は、「(犯私罪) 当_レ流者、三流同_二比徒三年_一。若犯_二公罪_一者、徒各加_二一年_一、当_レ流者各加_二一等_一」である。私罪を犯した官員に三流とも比徒三年を処すべきであるという点は唐・武徳律と全く同じであるが、公罪を犯した当流の官員に、隋開皇律によれば、一年を加えるのではなく、罪を一等上げることになる。以上から見れば、疑問点は以下の二点ある。第一に、開皇律と比べ、大業律はさらなる厳苛な法典であるのか。第二に、武徳律が開皇律に基づいて編纂したとされている通説は間違いないのか。

後述のように、唐王朝が大業律令を廃止した後も、一部の法令に規定している官名を使

用し続けていたことからみれば、早くとも武徳二年までには、唐王朝は開皇令の官制を使用せず、大業令を使用したと推測できよう。その原因は、池田温氏が指摘しているように、唐王朝が成立した当初、すべてを開皇当時に戻すことは現実には不可能であったため、その国制には大業の制度や唐の新制が混在することとなった⁽⁸⁾。また、開皇・大業両律の厳苛度から考えると、唐王朝の武徳律の編纂は、開皇律より軽い現行法である大業律を参照した可能性が極めて大きいと考える。『旧唐書』に「因_レ開皇律令_一而損益之、尽削_レ大業所_レ用煩峻之法_一」と記載されている原因は、おそらく隋から帝位を継承した李淵が、ただ当初の煬帝の残酷な統治を政治的に否定するためであろう。

第二節 隋王朝の制度

(一) 三省六部制の成立

隋王朝が成立した後、文帝は『周礼』によって成立した六官制度を廃除し、宰相を納言、中書令知政事及び尚書左右僕射の共同担任にした。門下省と中書省は宮外へ移され、尚書省とともに国家を管理することになり、国家統治のシステムである「三省制」が確立された。尚書省が全国の政務を統括し、その下に六部が設置された。「六部制」を確立することによって、中央集権を強化することができた。

『隋書』の「地理志」に、「開皇三年、遂におのおのの郡を廃し」とあり⁽⁹⁾、隋王朝は「要を存して閑を去り、小を併せて大と為す」とあるのに基づき⁽¹⁰⁾、州・郡・県の三級制を、州・県二級制に改制したとわかる。一方、開皇十四年（五九四）、州県の官人は三年ごとに転任するという格が制定され⁽¹¹⁾、九品以上の官人は中央に直接に任命されることとなった。これによって、開皇律令（格式）の頒布を通じて、州郡県及び地方出身の官人の数を削り、地方統治を強化できるようになった。

隋王朝の官制について、六部の官名は『隋書』卷二十八志第二十三百官下には⁽¹²⁾、

三年四月、詔尚書左僕射、掌判_レ吏部、礼部、兵部三尚書事_一、（中略）尚書右僕射、掌判_レ都官、度支、工部三尚書事_一、又知_レ用度_一。余皆依_レ旧。（中略）六年、尚書省二十四司、各置_レ員外郎一人_一、以司_レ其曹之籍帳_一。侍郎闕、則釐_レ其曹事_一。（中略）煬帝即位、多所改革。三年定_レ令、品自第一至_レ於_レ第九_一、唯置_レ正從_一、而除_レ上下階_一。（中略）尚書省六曹、各侍郎一人、以二_レ尚書之職_一。又增_レ左、右丞階、與六侍郎_一、並正四品。諸曹侍郎、並改為_レ郎。又改_レ吏部_一為_レ選部郎_一、戸部為_レ人部郎_一、礼部為_レ儀曹郎_一、兵部為_レ兵曹郎_一、刑部為_レ憲部郎_一、工部為_レ起部郎_一、以異_レ六侍郎之名_一。（中略）尋又每減_レ一郎_一、置_レ承務郎一人_一、同_レ員外之職_一。

とあるように、開皇三年の隋王朝の官制は六部の長官である尚書令の下に左右僕射があり、

左僕射は吏部、礼部及び兵部を管轄し、右僕射は都官（刑部）、度支（戸部、民部）及び工部を管轄していたと分かる。開皇六年になると、六部尚書の所管の二十四司（尚書一人はそれぞれ四司を管轄）に員外郎一人を設置した。侍郎が任命されない場合、員外郎はその曹の庶務を処理する。大業三年（六〇七）に六部尚書の下に侍郎を新設したうえ、それまでの諸曹の侍郎を郎に改名し、新設した侍郎の下に置き、多くの郎の官名も改めた。たとえば、吏部郎を選部郎に、戸部郎を人部郎に、礼部郎を儀曹郎に、兵部郎を兵曹郎に、刑部郎を憲部郎に、工部郎を起部郎に変更した。そして、開皇六年に設置した六部の員外郎を撤廃して承務郎を新設した。すなわち、隋王朝の官僚構造は開皇三年の部尚書・部侍郎から、開皇六年の部尚書・部侍郎・部員外郎を経て、大業三年の部尚書・部侍郎・部郎・部承務郎に変遷したのである。

一方、唐王朝初期（武徳三年まで）の官制の詳細は『旧唐書』卷四十三志第二十三職官二に詳しく記載されている。『旧唐書』卷四十三志第二十三職官二には⁽¹³⁾、

尚書都省龍朔二年、改_レ為_二中台_一、光宅元年、改_レ為_二文昌台_一。神龍初復。尚書省領_二二十四司_一。六尚書、各分領_二四司_一。尚書令一員。正二品。武徳中、太宗為之、自_レ是闕而不_レ置。令_下總領_二百官_一、儀刑端揆_上、其属有_二六尚書_一、一曰吏部、二曰戸部、三曰礼部、四曰兵部、五曰刑部、六曰工部。凡庶務、皆会而決之。左右僕射各一員、從二品。龍朔二年、改_レ為_二左右匡政_一、光宅元年、改_レ為_二文昌左右相_一、開元元年、改_レ為_二左右丞相_一、天寶元年、復_レ為_二左右僕射_一。掌_下統理_二六官_一、綱紀庶務_上、以_二令之職_一。自不_レ置_レ令、僕射總判_二省事_一。御史糾劾_二不当_一、兼得_レ彈_レ之。左右丞各一員。左丞、正四品上。右丞、正四品下。龍朔改_レ為_二左右肅機_一、咸亨復、永昌元年、升_レ為_二從三品_一也、如意元年、復_二四品_一也。左丞掌_下管轄_二諸司_一、糾正_二省内_一上、勾_二吏部、戸部、礼部十二司_一、通判_二都省事_一。若右丞闕、則並行_レ之。右丞管_二兵部、刑部、工部十二司_一。若左丞闕、右丞兼知_二其事_一。御史有_二糾劾不当_一、兼得_レ彈_レ之。

とあり、武徳年間、唐王朝の尚書省は吏部、礼部、兵部、刑部（都官）、戸部（度支）及び工部の六部からなる、尚書令の下に左右僕射、左右僕射の下に左右丞があると知られる。また同卷には六部の構造について叙述されている。ここで吏部に関する一部の規定を掲げる。

吏部尚書一員、正三品。龍朔二年、改_レ為_二司列太常伯_一、光宅元年、改_レ為_二天官尚書_一、神龍復_レ為_二吏部尚書_一也。侍郎二員。正四品上。隋煬帝大業三年、尚書六曹、各置_二侍郎一人_一、以_二尚書之職_一、並正四品。国家定_レ令、諸曹侍郎降_レ為_二正四品下_一、唯吏部侍郎為_二正四品上_一。龍朔改_レ為_二司列少常伯_一、咸亨復。綏章元年、吏部、兵部各增置_二侍郎一員_一也。（中略）司封郎中一員、從五品上。隋曰主爵郎、武徳因之。龍朔二年改_レ為_二司封大夫_一、光宅改_レ為_二司封郎中_一也。司封員外郎一員、從六品上。主事二人、從九品上。令史四人、書令史九人、掌固四人。

これは吏部の構造である。吏部尚書は一人で、正三品である。侍郎は二人で、この官職は隋大業三年に設置されたのである。そして、司封郎中は一人で、隋の時に主爵郎と称され、武徳時期にも主爵郎と称される。また、『通典』卷第二十三職官五尚書下には⁽¹⁴⁾、

(前略) 員外郎一人。隋開皇六年、置_二吏部員外郎一人_一。煬帝三年、改_レ為_二選部承務郎_一。武徳三年復_レ旧。(中略) 員外郎一人。隋文帝置。煬帝改_レ為_二主爵承務郎_一。武徳初、為_二主爵員外郎_一。

とあることと、『旧唐書』卷四十三志第二十三職官二の「郎中二員、従五品上。員外郎二員、従六品上、郎中、員外、自_レ隋已来、随_レ曹改易」によれば、おそらく武徳二年までに司封員外郎は隋の主爵丞務郎と称されると推測できよう。

つまり、武徳二年までには、唐王朝は開皇令の官制を使用せず、大業令を使用したと考えられる。

(二) 大索貌閲と輸籍法

全国の民衆から徴収した租・調・庸は中央集権国家の主要な財政収入である。すなわち、中央の財政収入は課口の数によって決定された。唐令であろうと、日本令であろうと、戸・田及び賦役に関する規定が記載されている。復原された『唐令拾遺』の開元二十五年令の戸籍に関する記述は下記の通りである⁽¹⁵⁾。

諸戸、計_下年将入_二丁老疾_一、応_レ徵免_二課役_一、及給_レ侍_上者、皆県令_レ貌_二形状_一、以為_二定_レ簿_一、一定以後、不_レ須_二更貌_一、若疑_レ有_二奸欺_一者、随_レ事貌定、以附_二手実_一。

これによれば、戸籍に「丁」「老」となる人、「殘、廢、篤疾」となる人、税を徴収すべき人、課税を免除すべき人や侍者を給与すべき人などを記入しなければいけないと規定されていたことがわかる。県令は県内の人の顔を観察し、それらの特徴を戸籍に記入する。一度記入されると、以降は変更不可となる。この制度によって、「丁男」のような「課口」は脱税できなくなったため、国家の財政収入は大幅に増加した。張帆氏は、この政策が隋朝から始まったと指摘している⁽¹⁶⁾。この指摘は妥当であると思う。『隋書』卷六十七列伝第三十二裴蘊には⁽¹⁷⁾、

(前略) 于_レ時猶承_二高祖和平_一之後、禁網疎闊、戸口多漏。或年及_二成丁_一、猶詐_レ為_レ小、未至_レ於_レ老、已免_二租賦_一。蘊歴為_二刺史_一、素知_二其情_一、因_レ是条奏、皆令_二貌閲_一。若一人不_レ実、則官司解_レ職、郷正里長皆遠流配。又許_二民相告_一、若糾得_二一丁_一者、令_三

被_レ糾之家代輸_二賦役_一。是歳大業五年也。諸郡計帳、進_二丁二十四万三千_一、新附口六十四万一千五百。帝臨_レ朝覽_レ状、謂百官曰、前代無_二好人_一、致_二此罔冒_一。今進_二民戸口_一皆從_レ実者、全由_二裴蘊一人用心_一。(後略)

とあり、開皇三年（五八三）、隋文帝は裴蘊の進言を採用し、「大索貌閱」及び「輸籍法」の政策を施行し始めた。それにより、大業五年（六〇九）の際に、諸郡の計帳には、「丁男」は二十四万三千名、人口は六十四万一千五百人増加していることがわかる。租・調・庸を負担する「丁男」人数の増加が国家の財政収入を増加させたに違いない。「或ひは年は成丁になって、猶詐って小と為す」及び「未だ老に至らず、己に租賦を免ずる」の動機は脱税である。開皇三年令の戸令はこの条の条文に対して、どのように規定したか詳細は不明であるが、この制度の起源は隋王朝であり、隋開皇三年令の中に規定されていることは確実である。

また、周知のように、唐王朝だけではなく、倭国はこの規定をも継受した⁽¹⁸⁾。

(三) 租・調・庸・賦役の減輕

中央集権国家の主要な財源は租・調・庸であるため、隋王朝の成立と滅亡は租・調・庸の徴収と緊密な関係があると考えられる。隋王朝の末期には、東都である洛陽城、大運河、長城などを建設し、大業八年（六〇八）から高句麗を三回にわたって征討したため、負担が増加し、庶民の生活が苦しくなった。これが、隋王朝が滅亡した要因とされている。一方、隋王朝は隋文帝の治世の間に、租・調・庸を大幅に減免したことによって、「盛世」となっていた。たとえば、『隋書』卷二十四志第十九食貨には⁽¹⁹⁾、

(前略) 開皇十七年、戸口滋盛、中外倉庫、無_レ不_レ盈積。(中略)、高祖遂停_二此年正賦_一、以賜_二黎元_一。(後略)

とあり、開皇十七年（五九七）、「大索貌閱」という制度が施行されたため、北周と比べ、人口が増加し、畿内と畿外の正倉が充実した。それを理由に、隋文帝がその年の正賦を全部免除した。これによって、前中期の隋文帝の治世は無道ではないと考えられる。租・調・庸の規定に関しては、唐令の規定よりも、開皇令の中に規定された徴収の数はより少ないと思う。同じく同巻には、

(前略) 及頒_二新令_一、(中略)。男女三歳已下為_レ黄、十歳已下為_レ小、十七已下為_レ中、十八已上為_レ丁。丁從_二課役_一、六十為_レ老、乃免。

とある。この時の文帝は即位したばかりであるため、この「新令」は開皇一年に頒布された開皇一年令である。「新令」の戸令では、十八歳以上の人口を丁とし、税を徴収され、賦役

も負担し、六十歳となるまでは免除されないことを規定している。

(前略) 開皇三年正月、帝入_二新宮_一。初令_下軍人以_二二十一_一成丁_上。減_二十二番每_レ歳_一為_二二十日役_一、減_二調絹一疋_一為_二兩丈_一。

開皇三年(五八三)も受田の年齢は変わらず十八歳であるが、成丁の年齢は二十一歳となった。換言すれば、以前より正丁は三年ほどの兵役が減少した。そのうえ、毎年の賦役の日数も三十日間から廿日間に、調絹は一疋(四丈)から二丈に減少した。唐の武徳令の中に下記の如くみえる⁽²⁰⁾、

諸課戸、每_レ丁歳入_二粟二石_一、調則随_二郷土所_レ産_一、綾、絹、絶各二丈。(後略)

唐の武徳令によれば、十八歳は丁と呼び、課口(正丁)ごとに、地元の主産物に応じて綾・絹・絶を献上し、上納物の種類と関係なく、長さは二丈である。武徳令と開皇三年令とを比較すると、唐王朝よりも隋王朝の初期には、庶民の賦役の負担は軽かったといえよう。また、隋王朝の開皇十七年(五九七)の「戸口滋盛、中外倉庫、無_レ不_レ盈積」の状況と武徳令が大業令の一部の官制を使用した点から考えれば、間もなく来る大業年間に、より厳しい徴収規定を規定されているとは想像しにくい⁽²¹⁾。唐王朝の調に対する規定は、隋の「開皇三年令」を継承したかもしれないが、大業令を継受した可能性がないわけでもない。

第三節 隋律内容の推測復原 上

隋律の推測復原については、夙に中国の程樹徳氏が『九朝律考』において、倪正茂氏が『隋律研究』において行っている。程樹徳氏の『九朝律考』は、『隋書』の「刑法志」と『唐律疏議』の対応している条文とを比較したうえで、開皇律令及び大業律令の若干条の条文を推測復原したものの、内容が極めて簡略であり、復原した条文数もわずかである⁽²²⁾。倪正茂氏の『隋律研究』は、『隋書』の中から犯罪事件を抽出し、当時の法律及び規定を推測した。程樹徳氏の『九朝律考』と比べ、倪正茂氏の『隋律研究』は隋王朝の犯罪事件をより網羅的にまとめている。しかし、開皇律令と大業律令に関しては、はっきりと区別せず、唐律との比較もなかった。本節は二人の研究成果をふまえ、『隋書』を網羅的に調査し、全ての犯罪事件を抽出してその時期及び性質を分類し、『唐律疏議』との比較・分析を行う⁽²³⁾。

前述のように、程樹徳氏は隋律の逸文について搜集を行った。本節では氏の研究を踏襲して、『隋書』の「人物伝」の中から、明確に記載されていなかった律の条文(犯罪事件)を抽出して分析する。文書において同じ形のものが『唐律疏議』などの史料にも見出される場合、隋律の条文として推定復原し、より深く検討していく。

(一) 名例律

名例一 001 死刑、002 流刑、003 徒刑、004 杖刑、005 笞刑

五刑については、程樹徳氏、倪正茂氏ともこの条文に言及している。『隋書』卷二十五志二十一刑法に下記の如くみえる⁽²⁴⁾。

(前略) 其刑名有_レ五、一曰死刑二、有_レ絞、有_レ斬。二曰流刑三、有_二一千里、千五百里、二千里_一。応_レ配者、一千里居作二年、一千五百里居作二年半、二千里居作三年。応_二住居作_一者、三流俱役三年。近流加_二杖一百_一、一等加_二三十_一。三曰徒刑五、有_二一年、一年半、二年、二年半、三年_一。四曰杖刑五、自_二五十_一至_レ于_二百_一。五曰笞刑五、自_レ十至_レ于_二五十_一。(後略)

また、『旧唐書』卷五十志第三十刑法には⁽²⁵⁾、

(前略) 有_二笞、杖、徒、流、死_一、為_二五刑_一。笞刑五条、自_二笞十_一至_二五十_一、杖刑五条、自_二杖六十_一至_二杖一百_一、徒刑五条、自_二徒一年_一、遞加_二半年_一、至_二三年_一、流刑三条、自_二流二千里_一、遞加_二五百里_一、至_二三千里_一、死刑二条、絞、斬。大凡二十等。(後略)

とある。前述の「開皇三年律」の五刑は唐律の五刑に対応しているが、内容については、大きな違いがあると思う。まず、『隋書』の「刑法志」では、五刑の配列は死刑を筆頭に、流刑、徒刑、杖刑、笞刑のように刑罰の重さの順で決められた。それに対し、『旧唐書』の「刑法志」の配列は逆である。そのため、開皇三年(五八三)に修訂の「開皇三年律」の名例律の五刑の配列は唐律と異なり、最も重い死刑から、流刑、徒刑、杖刑、笞刑の配列であるかもしれない。また、「応住居作」条に関する規定について、「開皇三年律」と唐律とは異なり、『唐六典』卷六刑部郎中員外郎条注に⁽²⁶⁾、

(前略) 唯三流皆加_二一千里_一、居作三年、二年半、二年皆為_二一年_一、以_レ此為_レ異。(後略)

とある。この史料によれば、唐律は居作者に対して、三流とも一年間の居作に処すが、「開皇三年律」の三流も三年間の居作に処すため、この点から見れば、唐律と比べると、隋開皇律は確かに厳しいと考えられる。

そのほかにも、『隋書』卷二十五志二十一刑法に⁽²⁷⁾、

(前略) 時斗称皆小旧二倍、其贖銅亦加二倍為差。杖百則三十斤矣。徒一年者六十斤、每等加三十斤為差、三年則一百八十斤矣。流無異等、贖二百四十斤。二死同贖三百六十斤。其寔不異。(後略)

とある。大業時期に、「斗」という単位は文帝時期より二倍下回っていたため（文帝時期贖銅量の三分の一）、贖銅の重量に関する規定は二倍上回る（文帝時期贖銅の三倍）。文帝時期の「杖百」の規定は十斤であり、煬帝時期の「杖百」の贖銅數量の三分の一である。これによれば、開皇律と大業律の五刑および五刑の贖銅の方法は完全に一致していると考えられる。

名例一 006 十惡、007 八議

『隋書』卷二十五志二十一刑法には⁽²⁸⁾、「十惡」と「八議」について、

（前略）又置_二十惡之条_一、多採_二後齊之制_一、而頗有_二損益_一。一曰謀反、二曰謀大逆、三曰謀叛、四曰惡逆、五曰不道、六曰大不敬、七曰不孝、八曰不睦、九曰不義、十曰内亂。犯_二十惡及故殺人_一獄成者、雖會_レ赦、猶除_レ名。其在_二八議之科、及官品第七已上_一犯罪、皆例減_二一等_一。其品第九已上犯者、聽_レ贖。（後略）

とある。同じく、『旧唐書』卷五十志第三十刑法の中に⁽²⁹⁾、

（前略）又有_二議請_レ減贖当免之法_一八_一、一曰議親、二曰議故、三曰議賢、四曰議能、五曰議功、六曰議貴、七曰議賓、八曰議勤。八議者、犯_二死罪_一者皆条_二所_レ坐及応_レ議之状_一奏請、議定奏_レ裁。（中略）又有_二十惡之条_一、一曰謀反、二曰謀大逆、三曰謀叛、四曰謀惡逆、五曰不道、六曰大不敬、七曰不孝、八曰不睦、九曰不義、十曰内亂。其犯_二十惡_一者、不_レ得_二依_二議請之例_一。（後略）

とある。「開皇三年律」の「八議」に関する具体的な規定は分からないが、「開皇三年律」と『旧唐書』卷五十志第三十刑法の内容を比較すると、「開皇三年律」の「十惡」条と唐律の「十惡」条とは完全に一致しているといえる。

また、『唐六典』卷六刑部郎中員外郎条注に⁽³⁰⁾、

（前略）周礼、以_二八辟_一麗_二邦法_一、附_二刑罰_一。即八議也。自_レ魏、晋、宋、齊、梁、陳、後魏、北齊、後周及隋、皆載_レ于_レ律。（後略）

とある。これによれば、「開皇三年律」の「八議」条は確実に存在し、内容についても大きな異同はないと思う。しかしながら、『隋書』卷二十五志二十一刑法（煬帝時期）の「又勅して律令を修め、十惡之条を除く」という記述と『唐律疏議』名例律の「十惡」条に「開皇創_レ制、始備_二此科_一、酌_レ於_二旧章_一、数存_レ於_レ十。大業有_レ造、復更刊除、十条之内、唯存_二其八_一」とあることにより、一時的に大業律には十惡に関する規定が存在せず、八惡しか

存在しないことがわかる。第二章第三節に言及したように、養老律の規定、そして唐律の規定とは異なり、戸令集解古記によって復原される大宝律における謀反大逆者とその家族に対する処罰は没官である。これらの特異性から考えれば、おそらく日本律の「八虐」条は隋大業律から継受して成立した可能性が極めて高いと考えられる。

上述のように、大業律の逸文の中に、八議に関する内容はないが、『隋書』卷六十七列伝第三十二裴蘊に⁽³¹⁾、

(前略) 蘊知_レ上意_一、遣_レ張行本_一奏_レ威罪惡_一、帝付_レ蘊推鞠之_一、乃処_レ其死_一。帝曰、未_レ忍_レ便殺_一。遂父子及孫三世並除_レ名。(後略)

とあり、大業時期、張行本は蘇威が煬帝に対する不敬を告発し、蘇威は死罪(十悪にあたる)に処された。しかしながら、蘇威は文帝の高位老臣であるため、「遂に父子及び孫の三世並びに除名す」ることによって、除名に処した。そのため、「十悪(八悪)」と「八議」に相当する条文は存在していたと考えられる。

名例一 017 以官当徒

『隋書』卷二十五志二十一刑法に「開皇三年律」の条文が引用されている⁽³²⁾。

(前略) 犯_レ私罪_一以_レ官当_レ徒者、五品以上、一官当_レ徒二年_一、九品以上、一官当_レ徒一年_一、当_レ流者、三流同_レ比徒三年_一。若犯_レ公罪_一者、徒各加_レ一年_一、当_レ流者各加_レ一等_一。其累_レ徒過_レ九年_一者、流_レ兩千里_一。(後略)

『唐律疏議』の「以官当徒」条はこの規定と対応している。

(前略) 諸犯_レ私罪_一、以_レ官当_レ徒者、五品以上、一官当_レ徒兩年_一、九品以上、一官当_レ徒一年_一、若犯_レ公罪_一者、各加_レ一年_一当_一。以_レ官当_レ流者、三流同_レ比徒四年_一。(後略)

「開皇三年律」の規定と『唐律疏議』の「以官当徒」とを比較すると、唐律は「三流同比徒四年」と規定しているものの、「開皇三年律」は三年間の徒刑に処すと規定している。また、「開皇三年律」には、徒刑の服役の時間が九年間を超えれば、犯罪者に二千里の流刑に処すと規定した。したがって、「開皇三年律」の中に、「以官当徒」条に対応している条文は存在していたと考えられる。

名例一 018 十悪反逆縁坐(除名)

『隋書』卷二十五志二十一刑法の中には、「除名」に関する規定がある⁽³³⁾。

(前略) 犯_二十惡及故殺人_一獄成者、雖_レ會_レ赦、猶除_レ名。(後略)

この条文には、「十惡」及び「故殺人」を犯して入獄した者は、大赦に合い、罪を免除することができるが、除名することは免除できない、と規定している。

『唐律疏議』の「十惡反逆緣坐」条には、

(前略) 諸犯_二十惡、故殺人、反逆緣坐、獄成者、雖會赦、猶除名。(後略)

とある。唐律の中に反逆及び緣坐を規定しているが、それ以外の内容についてほぼ同様である。したがって、「開皇三年律」の中には「故殺人」条と「除名」条が存在していたと推定できる。

(二) 衛禁律

衛禁下 076 宿衛兵仗

『隋書』卷四十六列傳第三十一源師には⁽³⁴⁾、

(前略) 帝在_二顯仁宮_一、勅宮外衛士不_レ得_二輒離_二所_レ守_一。有_二一主帥_一、私令_二衛士出_レ外_一、帝付_二大理_一繩_レ之。師拋_レ律奏_レ徒、帝令_レ斬_レ之。(後略)

とある。これによれば、文帝(開皇律)は皇帝宮殿の衛士が勝手に宮殿から離れることを禁止し、律令(開皇三年律)によって、違反した者を死刑に処していることが知られる。程樹徳氏は本史料によって、「私令衛士出外課徒」条を復原したが、これは妥当ではないと思う。唐律の「宿衛兵仗」条がこの史料に対応している。『唐律疏議』の「宿衛兵仗」条には、

諸宿衛者、兵仗不_レ得_レ遠_レ身、違者杖六十、若輒離_二執掌_一、加_二一_レ等_一、別處宿者、又加_二一_レ等_一。主帥以上、各加_二二_レ等_一。

とあり、皇帝の衛士が自分の司る所から勝手に離れたとき、「杖七十」に処し、主帥以上ならば「杖九十」に処す。「開皇三年律」は自分の司り所から離れば、徒刑に処すと規定していたが、文帝の命令によって死に処した。ところが、この記事の趣旨は『唐律疏議』の規定と同じである。したがって、開皇律の中に、「宿衛兵仗」条と対応している条文があったと考えられる。

(三) 職制律

職制上 088 越度縁辺関塞

この律条文については、程樹徳氏が『九朝律考』にも言及がある。『隋書』卷六十五列伝第五十字文智及には⁽³⁵⁾、

遂勸_二化及_一遣_レ人入_レ蕃、私為_二交易_一。事発、当_レ誅、述独證_二智及罪惡_一、而為_二化及_一請_レ命。

とあり、文帝時期（開皇律）、宇文智及が宇文化及に藩国へ使者を派遣することを勧めた。宇文化及が藩人と密かに取引したことが露見したため、死刑に処すべきである。唐令の中に、国人は外藩との取引が禁止され、官衙の規定した特定な時間と特定な場所だけに貿易を行うことができる規定している。『唐律疏議』の中にこの史料と対応している条文がある。

諸越度_二縁辺関塞_一者、徒兩年。共_二化外人_一私相交易若取_レ與者、一尺徒二年半、三疋加_二一等_一、十五疋加_二流役_一。

『唐律疏議』の中には、化外人と秘かに取り引きした人が、贓が一尺であれば二年半間の徒刑に処し、贓が十二丈であれば三年間の徒刑に処し、贓が六十丈であれば流刑を加えるところがある。しかし、文帝(開皇律)は徒刑と流刑に処すことでなく、死刑を下した。これによれば、「開皇三年律」では「共化外人私相交易」に関する刑法がより重い、「越度縁辺関塞」という条文が存在することは確実である。唐律の本条は開皇律を降一等で継承したと考えられる。

職制上 093 刺史県令私出界

『隋書』卷五十九列伝第二十四齊王暕には⁽³⁷⁾、

(前略) 時制県令無_レ故不_レ得_レ出_レ境、有_レ伊闕令皇甫詡幸_レ於_レ暕、違_レ禁將_レ之_二汾陽宮_一。(後略)

とある煬帝（大業律）は県令が無断に県境から離れることを禁止すると規定している。伊闕県令である皇甫詡は楊暕に寵信されたため、楊暕が禁令違反して皇甫詡を汾陽宮に連れて行った。結果は不明であるが、「違禁」とあることから、当時、これに関する規定が存在することは間違いない。

『唐律疏議』には、この史料と対応している条文がある。

諸刺史、県令、折衝、果毅、私自出_レ界者、杖一百。

刺史・県令は無断に堺から離れば、杖一百に処す。『隋書』は処罰についての規定を記載していないが、大業律の中には「県令私出界」条と対応している規定があったと考えられる。

職制上 105 乘輿服御物

『隋書』卷五十五列伝第二十乞伏慧には、以下の記事がみえる⁽³⁸⁾。

大業五年、征吐谷渾、郡濱西境、民苦劳役、又遇帝西巡、坐為道不整、獻食疎薄、帝大怒、命左右斬之。見其無髮、乃积、除名為民。

この記事によると、大業五年、吐谷渾を討伐する際に、煬帝は西方へ巡視した。ところが、道は荒れ果て、献上された食事も粗末であった。煬帝は怒り、乞伏慧を死刑に処すように命じた。『隋書』卷四十七列伝第十二柳謩に類似の記載がある⁽³⁹⁾。

帝幸遼東、召謩之、檢校燕郡事。及帝班師、至燕郡、坐供頓不給、配戍嶺南、卒於滙口、時年六十。

煬帝は遼東へ行幸した時、柳謩を召して燕郡の事務について詢問した。都へ戻る際に、燕郡に寄った。献上された物品が闕乏であったため、柳謩が処罰され、嶺南へ配防された。六十歳の際に滙口に亡くなった。『唐律疏議』には、

諸乘輿服御物、持護修整不如法者、杖八十、若進御乖失者、杖一百。其車馬之属不調習、駕馭之具不完牢、徒二年。未進御、減三等。応供奉之物闕乏者、徒一年、其雜供有闕、答五十。

とある。下線部によると、献上すべき物品が欠乏すれば⁽⁴⁰⁾、一年間の徒刑に処す。本規定は上述『隋書』の史料の内容に対応している。大業律の中に「乘輿服御物」条に関する規定が存在していると考えられる。

職制上 109 漏泄大事

『隋書』卷六十三列伝第二十八元寿には⁽⁴¹⁾、

数漏泄省中語。

とあり、この記事によると、だれかが何回も尚書都省の事務を漏洩した。程樹德氏は漢律を

参考にして本条を復原し、「洩漏」と命名したが、『唐律疏議』の中に本条に関する記載がある。

諸漏泄_三大事_二応_レ密_一者、絞。大事、謂潜謀討襲及收捕謀叛之類。非_三大事_二応_レ密_一者、徒一年半、漏泄_三於_二蕃国使者_一、加_二一等_一。

隠すべき大事を漏洩した人は、絞刑に処すとある。ここでいう大事とは、戦争の計画及び謀叛の犯人の追放などの情報である。大事ではなく、隠すべき情報を漏洩した人は一年間半の徒刑に処す。秘密あるいは情報を藩国の使者に漏洩した場合、大事を漏洩すれば斬刑に処し、大事でなく秘密を漏洩すれば二年間の徒刑に処す。史料の中には、元寿がどのような刑罰を受けたのか言及していなかったが、尚書都省の情報を漏洩した行為を犯罪と判定したことがわかる。これによって、開皇律のなかに「漏泄大事」に関する条文が存在していたと考えられる。

職制上 110 玄象器物

『隋書』卷二帝紀第二高祖下には、下記の史料がみえる⁽⁴²⁾。

制_三私家不_レ得_レ隱藏_二緯候図讖_一。

文帝（開皇律）が制を頒布し、占卜天文及び緯讖に関する書籍を密かに保有することを禁止した。『隋書』卷三十二志第二十七經籍には⁽⁴³⁾、

煬帝即位、乃_レ使四出、搜_三天下書籍、與讖緯_二相_レ涉_一者、皆焚_レ之、為_レ吏所_レ糾者至_レ死。

とあり、煬帝が即位した後、使者を派遣し、全国の書籍を収集した。そして、占卜天文及び緯讖に関する書籍を燃やした。占卜天文及び緯讖に関する書籍を保有している人を発見したら、死刑に処す。『唐律疏議』の中に、これらの記事と対応している条文がある。

諸玄象器物、天文、図書、讖書、兵書、七曜曆、太一、雷公式、私家不_レ得_レ有、違者徒二年。私習_二天文_一者亦同。其緯、候及論語讖、不_レ在_二禁限_一。

上記の記述によれば、各種類の玄象器物、天文、図書、讖書、兵書、七曜曆、太一、雷公式に関する書籍が禁止された。これに違反した者は二年間の徒刑に処す。密かに天文を学習した者も同様である。五経、尚書、論語の三種は対象外となる。開皇十三年（五九三）には、五経及び尚書も禁止された。煬帝時期（大業律）は占卜及び天文に関する書籍のみを禁止し

た。これによって、『唐律疏議』の「玄象器物」条は開皇律を継承したと考えられる。何れにしても、開皇律でも大業律でも、「玄象器物」に関する規定があったと考えられる。

職制上 112 被制書施行違者

『隋書』卷六十五列伝第三十吐万緒には⁽⁴⁴⁾、

(前略) 帝不_レ悦、密令_レ求_二緒罪失_一、有_レ司奏_二緒怯懦違_レ詔_一、於_レ是除_レ名為_レ庶民、配_レ防_二建安_一。(後略)

とあり、煬帝の時期（大業律）、吐万緒が詔書に抵抗したことが上奏された。その結果、吐万緒は除名されて庶民となり、建安に配防された。程樹徳氏はこの史料を「違拒詔書」と命名し、大業律に分類した。しかし、『唐律疏議』の中にこの記事と対応している条文がある。

諸被制書有_レ所_二施行_一而違者、徒二年。失錯者、杖一百。

皇帝が頒布した制（詔）書に抵抗すれば、二年間の徒刑に処す。皇帝の詔に違反したことにより処される刑法が異なるが、開皇十三年（五九三）に、「徒及び流を改め、並びに配防と為す」る制が頒布されたので、大業律はこれを継承したはずである。それゆえに、吐万緒は建安に配防されたのであろう。唐律は「開皇三年律」を継承したはずであるため、徒刑に処すと規定した。したがって、開皇律と大業律は、違詔についての規定は異なっているが、両律ともに「被制書施行違者」と対応している条文があったと考えられる。

職制中 117 事応奏而不奏

『隋書』卷四十六列伝第十一蘇沙羅伝には⁽⁴⁵⁾、

会_二蜀王秀廢_一、吏案奏_二沙羅_一云、王奉為_レ奴所_レ殺、秀乃詐称_二左右斬_レ之_一。又調熟_二獠_一、令_レ出_二奴婢_一、沙羅隱而不_レ奏。由_レ是除_レ名、卒_レ於_レ家。

とあり、文帝時期（開皇律）、王奉は自己の奴に殺害され、楊秀が事実を隠したことを知った沙羅も上級の官人に上申しなかったため、解職され、除名されて庶民となった。『唐律疏議』には、このような事件に関する規定がある。

諸事_レ應_レ奏而不_レ奏、不_レ應_レ奏而奏者、杖八十。應_二言上_一而不_二言上_一、雖_二奏上_一、不_レ待_レ報而行、亦同。不_レ應_二言上_一而言上及不_レ由_二所管_一而越言上、應_二行下_一而不_二行下_一及不_レ應_二行下_一而行下者、各杖六十。

皇帝に上奏すべき事情を上奏しなければ、杖八十に処す。上級官人に上申すべき事情を上申しなければ、杖六十に処す。蘇沙羅事件に見える処罰と『唐律疏議』の「事応奏而不奏」条の趣旨は同じである。したがって、開皇律の中に「事応奏而不奏」条と対応している条文があったと考えられる。

職制下 138 監主受財枉法

『隋書』卷六十二列伝第二十七劉行本には⁽⁴⁶⁾、

雍州別駕元肇言_レ於_レ上曰、有_一州吏_一、受_一人餽錢三百文_一、依_レ律合_一杖一百_一。然臣下車之始、與_レ其為_レ約。此吏故違、請_レ加_一徒一年_一。

とある。雍州別駕である元肇は、ある州の官人が他人の三百文の銅錢を受け取った。律令によって杖一百に処すべきであるが、元肇は赴任した際に彼と約束したが、この州の官人は悪いと知りつつわざと銅錢を受け取ったため、「杖一百」を処すにあたり、「徒一年」を加えたい、と皇帝に上奏した。程樹徳は本条を復原し、「監臨受_一財三百文_一杖一百」を命名した。『唐律疏議』の中にこの内容と対応している条文がある。

諸監臨主司受_レ財而枉_レ法者、一尺杖一百、一疋加_一一等_一、十五疋絞、不_レ枉_レ法者、一尺杖九十、二疋加_一一等_一、三十疋加_一役流_一。

監臨主司が他人の財物を受け取って法を曲げたとき、一尺（絹など）を受け取れば、杖一百に処す。一疋を受け取れば、徒一年に処す。十五疋を受け取れば、絞刑に処す。他人の財物を受け取って法を曲げなければ、一尺を受け取れば、杖九十に処し、両疋を受け取れば、杖一百に処し、三十疋を受け取れば、杖一百後流刑に処す。これによって、開皇律の中に「監主受財枉法」と対応している条文があったと考えられる。

職制下 148 挾勢乞索

『隋書』卷五十六列伝第二十一楊汪には、下記の史料がみえる⁽⁴⁷⁾。

達遂私於_レ汪曰、我当薦_レ君為_一左丞_一、若事果、当以_一良田_一相_レ報也。汪以_レ達所_レ言奏之、達竟以獲_レ罪、卒拜_レ汪為_一尚書左丞_一。

この史料によって、文帝時期（開皇律）、王達は密かに楊旺に俺（王達）は君（楊汪）を左丞として推薦し、良田を見返りにした。楊汪は王達の話を経帝に上奏したため、王達は刑罰に処された。程樹徳氏は、この史料を「有事以許財」条として推定復原したが、この史料では、下級官人の楊旺が財物で位階の上昇を求めたわけではなく、上級官人の王達が楊汪に

位階の上昇を要求し、良田を報酬にした事柄であるため、開皇律に「挾勢乞索条」と対応した条文があったと考えられる。

また、『隋書』卷四十五列伝第十孝王俊には⁽⁴⁸⁾、

其後俊漸奢侈、違犯_二制度_一、出_レ錢求_レ息、民吏苦_レ之。上遣_レ使按_二其事_一、與_レ相_二連坐_一者百余人。

とあり、文帝時期（開皇律）、孝王は制度に違反した。強制的に庶民に金を貸して利子を儲ける行為は、庶民を苦境に追い込んだ。皇帝はこの事件に関わった数百人を処罰した。『唐律疏議』の中にこの史料と対応している条文がある。

（前略）諸因_レ官挾_レ勢幾豪強之人乞索者、坐_三贓論_レ減_二一等_一、将送者、為_レ從坐。（後略）

したがって、「開皇三年律」の中に「挾勢乞索」条と対応している条文があったと考えられる。

第四節 隋律内容の推測復元 下

（四）戸婚律

戸婚上 150 脱戸 151 里正（長）不覺脱漏 152 州県不覺脱漏

『隋書』卷六十七列伝第三十二裴蘊には⁽⁴⁹⁾、

（前略）于_レ時猶承_二高祖和平_一之後、禁網疎闊、戸口多漏。或年及_二成丁_一、猶詐_レ為_レ小、未至_レ於_レ老、已免_二租賦_一。蘊歷_レ為_二刺史_一、素知_二其情_一、因_レ是条奏、皆令_二貌閱_一。若一人不_レ実、則官司解職、郷正里長皆遠流配。又許_二民相_レ告_一、若糾得_二一丁_一者、令_下被_レ糾之家代_レ輸_二賦役_一上。（後略）

とあり、文帝時期（開皇律）、多数の「戸口」が戸籍に記入されていなかったため、「大索貌閱」という制度を制定した。一箇所でも情報が実際と合わなければ、官司のすべての官人が解職され、郷正・里長もすべて「遠流配」に処すとある。程樹徳氏が『隋書』の「裴蘊伝」を根拠とし、「里長脱戸」条を推測復元したが、これは妥当ではないと思う。この史料が「里長脱戸」について言及したことはなく、郷正ないし里長の管轄する範囲に、「脱戸」または「漏戸」の状況が存在すれば、郷正ないし里長が「遠流」の刑に処すと規定しただけである。

『唐律疏議』のなかでこの史料と対応している条文は、「脱戸」と「里正不覺脱漏」、「州県不覺脱漏」の三条である。

諸脱_レ戸者、家長徒三年、無_二課役_一者減_二二等_一、女戸又減_二三等_一。脱口及増減年状謂_二疾、老、中、小之類_一。以_レ免_二課役_一者、一口徒一年、二口加_二一等_一、罪止_二徒三年_一。(中略)。諸里正不_レ覺_二脱漏増減_一者、一口答四十、三口加_二一等_一、過_二杖一百_一、十口加_二一等_一、罪止_二徒三年_一。不_レ覺_二脱戸_一者、聽_レ從_二漏口法_一。州県脱戸亦準_レ此。若知_レ情者、各同_二家長法_一。(中略)。諸州県不_レ覺_二脱漏増減_一者、県内十口答三十、三十口加_二一等_一、過_二杖一百_一、五十口加_二一等_一。州隨_二所_レ管県多少_一、通計為_レ罪。(後略)

脱戸者の家長(戸主)は三年間の徒刑に処し、無課役者(未成年の課口)及び女戸(不課口)も脱戸すれば、処分されると規定した。もし里正(里長)が脱漏の状況を発見できなければ、課口を単位として答四十を下し、州県が脱戸した場合も同様である。第二節にも言及したように、開皇三年(五八三)、隋文帝は裴蘊の進言を採用し、「大索貌閱」及び「輸籍法」の政策を施行し始めた。開皇三年戸令はどのように規定したか詳細は不明であるが、この制度の起源は隋王朝であり、それに対応する律も存在していたはずである。したがって、開皇律の中には、「脱戸」と「里正不覺脱漏」、「州県不覺脱漏」の三条と対応する条文が存在していると考えられ、開皇律では「里正不覺脱漏」ではなく、「里長不覺脱漏」であったと推測できる。

戸婚中 167 在官侵奪私田

『隋書』卷四十二列伝第十七李徳林には⁽⁵⁰⁾、

九年、車駕幸_二晋陽_一、店人上表訴称、地是_二民物_一、高氏強奪、於_レ内造_レ舍。(中略)、奏云、高阿那肱是_二乱世宰相_一、以_二諂媚_一得_レ幸、枉取_二民地_一、造_レ店賃_レ之。徳林誣調、妄奏自入。李円通、馮世基等又進云、此店收_レ利如_レ食_二千戸_一、請_二計_レ日追_レ贓_一。

とあり、開皇九年(五八九)、皇帝(文帝)は晋陽へ幸行したところ、ある人が皇帝に、この田地は農民に属すべきだが、高阿那肱に奪われ、住宅も建てられた、と上奏した。蘇威は、高阿那肱が以前の宰相として諂媚で官位を授予され、庶民の田地を奪い、住宅を建て、家賃をもうけている、と皇帝に上奏した。高阿那肱は官人であるが、庶民の田地を奪った。このような犯罪事件に関して、『唐律疏議』の「在官侵奪私田」条は処罰を規定している。

諸在_レ官侵奪_二私田_一者、一畝以下杖六十、三畝加_二一等_一、過_二杖一百_一、五畝加_二一等_一、罪止_二徒二年半_一。園圃、加_二一等_一。

任官の期間、他人の私有田地を侵略し占拠、または奪い取れば、一畝以下なら杖六十、四畝なら杖七十、十三畝なら杖一百に処す。十八畝なら一年の徒刑に処す。最長でも二年半の徒刑に処す。園圃を侵略し占拠した場合、さらに三年の徒刑に処す。この規定は『唐律疏議』の「在官侵奪私田」条と対応していることから、開皇律に「在官侵奪私田」という条文があったと考えられる。

戸婚下 179 居父母夫喪嫁娶

『隋書』卷六十二列伝第二十七柳彧には⁽⁵¹⁾、下記の記事が見える。

(前略) 有_レ 応州刺史唐君明_一、居_レ 母喪_一、娶_レ 雍州長史庫狄士文之從父妹_一。彧劾_レ 之
(後略)

文帝時期(開皇律)、応州の刺史である唐君明が母親の喪期の中に、雍州の長史である庫(庫)狄士文の妹と結婚した。柳彧は、このことによる皇帝に唐君明と庫(庫)狄士文との弾劾を要求した⁽⁵²⁾。皇帝による処理の結果は『隋書』卷七十四列伝第三十九庫狄士文の中に記載されている⁽⁵³⁾。

後_レ 応州刺史唐君明居_レ 母憂_一、娉_レ 以為_レ 妻、由_レ 是_レ 士文、君明並為_レ 御史_一 所_レ 劾。

これによれば、結局、二人とも免官された。程樹徳がこの規定を推定し、「居父母喪嫁娶」と命名したが、これは妥当ではないと思う。『隋書』卷八十列伝第四十五韓覬妻には⁽⁵⁴⁾、

及_レ 免喪_一、其父以_レ 其幼少無子_一、將嫁之。

とある。夫の喪期後、まもなく韓覬の妻の父親は、彼女が子もなく、まだ若いという理由で、他家に嫁入りさせるつもりであった。隋律及び唐律は礼制を基礎として編纂された法典であるから、韓覬の妻の父親は喪期が終わった後に彼女を他家に嫁入りさせるのを考え始めたことは、当時の社会準則に違反する可能性が高い。『晋書』卷六十九劉隗伝には⁽⁵⁵⁾、

(劉隗) 遷_レ 丞相司直_一、委_レ 以_レ 刑憲_一。(中略) 世子文学王籍之居_レ 叔母喪_一 而婚、隗奏_レ 之、帝下_レ 令曰、詩称、殺礼多婚、以会_レ 男女之無夫家_一、正_レ 今日之謂_レ 也、可_レ 一解禁_レ 之_一。自_レ 今以後、宜_レ 為_レ 其防_一。東閣祭酒顔含在_レ 叔父喪_一 嫁_レ 女、隗又奏_レ 之。

とあり、東晋元帝(三一八～三二一)の時、劉隗は丞相司直に昇格し、刑法を管理した。王籍之は期親(叔母)の喪中に結婚した。劉隗がこのことを皇帝に上奏した結果、皇帝が期親(及期親以上)喪の時には嫁と娶とを禁止すると命じた。顔含は期親(叔父)の喪中に

娘を他家に嫁入りさせた。劉隗はこれに関しても皇帝に上奏した。これによれば、父母喪の間に嫁と娶だけではなく、夫喪及び期喪の間に嫁と娶も禁止されたことを推測できる。『唐律疏議』には、これと対応している条文がある。

諸居_二父母及夫喪_一而嫁娶者、徒三年、妾減_二三等_一。各離_レ之。(中略)若居_二期喪_一而嫁娶者杖一百、卑幼減_二二等_一、妾不_レ坐。

両親と夫の喪期の中に、妻を娶ること及び他家に嫁入りすることがあれば、三年間の徒刑に処し、妾をめとれば、一年間半の徒刑に処し、離婚させる。期親喪の中に、妻をめとること及び他家に嫁入りすることがあれば、「杖一百」に処す。もし、この亡者は自己より地位が低下の人であれば、「杖八十」に処す。妾をめとること及び他家に妾として嫁入りすることであれば、男女ともに犯罪とは認められない。したがって、開皇律に「居父母夫喪嫁娶」条と対応している条文があったと考えられる。

(五) 擅興律

擅興 236 徵人巧詐避役

『隋書』卷四十九列伝第十四元褒には下記の史料がみえる⁽⁵⁶⁾。

及_レ興_二遼東之役_一、郡官督事者前後相属、有_二西曹掾_一当_レ行、詐_レ疾、褒詰_レ之、掾理屈、褒杖_レ之。(後略)

煬帝時期(大業律)、遼東の役が発生した。郡官及び監軍の者も相次いで遼東の戦争に参加した。ある西曹掾吏は軍隊と一緒に行くべきであったが、この官吏は病気を装った。元褒は彼を責問し、彼が釈明できなかつたため、杖刑に処された。『唐律疏議』の「征人巧詐避役」条はこの事件と対応している。

諸臨_二軍征討_一、而巧詐_三以_レ避_二征役_一、巧詐_二百端_一、謂若誣告_レ人、故犯_二輕罪之類_一。(中略)主司不_レ加_二窮核_一而承_二詐者_一減_二罪二等_一、知_レ情者與_二同罪_一、至_レ死者加_二役流_一。

軍隊に徴用された後、さまざまな理由(詐疾等)で兵役から逃れようとする者は、「征人巧詐避役」条によって処罰される⁽⁵⁷⁾。これによって、大業律に「征人巧詐避役」条と対応している条文があったと考えられる。

擅興 243 私有禁兵器

程樹徳氏は、『隋書』卷二帝紀第二高祖下の犯罪事件を通じて「禁私造兵器」条を復元した⁽⁵⁸⁾。

開皇十五年春二月丙辰、收_二天下兵器_一、敢有_二私造者_一坐之、関中縁辺、不_レ在_二其例_一。

この史料によれば、開皇十五年（五九五）の春、二月丙辰、全国の兵器を回収し、密かに兵器を製造する人を発見したならば、罪と認める。ただし、関中及び辺塞は適用外である。ひそかに兵器を作ることを禁止しただけでなく、全国の兵器も回収した。庶民による兵器の私蔵を禁止するものと考えられる。程樹徳氏は、典拠を明示しなかったが、『唐律疏議』に、

諸私有禁兵器者、徒一年半、（中略）私造者、各加一等、（後略）。

とあり、兵器を私蔵する人は、一年間半の徒刑に処し、密かに兵器を製造する人は、二年間の徒刑に処す。唐律の規定は開皇時期の規定と対応している。開皇律に「私有禁兵器」条があったと考えられる。

（六）賊盜律

賊盜二 263 以毒藥藥人

『隋書』卷四十五列伝第十文四子には⁽⁵⁹⁾、

妃崔氏以_二毒_レ王_レ之故_一、下_レ詔廢絶。賜_レ死_下於_二其家_一上。

とあり、秦孝王楊俊の妃である崔氏が秦孝王楊俊に毒薬を使用したため、煬帝に妃位を廃され、自殺させた。『唐律疏議』には、このような犯罪事件に関する規定がある。

諸以_二毒藥_一藥_レ人及売者、絞、謂堪_レ以殺人者。雖_二毒藥_一、可_レ以_二療病_一、買者將_二毒人_一、売者不_レ知_レ情、不_レ坐。即売買而未_レ用者、流二千里。

他人を毒殺した者あるいは他人に毒薬を販売した者は絞刑（死刑）に処す。毒薬とは、人間を殺害できるほどに強力な薬物である。病氣治療の一環として服用する場合もあるため、毒薬の販売者は殺人目的での購入であることを認識していなければ、犯罪とはならない。殺人目的で購入した者がまだ毒薬を使用していない場合であっても、その目的を認識しながら毒薬を提供した毒薬の販売者と毒薬の購入者の二人は、両千里の流刑に処す。

結局、秦孝王妃は死刑に処された。このことは唐律の規定と一致する。したがって、大業律には、「以毒薬薬人」と対応する条文があったと考えられる。

賊盜二 264 憎惡造厭魅

程樹德氏は、開皇律の「厭蠱」条及び大業律の「呪詛」条をそれぞれ復元した。『隋書』卷四十四列伝第九楊綸には⁽⁶⁰⁾、

有三人告綸怨望呪詛、帝命黃門侍郎王弘窮治之。弘見帝方怒、遂希旨奏綸厭蠱惡逆、坐当死。

とある。ある人は、楊綸が怨恨のために皇帝を呪ったことを、文帝に上申した。文帝は黄門侍郎王弘に対し、この事件について全面的に調査することを命じた。文帝の怒りを知った王弘は、厭蠱の術を施した楊綸は死刑に処すべきである、と文帝に上申した。煬帝時期にもこのような記載がある⁽⁶¹⁾。

大業中、其妻宇文氏為孽子安遠誣以詛咒、伏誅。

大業時期、妾腹の子である李安遠は李徹の妻が呪を使ったと誣告したため、李徹の妻が死刑に処された。『唐律疏議』には、これと対応している条文がある。

諸有所憎惡、而造厭魅及造符書呪詛、欲以殺人者、各以謀殺論減二等、於期親尊長及外祖父母、夫、夫之祖父母、父母、各不減。(中略)。若涉乘輿者、皆斬。

憎惡が原因で、厭魅を使用する者または符書を製作し、他人を呪い殺す者は、謀殺罪を二等減らして処分する。施術の対象が親属ならば、減罪せず、謀殺人罪で処罰する。皇族ならば、死刑を下す。『唐律疏議』には下記の記録がみえる。

諸謀殺期親尊長、外祖父母、夫、夫之祖父母、父母者、皆斬。犯奸而奸殺人其夫、所奸妻妾雖不知情、與同罪。(後略)

期親の尊長、外祖父母、夫、夫の祖父母及び父母を殺害した場合は斬刑に処す。上述の両記事は、一つは皇帝を呪った事件であり、もう一つは夫を呪った事件である。唐律によるならば、大不敬または不道で死刑に処すべきである。結果として、この二つとも斬刑(死刑)であり、唐律の規定と一致した。開皇律と大業律は、このような犯罪事件に関して、それぞれ区別に規定していなかったと考えられる。したがって、「憎惡造厭魅」条については、大業律及び唐律は、開皇律の規定を継承したと考えられる。

賊盜二 268 造妖書妖言

『隋書』卷四十五列伝第十房陵王勇には、以下の記事がみえる⁽⁶²⁾。

自_レ古以来、朝危国乱、皆邪臣佞媚、凶党扇惑、致_レ使_三禍及_二宗社_一、毒流_二兆庶_一。若不_レ標明_二典憲_一、何以肅清_二天下_一、(中略)太子家令鄒文騰、專行_二左道_一、偏被_二親昵_一、心腹委付、鉅細関知、占問_二国家_一、希覬_二災禍_一。左衛率司馬夏侯福、内事諂諛、外作_二威勢_一、凌侮_二上下_一、褻濁_二宮闈_一。典膳監元淹、謬陳_二愛憎_一、開示_二怨隙_一、妄起_二訕謗_一、潜行_二離阻_一、進引_二妖巫_一、營_レ事厭禱。前吏部侍郎蕭子宝、往居_二省閣_一、旧非_二宮臣_一、稟性浮躁、用_レ懷輕險、進_レ画_二奸謀_一、要_レ射_二榮利_一、經營_二間構_一、開_レ造_二禍端_一。前主璽下士何竦、假託_二玄象_一、妄說_二妖怪_一、志図_二禍乱_一、心在_二速発_一、兼制_二奇器異服_一、皆竦_二規摹_一、増長_二驕奢_一、糜費_二百姓_一。凡此七人、為_レ害乃甚、並処_レ斬、妻妾子孫皆悉没_レ官。

下線部によると、文帝時期（開皇律）、太子家令鄒文騰は左道に専念していたが、皇帝に近臣と認められて国家の重要な事務を交付され、どのような政務でも鄒文騰と相談していた。しかしながら、鄒文騰はト占で国家の事情を予測したところ、国家に災難を与えるよう天帝に祈願した。典膳監元淹は他の人と間に仇怨を作り、他人を誹謗した。朝廷を妨害し、妖術及び巫術で密かに厭物を作った。前主璽下士何竦は玄象を作り、妖怪を宣伝することで、国家の動乱を企図した。これら三人が斬刑に処された。三人の妻、妾、子孫は開皇律により、官奴とされた。『唐律疏議』の中には「造妖書妖言」が対応している条文がある。

諸造_二妖書及妖言_一者、絞。造、謂自造_二休咎及鬼神之言_一、妄說_二吉凶_一、涉_レ於_二不_レ順_一者。

妖書及び妖言を製造した場合、絞刑に処す。いわゆる「造妖書及妖言」とは、鬼神、災禍、祥瑞に関する書籍または伝言を製造し、国家または朝廷に危害を加えることをいう。史料によれば、太子家令鄒文騰は国家の大事を占トして災難を祈り、典膳監元淹は妖術と巫術で朝廷の運営を妨害し、前主璽下士何竦は玄象で国家の動乱を企てた。この規定は唐律の規定と一致する。したがって、開皇律には、「造妖書妖言」と対応する条文があると考えられる。

賊盜三 276 盜毀天尊仏像

『隋書』の「高祖紀」には、下記の史料がみえる⁽⁶³⁾。

十二月戊午、詔_下東宮官属不_レ得_レ称_レ臣_レ於_二皇太子_一上。辛巳、詔曰、仏法深妙、道教虚融、咸降_二大慈_一、濟度_二羣品_一、凡在_二含識_一、皆蒙_二覆護_一。所以雕鑄_二鑄相_一、図写_二真形_一、率_レ土瞻仰、用申_二誠敬_一。其五岳四鎮、節宣_二雲雨_一、江、河、淮、海、浸潤区域、並生養_二万物_一、利益_二兆人_一、故建_レ廟立_レ祀、以_レ時恭敬。敢有_二毀壞偷盜_二仏及天尊像、岳

鎮海瀆神形_一者、以_二不道_一論。沙門壞_二仏像_一、道士壞_二天尊_一者、以_二惡逆_一論。

上述の史料により、開皇二十年（六〇〇）十二月、文帝は、仏像、天尊像及岳鎮海を壊したり盗んだりした場合、または神鑄を褻瀆した場合には、不道の罪で処罰することを決定した。同様に、沙門が仏像を壊す場合や道士が天尊像を壊す場合には、惡逆の罪で処罰する。程樹徳氏は「盜毀天尊仏像」条として復元した。『唐律疏議』に「盜毀天尊仏像」条がある。

諸盜毀_二天尊像、仏像_一者、徒三年。即道士、女官盜毀_二天尊像_一、僧尼盜毀_二仏像_一者、加_二役流_一。真人、菩薩、各減_二一等_一。盜而供養者、杖一百。

天尊像、仏像を盗んだり壊したりする場合は三年の徒刑に処す。道士、女官（道尼）が天尊像を窃盗あるいは壊す場合や僧尼が仏像を窃盗あるいは壊した場合には、三年の徒刑に加えて流刑に処す。真人像や菩薩像を窃盗あるいは壊した場合、罪は一等を減じ二年間半の徒刑に処す。仏像や天尊像を盗んで供養した場合は、杖一百に処す。したがって、開皇律の中には「盜毀天尊仏像」という条があったと考えられる。

賊盜四 300 公取窃取皆為盜

『隋書』卷四十五列伝第十秦孝王俊には下記の史料がみえる⁽⁶⁴⁾。

上以_二其奢縱_一、免官、以_レ王就_レ第。左武衛將軍劉昇諫曰、秦王非_レ有_二他過_一、但費_二官物_一當_二廩舍_一而已。臣謂_レ可_レ容。上曰、法不_レ可_レ違。

皇帝（文帝）は公家（国家）の木材を利用して自宅を建てた秦孝王（楊俊）を解職した。『隋書』卷三十八列伝第三鄭訳には、類似の犯罪事件がある⁽⁶⁵⁾。

訳擅取_二官材_一、自當_二私第_一、坐_レ是復_二除名_一。

密かに国家の木材を使用して自宅を建てた鄭訳が除名された。程樹徳はこの二史料によって「官物入私」条を推測復元しているが、これは妥当ではないと思う。犯罪者二人は国家の財物を私用したため、免官・除名された。『唐律疏議』の「官物入私」条には、

諸財物應入官私而不入、不應入官私而入者、坐贓論。

とあり、国家の財物は国家に属し、私人の財物は私人に属し、各自の計帳に記入すると規定している。国家の財物を私人の案（保存書類）に、私人の財物を国家の案に記入した場合には、「坐贓」条によって罪に処すと規定する。国家の財物を私人が利用することとは関係が

ないはずである。国家の財物の私用について、『唐律疏議』の中に、

諸盜、公取、竊取皆為盜。

他人の財物を使用する場合や密かに他人の財物を使用する場合には、盜の罪に問う。この規定は上述の史料の趣旨と近似しているため、開皇律には「官物入私」条でなく、「公取竊取皆為盜」条があったと考えられる。

(七) 鬪訟律

鬪訟一 305 毆人折跌肢体瞎目 306 鬪故殺用兵刃 308 同謀不同謀毆傷人

『隋書』卷七十二列伝第三十七孝義郎方貴には、下記の史料がみえる⁽⁶⁶⁾。

開皇中、方貴嘗因_レ出行遇_レ雨_一、淮水汎長、於_レ津所_一寄_レ渡、船人怒之、搥_レ方貴_一臂折。至_レ家、其弟双貴驚問_レ所_レ由、方貴具言之。双貴恚恨、遂向_レ津毆擊_レ船人_一致_レ死。守_レ津者執送_レ之_レ県官、案問_レ其状_一、以_レ方貴_一為_レ首、当_レ死、双貴従坐、当_レ流。

開皇時期、郎方貴が出掛けたとき、大雨で河川が増水していたため、渡し場で船に乗ろうとした。しかし、船頭が怒って郎方貴を叩いたため、手を骨折してしまった。郎方貴が帰宅するや、驚いた弟の郎双貴が原因を尋ねた。郎方貴は具に状況を語った。すると、郎双貴は怒りにまかせて渡し場へ向かい、その船頭を毆打して死亡させてしまった。郎兄弟は渡し場の守衛に捕まえられ、県官に連行された。兄の郎方貴は主犯と判定され、死刑を宣告された。弟の郎双貴は従犯（幫助犯）とされ、流刑を宣告された。『唐律疏議』には、この事件と対応する条文が二条ある。

鬪訟律の「毆人折跌肢体瞎目」条には、

諸鬪毆折跌_レ人肢体_一及瞎_レ其一目_一者、徒三年。

とあり、また、鬪訟律の「鬪故殺用兵刃」条には、

諸鬪毆殺_レ人者絞、以_レ刃及故殺_レ人者斬。雖_レ因_レ鬪而用_レ兵刃_一殺_レ上_レ者、與_レ故殺_一同。

とある。他人を殴り殺した場合は絞刑に処し、武器を用いて殺した場合は斬刑に処す。武器を持ち出した場合は故意による殺人と同様にして、斬刑を処す。武器を使ったか否かを問わず、殺人ならば死刑である。また、『唐律疏議』には、主犯と従犯に関する規定がある。

諸同謀共毆傷人者、各以下手重者為重罪、元謀減一等、從者又減一等、若元謀下手重者、余各減二等、至死者、隨所因為重罪。(中略)不知先後輕重者、以謀首及初鬪者為重罪、余者各減二等。

集団で他人を殴打した場合は、手を下した程度に応じて罪を決める。元謀であれば、一等を減らす。従犯であれば、二等を減らす。元謀がより重度の傷害を与えた場合には、その他の人は二等を減らす。殴打された人が死亡した場合には、死亡の原因で罪を決める。『隋書』卷八十一列伝第四十六孝女王舜には⁽⁶⁷⁾、

因詣県請罪、姉妹争為謀首、州県不能決。高祖聞而嘉歎、特原其罪。

とあり、王舜とその妹は殺人事件を引き起こした後、官衙に自首した。姉妹ともに自分が首謀したと主張したため、州県の官人は判断できなかった。これを知った高祖（文帝）は姉妹の孝行を賛賞し、罪を赦免した。これによって、開皇律に「毆人折跌肢体瞎目」、「鬪故殺用兵刃」及び「同謀不同謀毆傷人」と対応する条文があったと考えられる。

鬪訟三 338 戲殺傷人

『隋書』卷七十七列伝第四十二李士謙に以下の記事がみえる⁽⁶⁸⁾。

其奴嘗與郷人董震因醉角力、震扼其喉、弊於手下。震惶懼請罪、士謙謂之曰、卿本無殺心、何為相謝、然可遠去、無為吏之所拘。

開皇時期、李士謙の奴が酔っ払い、郷人の董震に角力を挑んだものの、のどをしめつけられて殺されてしまった。董震は惶懼のあまりみずから李士謙に罪を告白した。李士謙は、その奴を殺害する意図がなかったため謝る必要はないが、これは犯罪であるためどこか遠くへ逃げた方がいい、と告げた。李士謙は董震の責任を追及しなかったが、律令は、角力による殺人の場合であっても、官府が関与することを規定していた。『唐律疏議』にこの犯罪事件に関する条文がある。

諸戲殺傷人者、減鬪殺傷二等、(後略)。

角力をする時、殺人または傷害事件が発生した場合は、「鬪故殺用兵刃」条に依拠して、二等を減らすと規定した。本条の条文についての規定は、上述した犯罪と対応している。開皇律には、「戲殺傷人」に関する条文が存在していたと考えられる。

鬪訟四 361 監臨知犯法

『隋書』卷六十三列伝第二十八元寿には⁽⁶⁹⁾、

而兼殿内侍御史臣韓微之等親所聞見、竟不彈糾。若知非不拳、事涉阿縱。
(中略) 其行本、微之等、請付大理。上嘉納之。(後略)

とある。元寿は、兼殿内侍御史臣韓微之等の人が事件を知っていたにもかかわらず、弾劾も糾正もしなかった。錯誤を知りながら、上申することなく部下を放縱した。劉行本や韓微之らは、大理寺に移し、審判を行うよう、文帝に進言した。文帝は元寿の意見を採納し、元寿に賞を与えた。程樹徳は、この史料によって開皇律の内容を推測復元し、「知非不拳」条と命名した。しかし、『唐律疏議』には、「監臨知犯法」条と対応する条文がある。

諸監臨主司知所部有犯法不拳劾者、減罪人罪三等。糾彈之官、減二等。

唐律の規定では、監臨と主司（長官）が法令を知りながら、申告も弾劾も怠った場合は、罪行に応じて三等を減らし、監臨または主司を処罰する。申告もしくは弾劾した場合は、罪行に応じて二等を減らし、監臨または主司を処罰する。上述した事件において、劉行本や韓微之などがどのような処罰を受けたか不明であるが、部下の罪を隠蔽したことが、犯罪として認定されることは明確である。したがって、開皇律には、「監臨知犯法」条と対応する条文があったと考えられる。

(八) 詐偽律

詐偽 368 対制上書不以実

『隋書』卷五十三列伝第十八史万歳には、下記の史料がみえる⁽⁷⁰⁾。

因下詔罪万歳曰、柱国、太平公万歳、拔擢委任、每総戎機。往以南寧逆乱、令其出討。而昆州刺史爨翫包藏逆心、为民興患。朕備有成勅、令将入朝。万歳乃多受金銀、違勅令住、致爨翫尋为反逆上、更劳師旅、方始平定。所司檢校、罪合極刑、捨過念功、恕其性命、年月未久、即復本官。近復総戎、進討蕃裔。突厥達頭可汗領其凶衆、欲相拒抗、既見軍威、便即奔退、兵不血刃、賊徒瓦解。如此称捷、国家盛事、朕欲成其勳庸、復加褒賞。而万歳、定和通簿之日、乃懷奸詐、妄称逆面交兵、不以实陳、懷反覆之方、弄国家之法。

下線部によれば、文帝は、柱国と太平公たる史万歳を重要な職位まで昇格させて軍隊を管理させ、さらに、戦争に勝ったという国家の幸事によって、功勳及び財物を賞賜したつもり

であったが、万歳と定和が功勲を記録する際に、不軌の思いを抱いて事実を朕に報告してくれなかった、という詔を出した。結局、史万歳と定和は死刑に処された。程樹徳は、『唐律疏議』の「対制上書不以実」条を典拠としてこの条文を復元し、「奏対不以実」と命名した。

諸対制及奏事、上書詐不以実者徒二年、非密而妄言有密者加一等。

事実を偽って対制、奏事及び上書した場合、二年間の徒刑に処す。秘密事件ではないにもかかわらず、秘密事件と偽って上申した場合には、二年間半の徒刑に処す。上述した史万歳と定和は死刑に処された。このことから、開皇律の規定よりも、犯罪に対する処置が厳苛であると思う。いずれにしても、開皇律に「対制上書不以実」と対応する条文があると考えられる。

詐偽 370 詐假官假與人官

『隋書』卷五十六列伝第二十一薛胄には⁽⁷¹⁾、

有陳州人向道力者、偽作高平郡守、將之官、胄遇諸塗、察其有異、將留詰之。司馬王君馥固諫、乃聽詣郡。既而悔之、即遣主簿追禁道力。有部人徐俱羅者、嘗任海陵郡守、先是已為道力偽代之。比至秩滿、公私不悟。俱羅遂語君馥曰、向道力以經代俱羅為郡、使君豈容疑之。君馥以俱羅所陳、又固請胄。胄呵君馥曰、吾已察知此人詐也。司馬容奸、當連其坐。君馥乃止。遂往收之、道力懼而引偽。

とあり、下線部によると、陳州において、向道力という人が高平郡守と偽っていた。しかし、向道力に会った薛胄はその異様さを感じとったため、向道力を尋問した。ついに向道力は実情を語り、收捕された。『唐律疏議』には、この史料に対応する条文がある。

諸詐假官、假與人官及受假者流二千里（後略）

官を偽った場合や密かに官位を受けた場合には、流二千里に処す。これによって、開皇律に「詐假官假與人官」条と対応し条文があったと考えられる。

詐偽 381 詐疾病有所避

『隋書』卷四十九列伝第十四元褒には⁽⁷²⁾、

（前略）及興遼東之役、郡官督事者前後相属、有西曹掾当行、詐疾、褒詰之、掾理屈、褒杖之、掾遂大言曰、我将詣行在所、欲有所告。褒大怒、因杖百余、数

日而死、坐是免官。(後略)

とある。遼東の役の時(大業八年)(六一二)、西曹の次官が病気になったと偽ったとして、元褒は彼を杖刑に処した。『唐律疏議』に対応する条文がある。

諸詐疾病有所避者、杖一百。若故自傷殘者、徒一年半。(後略)

『唐律疏議』は、徭役を避けるために病気と偽った場合、「杖一百」に処すと規定している。隋王朝の末期には、賦役の負担が極めて多くて重かった。それゆえ、庶民は徭役を避けるために、自分の身体を傷害して廢疾と偽る事例が少なくなかった。そして、唐代になると、このような現象が蔓延し一般化した⁽⁷³⁾。これによれば、唐律の「詐疾病有所避」条は、隋朝の規定を継承したものと考えられる。しかも、唐律が規定した処罰は、前代よりも厳苛化されたものである。

(九) 雜律

雜律上 391 私鑄錢

『隋書』卷六十二列傳第二十七趙綽には⁽⁷⁴⁾、

時上禁行惡錢、有二人在市、以惡錢易好者、武侯執以聞、上令悉斬之。綽進諫曰、此人坐當杖、殺之非法。

とある。この史料によれば、「惡錢」の使用が禁止されていた。市場において惡錢と好錢とを交換したとして、武侯が二人を捕らえ、事情を上奏した。文帝が死刑を下そうとしたところ、律令(開皇律)に基づいて杖刑を宣告すべきであり、仮に死刑とすれば、その行為は律令に違反するものだと趙綽が進言した。程樹徳氏が、この史料によって、「犯錢禁當杖」条を復元した。『唐律疏議』の「私鑄錢」条には、

(前略)若磨錯成錢令薄小、取銅以求利者徒一年。(後略)

とある。錢を薄めることによる利潤を求めた場合、一年間の徒刑に処される。「敦煌出土神龍散頒刑部格殘卷」には⁽⁷⁵⁾、

私鑄錢人、勘當得實、先決杖一百。頭首處盡、家資沒官、從者配流。不得官當、蔭贖。有官者、仍除名。

とあり、密かに鑄銭した場合、「杖一百」に処したうえで死刑を執行する。さらに、家産はすべて差し押さえられ、共犯者は配流に処される。官当及び蔭贖の法を適応されず、官職を解かれて庶民となる。隋王朝と比べると、唐朝は「私鑄銭」条に違反した場合、より厳しくの処罰を規定した。したがって、開皇律にも大業律にも、「私鑄銭」条に対応した条文があったと考えられる。

雑律上 405 占山埜陂湖利（占山野坂湖利）

『隋書』卷七十六列伝第三十一郎茂に下記の如く見える⁽⁷⁶⁾。

煬帝即位、遷_レ雍州司馬_一、尋_レ轉_二太常少卿_一。後二歳、拜_二尚書左丞_一、參掌_二選事_一。茂工_二法理_一、為_レ世_レ所_レ稱。時工部尚書宇文愷、右翊衛大將軍于仲文競_二河東銀窟_一。茂奏劾_レ之日、臣聞_二貴賤殊_レ礼、士農異_レ業_一、所以人知_二局分_一、家識_二廉恥_一。宇文愷位望已隆、祿賜優厚、拔_レ葵去_レ織、寂爾無_レ聞、求_レ利下_レ交、曾無_二愧色_一。于仲文大將、宿衛近臣、趨侍_二階庭_一、朝夕聞_レ道。虞、芮之風、抑而不_レ慕、分銖之利、知而必争。何_レ以貽_レ範_二庶僚_一、示_レ民_二軌物_一。若不_二糾繩_一、將虧_二政教_一。愷與仲文竟坐_レ得_レ罪。

下線部によれば、煬帝が即位したとき、郎茂は雍州の司馬から太常少卿に任ぜられ、その二年後、尚書左丞に任命されて選挙（選考）の事務を担った。その当時、工部尚書である宇文愷及と右翊衛大將軍である于仲文が、河東の銀山をめぐる争っていたため、郎茂は二人を弾劾した。その結果、宇文愷及と于仲文はともに罪を認定された。『唐律疏議』の「占山埜陂湖利」（占山野坂湖利）条はこの史料と対応している。

占固_二山埜陂湖之利_一者杖六十。

山林、田野、湖を占有し、利益を得た場合は、杖六十に処す。他人の利益を侵犯しなければ、重罪ではない。上述の史料のうち、「何を以て、庶僚に範を貽し、民に軌物を示す」に明らかのように、官職がある者は道德倫理を民衆に示す義務がある。これによって、唐王朝の律令と同じく、隋朝の律令も礼制に基づいて編纂されたことがわかる。したがって、開皇律に「占山埜陂湖利」条と対応した条文があったと考えられる。

(十) 捕亡律

捕亡 459 流徒囚役限内亡

『隋書』卷七十六列伝第四十一虞綽には⁽⁷⁷⁾、

(前略) 徒_レ綽且末、綽至_二長安_一而亡、變_二姓名_一、抵_二信安令天水辛大德_一、大德舍_レ之。

歳余、綽與レ人争レ田相訟、因下有二識綽一者而告レ之上、竟為レ吏レ所レ執、坐レ斬二江都一、時年五十四。(後略)

とある。虞綽は徒刑を宣告されたが、長安へ護送される途中に逃げ出した。どうにか信安にたどり着き、姓名を変えた虞綽を、辛大徳が引き取って面倒を見ていた。しかし発覚して官衙に告発された虞綽は、斬刑(死刑)に処された。程樹徳氏は、この犯罪事件によって「藏匿罪人」条を復元したが、妥当ではないと思う。なぜならば、この史料では、辛大徳がどのような刑を受けたか判明しないからである。辛大徳にかんする記述を分析する限りでは、虞綽が逃亡した犯人であることを認識したうえで匿っていたと判断できる決め手に欠ける。さらに、辛大徳がどのような罪に問われたかも不明であるため、この事件を「藏匿罪人」条の事例に分類することはできない。その一方で、『唐律疏議』の「流徒囚役限内亡」条は、この史料と関連していると思われる。

諸流徒囚役限内而亡者、犯レ流、徒応レ配及移郷人未レ到レ配所一而亡者、亦同。一日笞四十、三日加二一等一、過二杖一百一、五日加二一等一。

これによれば、流徒囚が所定の服役期間内に逃げた場合や、流配地や徒刑服役地に到着しなかった場合には、一日を過ぎると笞四十、三日を超えると笞五十に処せられる。「杖一百」以上の刑罰を適用する場合、五日ごとに一等を加え、「流三千里」を最高とする⁽⁷⁸⁾。この規定は上述の史料の内容と対応しているため、開皇律には、「流徒囚役限内亡」という条文があったと考えられる。

(十一) 断獄律

断獄下 482 決罰不如法 483 監臨自以杖捶人

『隋書』卷四十九列伝第十四元褒には⁽⁷⁹⁾、

(前略) 掾遂大言曰、我将詣行二在所一、欲レ有レ所レ告。褒大怒、因杖二百余一、数日而死、坐レ是免レ官。

とある。ある官人が、元褒に杖刑を宣告された後に、皇帝に訴え出て告発してやると叫んだ。元褒は怒りのままに杖刑百回以上を命じたが、この官人は数日後に死亡してしまった。これによって、元褒は免官された。『唐律疏議』には、このような状況に関する規定がある。

諸監臨之官因二公事一自以レ杖捶レ人致レ死及恐迫二人一致レ死者、各從二過失殺人法一、若以二大杖及手足一毆擊、折傷以上減二鬪殺傷罪二等一。

監臨の官人が公務中に人を死亡させた場合、または死亡させた可能性がある場合には、過失殺人法に基づいて官人の罪を決定する。したがって、大業律には「決罰不如法」条と「監臨自以杖捶人」条と対応した条文があったと考えられる。

おわりに

本章では、『隋書』の「人物伝」から一八七点の犯罪事件を抽出して分析すると、隋律の四十五条の内容を推測復元した。隋律に規定した罪をまとめると、皇帝権力の侵犯、政権の破壊、官吏職務の過失、軍事の犯罪、社会規範の違反、賦役の逃避、人身・財産の侵犯の七種類である。また、記事の分析と復元した隋律の条文によると、隋の開皇律と唐律はほぼ同じ内容であり、開皇律より、唐律の規定がやや軽かったと想定される。

通説では、開皇律よりも大業律の規定は厳しかったとされるが、それは相応しくないと思う。前期の文帝は、本来死罪に相当する臣下に対して、罪を軽減して除名あるいは免官などの処分を降した。一方、前期の煬帝は、後期の文帝の残虐をもって戒めとし、大業律を編纂する際に、開皇律の厳しい規定を多く削除した。ところが、煬帝後期も残虐になり、決して重くない罪を犯した場合であっても、死罪あるいは徒刑の処罰を与えた。したがって、開皇律と大業律は内容面で異なるところがあるものの、開皇律と比べ、大業律は厳しくはなかったと思われ、これも史料世界と現実世界との間に存在する差異である。また、唐律でも、日本律でも、開皇律の影響よりも、むしろ大業律の影響を受けた可能性を主張したい。

注

(1) 滋賀秀三『中国法制史論集』(法律出版社、二〇〇三年)。

(2) 唐令研究について、代表的な研究成果は仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、一九三三年)、仁井田陞著・池田温編修代表『唐令拾遺補 附唐日両令対照一覧』(東京大学出版会、一九九七年)である。その後の研究成果については、大津透『日唐律令制的比較研究—学術史的概観和近年研究的紹介』(栄新江編『唐研究』十四、北京大学出版社、二〇〇八年)を参照。

(3) 西嶋定生『中国古代帝国と東アジア世界』(東京大学出版会、一九八三年)。

(4) 『大唐開元礼』と唐令との関係については仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、一九三三年)を参照。また、隋律の復原研究は、程樹徳『九朝律考』(商務印書館、一九三五年)と倪正茂『隋律研究』(法律出版社、一九八七年)しかない。なお、仁井田陞著・池田温編修代表『唐令拾遺補 附唐日両令対照一覧』(東京大学出版会、一九九七年)において僅かな復原隋令を載せている。

(5) 翦伯贊編集代表『中国史綱要』(北京大学出版社、二〇〇六年)二六一～三五七頁。

- (6) 本章では、二十五史系列点校本『隋書』（中華書局、一九七三年）を使用。『隋書』卷二十五志二十一刑法志。
- (7) 本章では、二十五史系列点校本『旧唐書』（中華書局、一九七五年）を使用。『旧唐書』卷五十志第三十刑法。
- (8) 池田温「唐令」（滋賀秀三編『中国法制史—基本資料の研究』一九九三年）二〇四～二〇五頁。
- (9) 『隋書』卷二十九志第二十四地理上。
- (10) 『隋書』卷四十六列伝第十一楊尚希。
- (11) 『隋書』卷七十五列伝第四十劉炫。
- (12) 『隋書』卷二十八志第二十三百官下。
- (13) 『旧唐書』卷四十三志第二十三職官二。
- (14) 本章では、『通典』（中華書局、一九八八年）を使用。『通典』卷第二十三職官五尚書下。
- (15) 唐令について、本章では、仁井田陞著・池田温編修代表『唐令拾遺補 附唐日兩令対照一覽』（東京大学出版会、一九九七年）を使用。
- (16) 張帆『中国古代簡史』（北京大学、二〇一五年）一五〇～一五三頁。
- (17) 『隋書』卷六十七列伝第三十二裴蘊
- (18) 日本においても、造籍に際し、国司は新たに課役に変更を生ずる戸口や侍丁を必要とする戸口について直接本人を見て確認するよう定められていた。いわゆる日本は、「貌閲」という手続きを継受したと考えられる。
- (19) 『隋書』卷二十四志第十九食貨
- (20) 仁井田陞著・池田温編修代表『唐令拾遺補 附唐日兩令対照一覽』（東京大学出版会、一九九七年）。
- (21) もちろん、大運河の造営と大業八年に始まる三回の高句麗遠征などによって、租調庸の増加は当然なのであるが、それまでの租調庸の負担は庶民に対して厳しいとは考えにくい。
- (22) 程樹徳『九朝律考』（商務印書館、一九三五年）と倪正茂『隋律研究』（法律出版社、一九八七年）。
- (23) 律条番号は『唐律疏議』（中国政法大学出版社、二〇一三年）を使用。
- (24) 『隋書』卷二十五志二十一刑法
- (25) 『旧唐書』卷五十志第三十刑法
- (26) 中国史学基本典籍叢刊『唐六典 上』（中華書局、二〇一四年）一八三頁。
- (27) 『隋書』卷二十五志二十一刑法には、「笞十者銅一斤、加_レ至_二杖百_一則十斤」がある。
- (28) 『隋書』卷二十五志二十一刑法
- (29) 『旧唐書』卷五十志第三十刑法
- (30) 『唐六典』卷六刑部郎中員外郎条注一八七頁。

- (31) 『隋書』 卷六十七列伝第三十二裴蘊
- (32) 『隋書』 卷二十五志二十一刑法
- (33) 『隋書』 卷二十五志二十一刑法
- (34) 『隋書』 卷四十六列伝第三十一源師
- (35) 『隋書』 卷六十五列伝第五十字文智及
- (36) 『唐令拾遺補』 関市令第二十六 五「開二五」には「諸外蕃與縁辺互市、皆令官司檢校。其市四面穿塹及立籬院、遣人守門。市易之日卯後、各持貨物、畜産、俱赴市所、官司先與蕃人对定物価、然後交易也」とある。
- (37) 『隋書』 卷五十九列伝第二十四齐王暕
- (38) 『隋書』 卷五十五列伝第二十乞伏慧
- (39) 『隋書』 卷四十七列伝第十二柳謩
- (40) 唐制は「乘輿服用之物、皆由殿中省下屬之尚食、尚藥、尚衣、尚舍、尚乘、尚輦六局主管」と規定している。『大唐六典』 卷十一殿中監条には「殿中監掌乘輿服御之政令、総尚食、尚藥、尚衣、尚乘、尚舍、尚輦六局之官属。(中略) 尚食奉御掌供天子之常膳。(中略) 尚藥奉御掌合和御藥及診候之事。(中略) 尚衣奉御掌供天子衣服。(中略) 尚舍奉御掌殿廷張設、供其湯沐、而潔其灑掃。(中略) 尚乘奉御掌内外閑厩之馬、辨其羸良、而率其習馭。(中略) 尚輦奉御掌輿輦繖扇之事」とある。
- (41) 『隋書』 卷六十三列伝第二十八元寿
- (42) 『隋書』 卷二帝紀第二高祖下
- (43) 『隋書』 卷三十二志第二十七経籍
- (44) 『隋書』 卷六十五列伝第三十吐万緒
- (45) 『隋書』 卷四十六列伝第十一蘇沙羅伝
- (46) 『隋書』 卷六十二列伝第二十七劉行本
- (47) 『隋書』 卷五十六列伝第二十一楊汪
- (48) 『隋書』 卷四十五列伝第十孝王俊
- (49) 『隋書』 卷六十七列伝第三十二裴蘊
- (50) 『隋書』 卷四十二列伝第十七李徳林
- (51) 『隋書』 卷六十二列伝第二十七柳彧
- (52) 『隋書』 卷六十二列伝第二十七柳彧では、雍州の長吏について庫狄士文と記載されているが、『隋書』 卷七十四列伝第三十九では、庫狄士文と記している。庫という文字が、よく人名として表れているのから考えると、『隋書』 卷六十二列伝第二十七柳彧の「庫狄士文」は庫狄士文の誤記であると思われる。
- (53) 『隋書』 卷七十四列伝第三十九庫狄士文
- (54) 『隋書』 卷八十列伝第四十五韓覬妻
- (55) 『晋書』 (中華書局、一九七四年) 卷六十九列伝第三十九劉隗
- (56) 『隋書』 卷四十九列伝第十四元褒

(57) 具体的な刑罰について、『唐律疏議』には「臨對寇賊、即欲追討、乃巧詐方便、推避征役。注云巧詐百端、或有誣告人罪、以求推對、或故犯輕法、意在留連、或故自傷殘、或詐為疾患。奸詐不一、故云百端。不可備陳、故云之類」と規定している。

(58) 『隋書』卷二帝紀第二高祖下

(59) 『隋書』卷四十五列伝第十文四子

(60) 『隋書』卷四十四列伝第九楊綸

(61) 『隋書』卷五十四列伝第十九李徹

(62) 『隋書』卷四十五列伝第十房陵王勇

(63) 『隋書』卷二帝紀第二高祖下

(64) 『隋書』卷四十五列伝第十秦孝王俊

(65) 『隋書』卷三十八列伝第三鄭訳

(66) 『隋書』卷七十二列伝第三十七孝義郎方貴

(67) 『隋書』卷八十一列伝第四十六孝女王舜

(68) 『隋書』卷七十七列伝第四十二李士謙

(69) 『隋書』卷六十三列伝第二十八元寿

(70) 『隋書』卷五十三列伝第十八史万歳

(71) 『隋書』卷五十六列伝第二十一薛胄

(72) 『隋書』卷四十九列伝第十四元褒

(73) 『冊府元龜』卷一五九帝王部革弊七月庚申制には「自此以後、自刑害人、拋法加罪、仍從賦役。(注云、初自隋季政乱、徵役繁多、人不聊生、或自折肢体、以避征戍。無頼之輩、尚習俗未滌、故立此制)」とある。

(74) 『隋書』卷六十二列伝第二十七趙綽

(75) 敦煌出土神龍散頒刑部格残卷 p.3078。

(76) 『隋書』卷七十六列伝第三十一郎茂

(77) 『隋書』卷七十六列伝第四十一虞綽

(78) 『唐律疏議』の名例律称加減条に、「加者数満乃坐、又不得加入于死」とある。これによれば、唐王朝において、永徽以降、この罪を犯すと、流三千里にまで処されると知られる。

(79) 『隋書』卷四十九列伝第十四元褒

附表 『隋書』人物伝に見える犯罪記事

番号	史料内容	時期	出典	内容	実際	隋律	唐律
1	自今已後，雖有愆罪，但非謀逆，縱有百死，終不推問。	開皇	第二 李穆	謀逆	無	死	十惡
2	睿初平王謙之始，自以威名太盛，恐爲時所忌，遂大受金賄以自穢。由是勳簿多不以實，詣朝堂稱屈者，前後百數。上令有司案驗其事，主者多獲罪。睿惶懼，上表陳謝，請歸大理。上慰諭遣之。	開皇	第二 梁睿	受金、 案不以 實	免罪	不明	監主受財 枉法
3	但心如溪壑，志等豺狼，不荷朝恩，忽謀逆亂。士彥爰始幼來，恒自誣罔，稱有相者，云其應籙，年過六十，必據九五。初平尉迥，暫臨相州，已有反心，彰於行路。朕即遣人代之，不聲其罪。入京之後，逆意轉深。忻、昉之徒，言相扶助。士彥許率僮僕，剋期不遠，欲於蒲州起事。即斷河橋，捉黎陽之關，塞河陽之路，劫調布以爲牟甲，募盜賊而爲戰士，就食之人，亦云易集。輕忽朝廷，嗤笑官人，自謂一朝奮發，無人當者。	開皇	第三 劉昉	謀逆亂	斬、免 官除 名、流、 遠配、 除名免 死	不明	十惡
4	雖國有常刑，罪在不赦，朕載思草創，咸著厥誠，情用愍然，未忍極法。士彥、忻、昉，身爲謀首，叔諧贊成父意，義實難容，並已處盡。士彥、忻、昉兄弟叔姪，特恕其命，有官者除名。士彥小男女、忻母妻女及小男並放。士彥、叔諧妻妾及資財田宅，忻、昉妻妾及資財田宅，悉沒官。士彥、昉兒年十五以上遠配。上儀同薛摩兒，是士彥交舊，上柱國府戶曹參軍事裴石達，是士彥府僚，反狀逆心，巨細皆委。薛摩兒聞語，仍相應和，俱不申陳，宜從大辟。問即承引，頗是怨心，可除名免死。	開皇	第三 劉昉	謀逆	斬、免 官除 名、流、 遠配、 除名免 死	斬	十惡
5	臨刑，至朝堂，宇文忻見高穎，向之叩頭求哀。昉勃然謂忻曰：“事形如此，何叩頭之有！”於是伏誅，籍沒其家。	開皇	第三 劉昉	謀逆	死刑、 家口籍 沒	斬	十惡
6	及上受禪，以上柱國公歸第，賞賜豐厚。進子元璿爵城臯郡公，邑二千戶，元珣永安男。追贈其父及亡兄二人並爲刺史。譯自以被疎，陰呼道士	開皇	第三 鄭譯	厭蠱、 與母別 居	除名	不明	憎惡造厭 魅

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
	章醮以祈福助，其婢奏譯厭蠱左道。上謂譯曰：“我不負公，此何意也？”譯無以對。譯又與母別居，為憲司所劾，由是除名。下詔曰：“譯嘉謀良策，寂爾無聞，鬻獄賣官，沸騰盈耳。若留之於世，在人為不道之臣，戮之於朝，入地為不孝之鬼。有累幽顯，無以置之，宜賜以孝經，令其熟讀。”仍遣與母共居。						
7	譯擅取官材，自營私第，坐是復除名。	開皇	第三 鄭譯	取官材 營私第	除名	不明	公取竊取 皆為盜
8	民飢，穀米踴貴，閉人糶而自糶之。坐是除名為民。	開皇	第三 盧賁	閉人糶 米而自 糶	除名為 民	不明	
9	坐與凶人交構，由是廢黜。言念疇昔之恩，復當牧伯之位，何乃不思報効，以至於此！吾不忍殺卿，是屈法申私耳。	開皇	第三 盧賁	交兇人	免官	不明	
10	故昉謀大逆於前，譯為巫蠱於後。如賁之徒，皆不滿志。任之則不遜，致之則怨，自難信也，非我棄之。衆人見此，或有竊議，謂我薄於功臣，斯不然矣。”蘇威進曰：“漢光武欲全功臣，皆以列侯奉朝請。至尊仁育，復用此道以安之。”上曰：“然。”遂廢於家。	開皇	第三 盧賁	巫蠱	免官	不明	憎惡造厭 魅
11	賜馬三百匹，部曲八十戶而遣之，坐事除名。	開皇	第四 竇榮 定	不明	除名		
12	煬帝即位，漢王諒構逆，以為抗與通謀，由是除名，以其弟慶襲封陳公焉。	大業	第四 竇抗	連坐	除名	不明	十惡
13	先是，州民王迴洛、張季真等聚結亡命，每為劫盜。前後牧守不能制。景山下車，逐捕之，迴洛、季真挺身奔江南。禽其黨與數百人，皆斬之。法令明肅，盜賊屏迹，稱為大治。	開皇	第四 元景 山	劫盜	斬	不明	盜賊
14	後數載，坐事免，卒于家，時年五十五。	開皇	第四 元景 山	不明	免官		
15	開皇初，入為右武侯將軍。河間王弘北征突厥，以諠為副元帥。軍還，轉左武侯大將軍。坐事免。	開皇	第四 賀若	不明	免官		

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
			誼				
16	自恃元功，甚懷怨望，遂與宇文忻、劉昉等謀作亂。將率僮僕，於享廟之際，因車駕出，圖以發機。復欲於蒲州起事，略取河北，捉黎陽關，塞河陽路，劫調布以爲牟甲，募盜賊以爲戰士。其甥裴通豫知其謀而奏之。高祖未發其事，授晉州刺史，欲觀其意。(中略)。於是伏誅，時年七十二。	開皇	第五 梁士 彥	謀逆	死	死	十惡
17	士彥之誅也，以諫獲免，徙瓜州。叔諧官至上儀同、廣平縣公、車騎將軍。志遠爲安定伯，務爲建威伯，皆坐士彥誅。	開皇	第五 梁士 彥	連坐	徒、死	不明	十惡反逆 緣坐
18	忻旣佐命功臣，頻經將領，有威名於當世。上由是微忌焉，以譴去官。忻與梁士彥昵狎，數相往來，士彥時亦怨望，陰圖不軌。忻謂士彥曰：“帝王豈有常乎？相扶即是。公於蒲州起事，我必從征。兩陣相當，然後連結，天下可圖也。”謀洩伏誅，年六十四，家口籍沒。	開皇	第五 宇 文 忻	謀逆	家口籍 沒	不明	十惡
19	忻兄善，弘厚有武藝。仕周，官至上柱國、許國公。高祖受禪，遇之甚厚，拜其子穎爲上儀同。及忻誅，並廢于家。	開皇	第五 宇 文 善	連坐	免官	不明	十惡反逆 緣坐
20	于時上柱國元諧亦頗失意，誼數與相往來，言論醜惡。胡僧告之。公卿奏誼大逆不道，罪當死。	開皇	第五 王 誼	大逆不 道	死	死	十惡
21	上見誼愴然曰：“朕與公舊爲同學，甚相憐愍，將奈國法何？”於是下詔曰：“誼，有周之世，早豫人倫，朕共遊庠序，遂相親好。然性懷險薄，巫覡盈門，鬼言怪語，稱神道聖。朕受命之初，深存誠約，口云改悔，心實不悛。乃說四天王神道，誼應受命，書有誼識，天有誼星，桃、鹿二川，岐州之下，歲在辰巳，興帝王之業。密令卜問，伺殿省之災。又說其身是明王，信用左道，所在誑誤，自言相表當王不疑。此而赦之，將或爲亂，禁暴除惡，宜伏國刑。”上復令大理正趙綽謂誼曰：“時命如此，將若之何！”於是賜死於家，時年四十六。	開皇	第五 王 誼	謀反	死	死	十惡、造 祆書 杖言
22	時上柱國王誼有功於國，與諧俱無任用，每相往	開皇	第五	謀反	死	不明	十惡

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
	來。胡僧告諧、誼謀反，上按其事，無逆狀，上慰諭而釋之。未幾，誼伏誅，諧漸被疎忌。		元楷				
23	後數歲，有人告諧與從父弟上開府滂、臨澤侯田鸞、上儀同祁緒等謀反。上令案其事。有司奏：“諧謀令祁緒勒党項兵，即斷巴、蜀。時廣平王雄、左僕射高穎二人用事，諧欲諧去之，云：‘左執法星動已四年矣，狀一奏，高穎必死。’又言：‘太白犯月，光芒相照，主殺大臣，楊雄必當之。’諧嘗與滂同謁上，諧私謂滂曰：‘我是主人，殿上者賊也。’因令滂望氣，滂曰：‘彼雲似蹲狗走鹿，不如我輩有福德雲。’”上大怒，諧、滂、鸞、緒並伏誅，籍沒其家。	開皇	第五元楷	謀反	死、家口籍沒	不明	十惡
24	有司奏：“左衛大將軍元旻、右衛大將軍元冑、左僕射高穎，並與世積交通，受其名馬之贈。”世積竟坐誅，旻、冑等免官，拜孝諧為上大將軍。	開皇	第五王世積	交通、受金	死、免官	不明	十惡反逆緣坐
25	部分失所，士卒多寒凍，墮指者千餘人。偏將達奚長儒率騎兵二千人別道邀賊，為虜所圍，甚急。慶則案營不救。由是長儒孤軍獨戰，死者十八九。上不之責也。尋遷尚書右僕射。	開皇	第五虞慶則	戰爭傷亡	免罪	不明	
26	遂與互相長短。御史欲彈之，上曰：“今日計功為樂，宜不須劾。”	開皇	第五虞慶則	互相長短	免罪	免官	
27	什柱至京，因告慶則謀反。上案驗之，慶則於是伏誅。	開皇	第五虞慶則	謀反	死	不明	十惡
28	十一年，或告孝仁謀圖不軌，遂誅之。其弟澄道，東宮通事舍人，坐除名。	大業	第五虞孝仁	謀反	死	不明	十惡
29	房陵王之廢也，冑豫其謀。上正窮治東宮事，左衛大將軍元旻苦諫，楊素乃諧之。上大怒，執旻於仗。冑時當下直，不去，因奏曰：“臣不下直者，為防元旻耳。”復以此言激怒上，上遂誅旻，賜冑帛千匹。蜀王秀之得罪，冑坐與交通，除名。	開皇	第五元冑	交通	除名	不明	緣坐沒官放之
30	上因勞之曰：“公伐陳後，人言公反，朕已斬之。”	開皇	第六高穎	誣告謀反	斬	不明	誣告謀反大逆

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
31	是後右衛將軍龐晃及將軍盧賁等，前後短類於上。上怒之，皆被疎黜。因謂類曰：“獨孤公猶鏡也，每被磨瑩，皎然益明。”未幾，尚書都事姜暉、楚州行參軍李君才並奏稱水旱不調，罪由高類，請廢黜之。二人俱得罪而去，親禮逾密。	開皇	第六高類	誣告	不明	不明	誣告反坐
32	上欲成類之罪，聞此大驚。時上柱國賀若弼、吳州總管宇文弼、刑部尚書薛胄、民部尚書斛律孝卿、兵部尚書柳述等明類無罪，上逾怒，皆以之屬吏。自是朝臣莫敢言者。類竟坐免，以公就第。	開皇	第六高類	大不敬	免官	不明	十惡
33	類與子言，自比晉帝，此何心乎？有司請斬類。上曰：“去年殺虞慶則，今茲斬王世積，如更誅類，天下其謂我何？”於是除名為民。	開皇	第六高類	大不敬	除名為民	斬	十惡
34	復謂觀王雄曰：“近來朝廷殊無綱紀。”有人奏之，帝以為謗訕朝政，於是下詔誅之，諸子徙邊。	大業	第六高類	大不敬	死、徒	不明	十惡
35	其子盛道，官至莒州刺史，徙柳城而卒。次弘德，封應國公，晉王府記室。次表仁，封渤海郡公，徙蜀郡。	大業	第六高類	連坐	徒	不明	十惡反逆 緣坐
36	復言威以曲道任其從父弟徹、肅等罔冒為官。又國子學請蕩陰人王孝逸為書學博士，威屬盧愷，以為其府參軍。上令蜀王秀、上柱國虞慶則等雜治之，事皆驗。上以宋書謝晦傳中朋黨事，令威讀之。威惶懼，免冠頓首。上曰：“謝已晚矣。”於是免威官爵，以開府就第。知名之士坐威得罪者百餘人。	開皇	第六蘇威	冒官	免官	不明	詐假官假 與人官
37	及上還，御史奏威職事多不理，請推之。上怒，詰責威。	開皇	第六蘇威	失職	不明	不明	公事失錯
38	高類、賀若弼等之誅也，威坐與相連，免官。	大業	第六蘇威	連坐	免官	不明	十惡反逆 緣坐
39	御史大夫裴蘊希旨，令白衣張行本奏威昔在高陽典選，濫授人官；畏怯突厥，請還京師。帝令案其事。及獄成，下詔曰：“威立性朋黨，好為異端，懷挾詭道，徼幸名利，詆訶律令，謗訕臺省。昔歲薄伐，奉述先志，凡預切問，各盡胸臆。而威不以開懷，遂無對命，啓沃之道，其若是乎！資敬之義，何其甚薄！”於是除名為民。後	大業	第六蘇威	濫授官	免罪	死	詐假官假 與人官

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
	月餘，有人奏威與突厥陰圖不軌者，大理簿責威。威自陳奉事二朝三十餘載，精誠微淺不能上感，咎讟屢彰，罪當萬死。帝憫而釋之。						
40	煬帝嗣位，遷太子洗馬，轉司朝謁者。以父免職，夔亦去官。	大業	第六 蘇夔	不明	免官		
41	坐父事，除名為民。	大業	第六 蘇夔	不明	除名為民		
42	九年，車駕幸晉陽，店人上表訴稱：“地是民物，高氏強奪，於內造舍。”上命有司料還價直。遇追蘇威自長安至，奏云：“高阿那肱是亂世宰相，以諂媚得幸，枉取民地，造店賃之。德林誣調，妄奏自入。”李圓通、馮世基等又進云：“此店收利如食千戶，請計日追贓。”上因責德林，德林請勘逆人文簿及本換宅之意，上不聽，乃悉追店給所住者。	開皇	第七 李德林	搶奪私田	不明	不明	在官侵奪私田
43	在州逢亢旱，課民掘井溉田，空致勞擾，竟無補益，為考司所貶。	開皇	第七 李德林	亢旱	貶	不明	部內田疇荒蕪
44	時河東多盜賊，民不得安。弘奏為盜者百餘人，投之邊裔，州境帖然，號為良吏。	開皇	第八 河間王楊弘	盜賊	流	不明	強盜
45	煬帝嗣位，累遷候衛將軍，坐事免。	大業	第八 楊子崇	不明	免官		
46	時百姓饑饉，相聚為盜，子崇前後捕斬數千人。	大業	第八 楊子崇	強盜	斬	不明	強盜
47	後坐事去牧，以王就第。	開皇	第九 騰穆王瓚	不明	免官		
48	瓚妃宇文氏，先時與獨孤皇后不平，及此鬱鬱不得志，陰有呪詛。上命瓚出之，瓚不忍離絕，固請。上不得已，從之，宇文氏竟除屬籍。	開皇	第九 騰穆王瓚	呪詛	除名為婢	不明	憎惡造厭魅
49	有人告綸怨望呪詛，帝命黃門侍郎王弘窮治之。	大業	第九	厭蠱、	除名為	死	十惡、憎

番号	史料内容	時期	出典	内容	實際	隋律	唐律
	弘見帝方怒，遂希旨奏綸厭蠱惡逆，坐當死。		楊綸	大不敬	民、徒		惡造厭魅
50	爲惡有狀，其罪莫大，刑茲無赦，抑有舊章，請依前律。”帝以公族不忍，除名爲民，徙始安。諸弟散徙邊郡。大業七年，親征遼東，綸欲上表，請從軍自効，爲郡司所遏。未幾，復徙朱崖。	大業	第九 楊綸	連坐	徒	不明	十惡反逆 緣坐
51	綸弟坦，字文籀，初封竟陵郡公，坐綸徙長沙。坦弟猛，字武籀，徙衡山。猛弟溫，字明籀，初徙零陵。溫好學，解屬文，既而作零陵賦以自寄，其辭哀思。帝見而怒之，轉徙南海。溫弟訖，字弘籀，前亦徙零陵。	大業	第九 楊綸	連坐	徒	不明	十惡反逆 緣坐
52	有人告集呪詛，憲司希旨，鍛成其獄，奏集惡逆，坐當死。天子下公卿議其事，楊素等曰：“集密懷左道，厭蠱君親，公然呪詛，無慚幽顯。情滅人理，事悖先朝，是君父之罪人，非臣子之所赦，請論如律。”時滕王綸坐與相連，帝不忍加誅，乃下詔曰：“綸、集以附萼之華，猶子之重，縻之好爵，匪由德進。正應與國升降，休戚是同，乃包藏妖禍，誕縱邪僻。在三之義，愛敬俱淪，急難之情，孔懷頓滅。公卿議既如此，覽以潛然。雖復王法無私，恩從義斷，但法隱公族，禮有親親。致之極辟，情所未忍。”於是除名爲民，遠徙邊郡。遇天下大亂，不知所終。	大業	第九 楊集	厭蠱	除名爲 民、徒	死	憎惡造厭 魅
53	居數日，有司承素意，奏言左衛元旻身備宿衛，常曲事於勇，情存附託。在仁壽宮，裴弘將勇書於朝堂與旻，題封云勿令人見。高祖曰：“朕在仁壽宮，有纖小事，東宮必知，疾於驛馬。怪之甚久，豈非此徒耶？”遣武士執旻及弘付法治其罪。	開皇	第十 房陵 王勇	洩漏	不明	不明	洩漏大事
54	左衛大將軍、五原郡公元旻，任掌兵衛，委以心膂，陪侍左右，恩寵隆渥；乃包藏姦伏，離間君親，崇長厲階，最爲魁首。	開皇	第十 房陵 王勇	謀反	斬、妻 妾子孫 皆悉沒 官	不明	十惡
55	太子左庶子唐令則，策名儲貳，位長宮僚，諂曲取容，音技自進，躬執樂器，親教內人，贊成驕侈，導引非法。	開皇	第十 房陵 王勇	謀反	斬、妻 妾子孫 皆悉沒	不明	十惡

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
					官		
56	太子家令鄒文騰，專行左道，偏被親昵，心腹委付，鉅細關知，占問國家，希覬災禍。	開皇	第十房陵王勇	謀反	斬、妻妾子孫皆悉沒官	不明	十惡
57	左衛率司馬夏侯福，內事諂諛，外作威勢，凌侮上下，褻濁宮闈。	開皇	第十房陵王勇	謀反	斬、妻妾子孫皆悉沒官	不明	十惡
58	典膳監元淹，謬陳愛憎，開示怨隙，妄起訛謗，潛行離阻，進引妖巫，營事厭禱。	開皇	第十房陵王勇	厭蠱	斬、妻妾子孫皆悉沒官	不明	十惡
59	前吏部侍郎蕭子寶，往居省閣，舊非宮臣，稟性浮躁，用懷輕險，進畫姦謀，要射榮利，經營間構，開造禍端。	開皇	第十房陵王勇	大逆	斬、妻妾子孫皆悉沒官	不明	十惡
60	前主璽下士何竦，假託玄象，妄說妖怪，志圖禍亂，心在速發，兼制奇器異服，皆竦規摹，增長驕奢，糜費百姓。凡此七人，為害乃甚，並處斬，妻妾子孫皆悉沒官。	開皇	第十房陵王勇	妄說妖怪、志圖禍亂	斬、妻妾子孫皆悉沒官	不明	十惡、造祆書杖言
61	車騎將軍閻毗、東郡公崔君綽、游騎尉沈福寶、瀛州民章仇太翼等四人，所為之事，皆是悖惡，論其狀迹，罪合極刑。但朕情存好生，未能盡戮，可並特免死，各決杖一百，身及妻子資財田宅，悉可沒官。	開皇	第十房陵王勇	惡逆	免死、杖一百、家口籍沒	斬	十惡
62	副將作大匠高龍義，豫追番丁，輒配東宮使役，營造亭舍，進入春坊。	開皇	第十房陵王勇	私配使役	死	不明	丁夫差遣不平、私使丁夫雜匠
63	率更令晉文建，通直散騎侍郎、判司農少卿事元衡，料度之外，私自出給，虛破丁功，擅割園地。並處盡。	開皇	第十房陵王勇	私自出給	死	不明	出納官物有違
64	勇敗，亦坐廢黜。上表乞宿衛，辭情哀切，高祖覽而憫焉。楊素進曰：“伏願聖心同於螯手，不	大業	第十楊儼	連坐	死	不明	十惡反逆緣坐

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
	宜復留意。”煬帝踐極，儼常從行，卒於道，實鳩之也。諸弟分徙嶺外，仍勅在所皆殺焉。						
65	其後俊漸奢侈，違犯制度，出錢求息，民吏苦之。上遣使按其事，與相連坐者百餘人。	大業	第十 秦孝 王俊	出錢求 息	不明	不明	挾勢乞索
66	上以其奢縱，免官，以王就第。左武衛將軍劉昇諫曰：“秦王非有他過，但費官物營廨舍而已。臣謂可容。”上曰：“法不可違。”	大業	第十 秦孝 王俊	費官物 營私宅	免官	免官	公取竊取 皆為盜
67	妃崔氏以毒王之故，下詔廢絕。賜死於其家。	大業	第十 秦孝 王俊	毒藥藥 人	死	不明	以毒藥藥 人
68	至河陽，修啓於浩，浩復詣述營，兵相往復。有司劾浩，以諸侯交通內臣，竟坐廢免。	大業	第十 楊浩	交通	免官	不明	緣坐沒官 放之
69	於是廢為庶人，幽內侍省，不得與妻子相見，令給獠婢二人驅使。與相連坐者百餘人。	大業	第十 楊秀	詛咒	除名為 民	不明	憎惡造厭 魅
70	嘗有人盜墾田中蒿者，為吏所執。	開皇	第十 一趙 暉	盜蒿	不明	不明	竊盜
71	後同楊諒反，誅。	開皇	第十 一趙 暉	謀反	死	不明	十惡
72	時有人告大都督邴紹非毀朝廷為憤憤者，上怒，將斬之。因勅羣臣，誹謗之罪，勿復以聞。	開皇	第十 一長 孫平	誹謗	斬	不明	誣告反坐
73	在州數年，會正月十五日，百姓大戲，畫衣裳為鰲甲之象，上怒而免之。	開皇	第十 一長 孫平	百姓大 戲	免官	不明	
74	會蜀王秀廢，吏案奏沙羅云：“王奉為奴所殺，秀廼詐稱左右斬之。又調熟獠，令出奴婢，沙羅隱而不奏。”由是除名，卒於家。	開皇	第十 一蘇 沙羅	隱而不 奏	除名	不明	事應奏而 不奏
75	坐事免。	開皇	第十 二韋 世康	不明	免官		
76	次子福嗣，仕至內史舍人，後以罪黜。	開皇	第十 二韋	不明	免官		

番号	史料内容	時期	出典	内容	實際	隋律	唐律
			世康				
77	其兄子伯仁，隨冲在府，掠人之妻，士卒縱暴，邊人失望。上聞而大怒，令蜀王秀治其事。益州長史元巖，性方正，案冲無所寬貸，冲竟坐免。其弟太子洗馬世約，譖巖於皇太子。上謂太子曰：“古人有沽酒酸而不售者，為噬犬耳。今何用世約乎？適累汝也。”世約遂除名。	開皇	第十二章 冲	連坐	免官	不明	緣坐沒官 放之
78	太子廢，坐除名為民。	開皇	第十二章 柳肅	連坐	除名	不明	緣坐沒官 放之
79	時齊王正擅寵，左右放縱，喬令則之徒，深見昵狎。謗之雖知其罪失，不能匡正。及王得罪，謗之竟坐除名。	開皇	第十二章 柳謗之	不能匡正	除名	不明	
80	帝幸遼東，召謗之檢校燕郡事。及帝班師，至燕郡，坐供頓不給，配戍嶺南，卒於滙口，時年六十。子威明。	開皇	第十二章 柳謗之	供給不足	配防	不明	乘輿服御物
81	其妻鄭氏性悍，素忿之曰：“我若作天子，卿定不堪為皇后。”鄭氏奏之，由是坐免。	開皇	第十三章 楊素	大不敬	免官	不明	十惡
82	諸子皆坐玄感誅死。	開皇	第十三章 楊素	連坐	死	不明	十惡反逆 緣坐
83	後帝在東都，令約詣京師享廟，行至華陰，見其兄墓，遂枉道拜哭，為憲司所劾。坐是免官。	開皇	第十三章 楊約	祭奠罪人	免官	不明	
84	入為宗正少卿，坐事除名。	開皇	第十三章 楊文紀	不明	除名		
85	然專以智詐自立，不由仁義之道，阿諛時主，高下其心，營構離宮，陷君於奢侈，謀廢冢嫡，致國於傾危。終使宗廟丘墟，市朝霜露，究其禍敗之源，實乃素之由也。	開皇	第十三章 楊文紀	謀反	不明	不明	十惡
86	有商人為賊所劫，其人疑同宿者而執之，褻察其色寃而辭正，遂捨之。商人詣闕訟褻受金縱賊，上遣使窮治之。使者簿責褻曰：“何故利金而捨	開皇	第十五章 元褻	受金、縱賊	免官	不明	監主受財 枉法、囚 應禁而不

番号	史料内容	時期	出典	内容	實際	隋律	唐律
	盜也？”褒便即引咎，初無異詞。使者與褒俱詣京師，遂坐免官。						禁
87	對曰：“臣受委一州，不能息盜賊，臣之罪一也。州民爲人所謗，不付法司，懸即放免，臣之罪二也。牽率愚誠，無顧形迹，不恃文書約束，至令爲物所疑，臣之罪三也。臣有三罪，何所逃責？臣又不言受賂，使者復將有所窮究，然則縲紲橫及良善，重臣之罪，是以自誣。”	開皇	第十五元褒	失職、赦囚、不恃文書、	不明	不明	囚應禁而不禁
88	及興遼東之役，郡官督事者前後相屬，有西曹掾當行，詐疾，褒詰之，掾理屈，褒杖之，掾遂大言曰：“我將詣行在所，欲有所告。”褒大怒，因杖百餘，數日而死，坐是免官。	大業	第十五元褒	詐疾、杖人致死	杖百餘、免官	不明	詐疾病有所避、監臨以杖捶人
89	朕當與公共享終吉，罪非謀逆，一無所問。	開皇	第十六長孫覽	謀逆	不明	不明	十惡
90	後坐事免	開皇	第十七韓僧壽	不明	免官		
91	有京兆人達奚通妾王氏，能清歌，朝臣多相會觀之，僧壽亦豫焉，坐是除名。	開皇	第十七韓僧壽	聚眾戲	除名	不明	
92	洪及藥王除名為民，隆竟坐死。	開皇	第十七韓洪	連坐	死	除名為民	緣坐沒官放之
93	軍令嚴肅，秋毫不犯，有軍士於民間沽酒者，弼立斬之。	開皇	第十七賀若弼	違反軍令	斬	不明	
94	公卿奏弼怨望，罪當死。上惜其功，於是除名為民。	開皇	第十七賀若弼	大不敬	除名為民	死	十惡
95	弼以為大侈，與高穎，宇文弼等私議得失，爲人所奏，竟坐誅，時年六十四。妻子爲宮奴婢，群從徒邊。坐弼爲奴，俄亦誅死。	大業	第十七賀若弼	大不敬	死、妻子爲宮奴婢、群從徒	不明	十惡
96	尔朱勣以謀反伏誅，萬歲頗相關涉，坐除名，配	開皇	第十	連坐	除名、	不明	緣坐沒官

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
	敦煌為戍卒。		八史 萬歲		配防		放之
97	明年，爨翫復反，蜀王秀奏萬歲受賂縱賊，致生邊患，無大臣節。上令窮治其事，事皆驗，罪當死。	大業	第十八史 萬歲	受金、 赦囚	不明	死	監主受財 枉法、容 止他界逃 亡
98	上以萬歲心有欺隱，大怒曰：“朕以卿為好人，何乃官高祿重，翻為國賊也？”顧有司曰：“明日將斬之。”萬歲懼而服罪，頓首請命。上意少解，於是除名為民。	開皇	第十八史 萬歲	欺隱	除名為 民	死	事應奏而 不奏
99	大業中，其妻宇文氏為孽子安遠誣以詛咒，伏誅。	大業	第十九李 徹	詛咒	死	不明	憎惡造厭 魅
100	後遇吐谷渾來寇，勳遇疾不能拒戰，賊遂大掠而去。憲司奏勳亡失戶口，又言受羌饋遺，竟坐免官。	開皇	第二十高 勳	戰敗、 受金	免官		
101	曹土舊俗，民多奸隱，戶口簿帳恒不以實。	開皇	第二十乞 伏慧	戶口不 以實	不明	不明	脫戶
102	大業五年，征吐谷渾，郡濱西境，民苦勞役，又遇帝西巡，坐為道不整，獻食疎薄，帝大怒，命左右斬之。見其無髮，乃釋，除名為民。	大業	第二十乞 伏慧	供給不 足	除名為 民	死	乘輿服御 物
103	威在青州，頗治產業，遣家奴於民間鬻蘆葍根，其奴緣此侵擾百姓。上深加譴責，坐廢於家。	開皇	第二十張 威	侵擾百 姓	免官	不明	挾勢乞索
104	在職數年，坐與秦王交通免官。	開皇	第二十侯 莫陳 穎	交通	免官	不明	緣坐沒官 放之
105	煬帝即位，穎兄梁國公芮坐事徙邊，朝廷恐穎不自安，徵歸京師。	大業	第二十侯 莫陳 穎	不明	徒		
106	會國子博士何妥與右僕射蘇威不平，奏威陰事。愷坐與相連，上以愷屬吏。	開皇	第二十一	連坐	不明	不明	緣坐沒官 放之

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
			盧愷				
107	時山東承齊之弊，戶口簿籍類不以實。熙曉諭之，令自歸首，至者一萬戶。	開皇	第二十一令 狐熙	戶口不以實	不明	不明	脫戶
108	有人詣闕訟熙受佛子賂而捨之，上聞而固疑之。	開皇	第二十一令 狐熙	受金	不明	不明	監主受財枉法
109	有陳州人向道力者，偽作高平郡守，將之官，胄遇諸塗，察其有異，將留詰之。	開皇	第二十一薛胄	詐官	不明	不明	詐假官假與人官
110	朝廷以胄懷貳心，鎖詣大理。相州吏人素懷其恩，詣闕理胄者百餘人，胄坐除名，配防嶺南，道病卒。	開皇	第二十一薛胄	不忠	除名、配防	不明	十惡
111	時帝漸好聲色，尤勤遠略，弼謂高頴曰：“昔周天元好聲色而國亡，以今方之，不亦甚乎？”又言“長城之役，幸非急務”。有人奏之，竟坐誅死，時年六十二，天下冤之。	大業	第二十一宇文弼	大不敬	死	不明	十惡
112	遷尚書左丞，坐事免。	開皇	第二十一楊汪	不明	免官		
113	達遂私於汪曰：“我當薦君爲左丞，若事果，當以良田相報也。”汪以達所言奏之，達竟以獲罪，卒拜汪爲尚書左丞。	開皇	第二十一楊汪	許官求財	不明	不明	挾勢乞索
114	又陳殿庭非杖罰之所，朝臣犯笞罪，請以贖論，上悉嘉納之。	開皇	第二十二盧思道	不明	贖銅	笞	笞刑五
115	高祖受禪，坐事除名。	開皇	第二十二薛道衡	不明	除名		
116	後坐抽擢人物，有言其當蘇威，任人有意故者，除名，配防嶺表。	開皇	第二十二	任人有意故	除名、配防	不明	詐

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
			薛道衡				
117	時制縣令無故不得出境，有伊闕令皇甫詡幸於 暕，違禁將之汾陽宮。	大業	第二十四 齊王 楊暕	私出境	不明	不明	刺史縣令 私出界
118	後三載，坐事免。	大業	第二十五 崔仲方	不明	免官		
119	時三軍乏食，米粟踊貴，仲文私糶軍糧，坐除名。	開皇	第二十五 于仲文	私糶軍糧	除名	不明	損敗倉庫 積聚物
120	比還，世積以罪被誅，文振坐與交關，功遂不錄。	開皇	第二十五 段文振	交通	不明	不明	緣坐沒官 放之
121	雍州別駕元肇言於上曰：“有一州吏，受人餽錢 三百文，依律合杖一百。然臣下車之始，與其爲 約。此吏故違，請加徒一年。”	開皇	第二十七 劉行本	受金三百文	杖一百	杖一百	監主受財 枉法
122	上善之，干子竟免。	開皇	第二十七 柳彧	不明	免官		
123	君明鑽燧雖改，在文無變，忽劬勞之痛，成嫵爾 之親，冒此苴縷，命彼褕翟。	開皇	第二十七 柳彧	居母喪 娶妻	免官	不明	居父母夫 喪嫁娶
124	後以忤旨免。	開皇	第二十七 柳彧	忤旨	免官	不明	被制書施 行違者
125	是歲，持節巡省河北五十二州，奏免長吏贓污不 稱職者二百餘人，州縣肅然，莫不震懼。	開皇	第二十七 柳彧	受金	不明	不明	監臨受供 餽
126	及秀得罪，楊素奏彧以內臣交通諸侯，除名為	開皇	第二	交通	除名為	不明	緣坐沒官

番号	史料內容	時期	出典	內容	實際	隋律	唐律
	民，配戍懷遠鎮。		十七 柳彧		民、配 戍		放之
127	及諒敗，楊素奏彧心懷兩端，以候事變，迹雖不反，心實同逆，坐徙敦煌。	開皇	第二十七 柳彧	謀逆	徒	不明	十惡反逆 緣坐
128	而兼殿內侍御史臣韓徽之等親所聞見，竟不彈糾。若知非不舉，事涉阿縱。	開皇	第二十八 元壽	知非不 舉	不明	不明	監臨知犯 法
129	孝王以奢侈得罪，圓通亦坐免官。	開皇	第二十九 李圓 通	連坐	免官	不明	緣坐沒官 放之
130	判宇文述田以還民，述訴其受賂。帝怒而徵之，見帝於洛陽，坐是免官。	大業	第二十九 李圓 通	受金	免官	不明	監臨受供 餽
131	後因朝集，至東都，與將軍梁伯隱有舊，數相往來。又從郡多將雜物以貢獻，帝不受，因遺權貴。御史劾俱羅以郡將交通內臣，帝大怒，與伯隱俱坐除名。	大業	第二十九 魚俱 羅	交通	除名	不明	緣坐沒官 放之
132	敬真希旨，奏俱羅師徒敗衄，於是斬東都市，家口籍沒。	大業	第二十九 魚俱 羅	軍敗	斬、家 口籍沒	不明	
133	所亡失多，竟坐免。	大業	第三十 薛 世雄	戰爭傷 亡	免官	不明	
134	會楊玄感作亂，其兄子武賁郎將仲伯預焉，仁恭由是坐免。	大業	第三十 王 仁恭	連坐	免官	不明	緣坐沒官 放之
135	于時天下大亂，百姓飢餓，道路隔絕，仁恭頗改舊節，受納貨賄，又不敢輒開倉廩，賑恤百姓。	大業	第三十 王 仁恭	受金	不明	不明	監臨受供 餽
136	後武晚生一子，與親客宴集，酒酣，遂擅赦所部內獄囚。武常以南越邊遠，治從其俗，務適便宜，	開皇	第三十 權	擅赦 囚、不	除名為 民	斬	囚應禁而 不禁

番号	史料内容	時期	出典	内容	實際	隋律	唐律
	不依律令，而每言當今法急，官不可爲。上令有司案其事，皆驗。上大怒，命斬之。武於獄中上書，言其父爲武元皇帝戰死於馬前，以此求哀。由是除名爲民。		武	依律令			
137	煬帝即位，拜右武衛大將軍，坐事免，授桂州刺史。	大業	第三十權武	不明	免官		
138	俄轉始安太守。久之，徵拜右屯衛大將軍，尋坐事除名。	大業	第三十權武	不明	除名		
139	大業初，轉光祿卿。賀若弼之遇讒也，引緒爲證，緒明其無罪，由是免官。	大業	第三十吐萬緒	誹謗	免官	不明	誣告反坐
140	帝不悅，密令求緒罪失，有司奏緒怯懦違詔，於是除名爲民，配防建安。	大業	第三十吐萬緒	違詔	除名爲民、配防	不明	被制書施行違者
141	齊王暕之得罪也，純坐與交通。	開皇	第三十董純	交通	免罪	不明	緣坐沒官放之
142	有人譖純怯懦，不能平賊，帝大怒，遣使鎖純詣東都。有司見帝怒甚，遂希旨致純死罪，竟伏誅。	開皇	第三十董純	不能平賊	死	死	
143	五品以上妻妾不得改醮，始於此也。	開皇	第三十一李諤	格			
144	開皇四年，普詔天下，公私文翰，並宜實錄。其年九月，泗州刺史司馬幼之文表華豔，付所司治罪。	開皇	第三十一李諤	不實錄、文表華豔	不明	不明	詐爲官文書增減
145	尚書省嘗奏犯罪人依法合流，而上處以大辟。	開皇	第三十一柳莊	不明	死	流	
146	帝在顯仁宮，勅宮外衛士不得輒離所守。有一主帥，私令衛士出外，帝付大理繩之。帥據律奏徒，帝令斬之。	大業	第三十一源師	離所守	斬	徒	宿衛兵仗
147	時工部尚書宇文愷、右翊衛大將軍于仲文競河	大業	第三	競銀窟	不明	不明	占山墾陂

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
	東銀窟。茂奏劾之曰：“臣聞貴賤殊禮，士農異業，所以人知局分，家識廉恥。宇文愷位望已隆，祿賜優厚，拔葵去織，寂爾無聞，求利下交，曾無愧色。于仲文大將，宿衛近臣，趨侍階庭，朝夕聞道。虞、芮之風，抑而不慕，分銖之利，知而必爭。何以貽範庶僚，示民軌物！若不糾繩，將虧政教。”愷與仲文竟坐得罪。		十一郎茂				湖利
148	復拜雍州司馬，又為吏部侍郎，以公事免。	開皇	第三十一高構	不明	免官		
149	後坐事免。	大業	第三十一陸知命	不明	免官		
150	于時猶承高祖和平之後，禁網疎闊，戶口多漏。或年及成丁，猶詐為小，未至於老，已免租賦。蘊歷為刺史，素知其情，因是條奏，皆令貌閱。若一人不實，則官司解職，鄉正里長皆遠流配。又許民相告，若糾得一丁者，令被糾之家代輸賦役。	大業	第三十二裴蘊	脫戶	免官、遠流配、代輸賦役	不明	脫戶、里正不覺脫漏、州縣不覺脫漏
151	蘊知上意，遣張行本奏威罪惡，帝付蘊推鞠之，乃處其死。帝曰：“未忍便殺。”遂父子及孫三世並除名。	大業	第三十二裴蘊	大不敬	父子及孫三世并除名	死	十惡
152	後因公主與從胡私通，長孫晟先發其事，矩請出使說都藍，顯戮宇文氏。上從之。竟如其言，公主見殺。	開皇	第三十二裴矩	私通	死	不明	十惡
153	及太子廢，毗坐杖一百，與妻子俱配為官奴婢。	開皇	第三十三閻毗	連坐	杖一百、與妻子沒官奴婢	不明	緣坐沒官放之
154	時制禁私撰史，為內史侍郎李元操所奏。	開皇	第三十四王劼	私撰史	不明	不明	
155	時蜀王秀以罪廢。	開皇	第三十四	不明	免官		

番号	史料内容	時期	出典	内容	實際	隋律	唐律
			王劭				
156	元淑及魏氏俱斬於涿郡，籍沒其家。	大業	第三十五趙元淑	叛逆	家口籍沒	不明	十惡
157	縣捕之，密乃亡去，抵其妹夫雍丘令丘君明。後君明從子懷義以告，帝令捕密，密得遁去，君明竟坐死。	大業	第三十五李密	藏匿罪人	死	不明	知情藏匿罪人
158	如更遷延，陷身叛逆，一挂刑書，為布衣黔首不可得也。	開皇	第三十六黃甫誕	叛逆	除名為奴	不明	十惡
159	會興遼東之役，百姓失業，又屬歲饑，穀米踊貴，須陔將開倉賑給，官屬咸曰：“須待詔勅，不可擅與。”	大業	第三十六張須陔	私自擅興	不明	不明	損敗倉庫積聚物
160	開皇中，方貴嘗因出行遇雨，淮水汎長，於津所寄渡，船人怒之，搥方貴臂折。至家，其弟雙貴驚問所由，方貴具言之。雙貴恚恨，遂向津毆擊船人致死。守津者執送之縣官，案問其狀，以方貴為首，當死，雙貴從坐，當流。	開皇	第三十七孝義	毆人致死	死、流	死、流	鬪故殺用兵刃、共犯罪本罪別
161	鄴都雜俗，人多變詐，為之作歌，稱其不能理化。上聞而譴之，竟坐免。	開皇	第三十八循吏	失職	免官	不明	
162	蜀王秀之得罪也，儉坐與交通，免職。	開皇	第三十八循吏	交通	免官	不明	緣坐沒官放之
163	明年，又領武賁郎將，為盧龍道軍副。會楊玄感作亂，其弟武賁郎將玄縱先隸文謙，玄感反問未至而玄縱逃走，文謙不之覺，坐是配防桂林而卒，時年五十六。	開皇	第三十八循吏	不覺失囚	配防	不明	主守不覺失囚
164	上聞而嘆曰：士文之暴，過於猛獸。竟坐免。	開皇	第三十九酷吏	殘暴	免官	不明	
165	後應州刺史唐君明居母憂，媼以為妻，由是士	開皇	第三	母喪娶	免官	不明	居父母夫

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
	文、君明並為御史所劾。		十 九 酷吏	妻			喪嫁娶
166	其刻暴如此。由是為上所譴，除名為百姓。	開皇	第 三 十 九 酷吏	殘暴	除名為 民	不明	
167	奏榮虐毒非虛，又贓穢狼籍，遂徵還京師，賜死。	開皇	第 三 十 九 酷吏	殘暴、 受金	死	不明	監主受財 枉法
168	及河南王妃罪廢，弘昇亦免官。	開皇	第 三 十 九 酷吏	連坐	免官	不明	緣坐沒官 放之
169	或告之謀應玄感者，代王侑遣使執之，送行在所。以無反形當釋，帝疑不解，除名，徙日南，道死，時年四十九。	大業	第 三 十 九 酷吏	謀反	除名	死	十惡
170	俄而妥子蔚為秘書郎，有罪當刑，上哀之，減死論。	開皇	第 四 十 儒 林	不明	免死	死	
171	於是蘇威及吏部尚書盧愷、侍郎薛道衡等皆坐得罪。	開皇	第 四 十 儒 林	交通	不明	不明	緣坐沒官 放之
172	後有人訟之，經赦免死，坐除名。	開皇	第 四 十 儒 林	偽造書 籍、騙 財	除名	死	詐欺官私 取物
173	煬帝即位，牛弘引炫修律令。高祖之世，以刀筆吏類多小人，年久長姦，勢使然也。又以風俗陵遲，婦人無節。於是立格，州縣佐史，三年而代之，九品妻無得再醮。	大業	第 四 十 儒 林	大業格			
174	後坐事解職，配防嶺南。數載，授漢王諒府諮議參軍，王甚禮之。時諒見房陵及秦、蜀二王相次廢黜，潛有異志。	開皇	第 四 十 一 文學	不明	免職， 配防		
175	高祖受禪，滕穆王引為文學，坐衣冠不整，配防江南。	開皇	第 四 十 一 文學	衣冠不 整	配防	不明	
176	歲餘，綽與人爭田相訟，因有讖綽者而告之，竟為吏所執，坐斬江都，時年五十四。	大業	第 四 十 一	亡匿	斬	不明	流徒囚役 限內亡

番号	史料內容	時期	出典	內容	實際	隋律	唐律
			文學				
177	及玄感敗，與虞綽俱徙邊。胄遂亡匿，潛還江左，為吏所捕，坐誅，時年五十六。	大業	第四十一文學	亡匿	死	不明	流徒囚役限內亡
178	其家僮嘗執盜粟者，士謙慰諭之曰：“窮困所致，義無相責。”遽令放之。其奴嘗與鄉人董震因醉角力，震扼其喉，斃於手下。震惶懼請罪，士謙謂之曰：“卿本無殺心，何為相謝！”	開皇	第四十二隱逸	戲殺傷人	不明	不明	戲殺傷人
179	上大怒，由是免職。	大業	第四十三藝術	不明	免職		
180	縣司鞠問，具得奸狀，因斷客死。	開皇	第四十三藝術	私通	死	死	姦徒一年半
181	未幾而玄感以反族滅，帝彌信之。	大業	第四十三藝術	謀反	不明	不明	十惡
182	嘗與賀若弼深相友善，弼既被誅，復有童謠曰：“蕭蕭亦復起。”帝由是忌之，遂廢於家，未幾而卒。	大業	第四十四外戚	連坐	免官	不明	緣坐沒官放之
183	煬帝嗣位，坐與柳述連事，除名為民，徙南海。後會赦，還長安。有人譖巖逃歸，收而殺之。	大業	第四十五列女	連坐	除名為民、徒	不明	緣坐沒官放之
184	因詣縣請罪，姊妹爭為謀首，州縣不能決。高祖聞而嘉歎，特原其罪。	開皇	第四十五列女	殺人	免罪	死	鬪故殺用兵刃
185	及免喪，其父以其幼少無子，將嫁之。誓無異志。	開皇	第四十五列女	無	無	無	居父母夫喪嫁娶
186	仁壽中，為番州刺史，數有聚斂，贓貨狼籍，為司馬所奏。上遣使按之皆驗，於是囚詣長安，親臨問。讓稱冤，上復令治書侍御史撫按之，狀不易前。乃命公卿百僚議之，咸曰“讓罪當死”。	開皇	第四十五列女	受金	不詳	死	監臨受供餽
187	遂勸化及遣人入蕃，私為交易。事發，當誅，述獨證智及罪惡，而為化及請命。	大業	第五十字	入蕃私為交易	免死	死	越度緣邊關塞

番号	史料内容	時期	出典	内容	实际	隋律	唐律
			文 智 及				

第二章 飛鳥浄御原律の存否について

はじめに

古代日本の律令法典は、近江令、飛鳥浄御原令（律）、大宝律令及び養老律令である。これらの法典成立の研究史について、瀧川政次郎氏は、『律令の研究』において、これらの法典の成立史を網羅的に論じている⁽¹⁾。そのうち、飛鳥浄御原律の存否については疑問が残されている。

飛鳥浄御原令（律）は、天武天皇が天武十年（六八一）二月に更新を命じ、持統三年（六八九）六月に令文二十二巻を諸司に頒布した法典である。その研究史を敷衍すると、青木和夫氏は、第二次世界大戦までの学界通説に疑問を呈し、いわゆる七世紀後半の日本で飛鳥浄御原律が編纂され、飛鳥浄御原律の一部が実施されたという結論を否定した。青木氏によれば、当時の日本には狭義の飛鳥浄御原律（成文化法典）は存在しなかった。そして、体系的な日本律の編纂開始は、大宝律令の編纂が始まったことに伴って始まったと指摘している⁽²⁾。吉田孝氏は飛鳥浄御原律が施行されず、天武・持統朝には唐律を参考に刑法が用いられていたという説を述べている。そして、当時の日本では、特に重要な条文、例えば、五刑（五罪）・十悪（八虐）・八議（六議）などの律条文がすでに成文されており、何らかの律条文については、単行法の形で頒布されていたと指摘した⁽³⁾。

本章では、研究史を整理したうえで、「文武天皇二年七月乙丑」条を分析し、唐永徽律の「容止他界逃亡」条と比較することで、飛鳥浄御原律の存否を論じたい。

第一節 飛鳥浄御原律の研究史

飛鳥浄御原律令の存否については、豊富な先行研究がある⁽⁴⁾。最初の研究段階では、飛鳥浄御原律と飛鳥浄御原令を分けて研究するのではなく、飛鳥浄御原律令という法典そのものの存否をめぐる議論が行われていた。佐藤誠実氏・中田薫氏を始めとする一部の研究者は、『日本書紀』・『藤氏家伝』・「弘仁格式序」などの文献史料に求めて、「弘仁格式序」には「近江朝廷之令」という文章は見えるが「飛鳥浄御原之令」という文章は見えないことや、『大宝律令』を「準正」とした範本法典であれば、なぜ国家法制の沿革と発展を叙述している「弘仁格式序」には「飛鳥浄御原之令」という名称が見えないのかということを根拠とし、天智天皇の踐祚した天智七年（六六八）にでき、部分的に施行された近江（律）令は天武十年からその編修が行われて持統三年に諸国に班賜されたとするのである。つまり、飛鳥浄御原律令は存在せず、天智朝に頒布された「近江（律）令」に継ぐ国家的な法典は「大宝律令」であるとみている⁽⁵⁾。

この問題について、反論がだされた。瀧川政次郎氏・坂本太郎氏は、『弘仁格式序』に見える「近江朝廷之令」という名称は当時の私称であり、公的な名称ではなかったと述べて

いる⁽⁶⁾。しかも、『続日本紀』大宝元年八月癸卯条には、大宝律令に対して「大略以浄御原朝廷為準正」という記述があり、それは『唐会要』に「武徳律令」の撰定について「大略以開皇為準」と記されているのに類似した文章である。また、「飛鳥浄御原之令」が見えない理由は、弘仁時期の特殊な時代思想であるとした。すなわち、奈良時代の天皇は天武系の天皇であったが、光仁天皇以降の天皇は天智系に転換したため、「弘仁格式」を編纂する際に、天武系の天皇の功績をできるだけ無視したからであるというのとある。つまり、平安時代前期に成立した「弘仁格式序」をどのように理解するかということをめぐる論争が行われている。

青木和夫氏は持統天皇七年辛巳条詔に「但贓者依_レ律徴納」とあることを根拠に提出された飛鳥浄御原律存在説に疑問を提起し⁽⁷⁾、飛鳥浄御原律の編纂とその一部施行を否定し、「弘仁刑部式」に「大宝二年制律以後、依法科断」とあることや、『藤氏家伝』下「武智麻呂伝」に「大宝元年已前為_二法外_一、已後為_二法内_一」とあることを根拠として⁽⁸⁾、『日本書紀』の持統天皇七年四月辛巳条詔にみえる「但贓者依律徴納」の「律」を法令一般と解し、狭義の体系的な法典と認めないとされた。この青木説をうけて、諸説がだされた。

石尾芳久氏は、飛鳥浄御原律の編纂を否認せざるを得ないような固有刑法の鞏固な伝統が存在したから、唐律をそのまま適用していたのではないかとされた⁽⁹⁾。利光三津夫氏は唐律の準用を疑問視しているが、飛鳥浄御原律の不施行節のほうが説得力があると考えている⁽¹⁰⁾。林紀昭氏は、青木和夫氏の飛鳥浄御原律非存在説に賛同したうえで、法典導入の視点から見れば、東アジアにおける緊迫な情勢に直面している倭国が体系的な法典を編纂していたのではないか、飛鳥浄御原律の存在を認めることはできないが、持統天皇七年辛巳条詔に見える「律」は、青木氏が指摘したような広義の律（法典一般）ではなく、狭義の成文法典（体系化された唐律の準用）である、と指摘している⁽¹¹⁾。

その後、唐律をそのまま準用したとするのではなく、持統朝においては固有法と唐律の折衷を行いながら唐律を範とする日本律の編纂を試みていたとみる主張がなされている⁽¹²⁾。現在、学界の通説は吉田孝氏によるものである。吉田孝氏は天武・持統朝には、唐律が準用されていたとする石尾芳久氏説に従いながら、「養老令仲春条」以下の書式と、「養老令仲春条」以下の日本律令のなかで最も日本的色彩の強い部分と類似する「五罪条」の書式を比較・検討することによって、律のなかで特に重要な五罪・八虐・六議（あるいは五刑・十悪・八議）の規定が大宝律以前に何らかの形で制定・施行されていた可能性を追及しておられる⁽¹³⁾。

第二節 文武天皇二年七月乙丑条

飛鳥浄御原律の存否について、最も重要な史料は『続日本紀』文武天皇二年七月乙丑条である⁽¹⁴⁾。この史料に関して、多くの研究成果があげられてきた⁽¹⁵⁾。史料の内容は以下の通りである⁽¹⁶⁾。

以_三公私奴婢亡匿_二民間_一、或有_三容止不_二肯顕告_一、於_レ是、始制_二答法_一、令_レ償_二其功_一、事在_二別式_一。又、禁_二博戲遊手之徒_一、其居停主人、亦与_レ居同罪。

この記事进行分析する前に、まず、この記事の前半の意味に基づいて読み解いてみる。すなわち、文武天皇二年（六九八）七月、公私の奴婢が民間に逃亡することがあって、奴婢逃亡に伴い、民間に亡匿した奴婢を收容し、官衙に通報しないこともあったため、これらの犯罪に対して刑罰を初めて制定した。逃亡した奴婢を容止した人は功（奴婢の逃亡による元主人の損失）を賠償しなければいけない。その具体的な規定は別の式に載せている。

本記事に関する処罰の対象は逃亡した公私奴婢なのか、それとも逃亡した奴婢を容止し、通報しない容止者なのか、あるいは逃亡した奴婢と容止者の双方なのか、を確定する必要がある。高塩博氏は、後の律令法典のなかには公私奴婢の逃亡に関する規定は見当たらないが、養老律には唐・永徽捕亡律官戸奴婢亡条に対応する条文があるはずだと指摘している⁽¹⁷⁾。ただし、記事の後半によれば、博戲遊手の人を処罰すると同時に、場所を提供した居停者も処罰するとわかる。このように双方を処罰する方式を参考にすると、私見では答法の処罰の対象は逃亡した奴婢と奴婢の容止者の双方であると思う。

そして、「令償其功」について、瀧川政次郎氏は、「令償其功」の「償」は「賞」であるべき、逃亡した奴婢を捕まえた人に対する賜物であると述べている⁽¹⁸⁾。瀧川政次郎氏の見解に対して、長山泰孝氏は、賊盜律の「略奴婢」条にみえる「蔵隠」の二文字から、容止と蔵隠は意味が通じること、また、「償」と「賞」は全く意味が異なっていることによって、ここで言及する「償」は賠償の意味を取るべきであり、逃亡した奴婢を捕まえた人に奨励を与えるものではないと主張している⁽¹⁹⁾。ここで日本賊盜律の「略奴婢」条をあげよう。

（前略）若得_二逃亡奴婢_一。不_レ送_レ官而買者。以_二和誘_一論。蔵隠者、減_二一等_一坐之。

これによれば、逃亡中の奴婢を得て、官司に送らずに買った場合、逃亡中の奴婢を売った者に和誘罪を処すべきである。官司に申告せず、逃亡中の奴婢を蔵隠した者に和誘罪を一等減じて処すべきである、とある。ただし、この「蔵隠」と「容止」の意味は同じであるのかについては問題がある。つまり、「蔵隠」は積極的・主動的に隠そうとするのであるが、「容止」は逃亡した奴婢を消極的・受動的に受け入れるのである。意味に微妙な違いがあるので、もしくは史料に「或有_三蔵隠不_二肯顕告_一」とあるのであれば、「功」を賠償するのは、元奴婢主に対して蔵隠者が一方的に弁償することを求めていると考えられるが、ここでは「容止者」なので、賊盜律の「略奴婢」条はこの場合に適用されないと思う。

逃亡した奴婢と公私奴婢の逃亡を誘導する人に対しては、唐捕亡律の「官戸奴婢亡」条が規定している。

諸官戸奴婢亡者。一日杖六十。三日加_一一等_一。部曲私奴婢亦同。主司不_レ覺_レ亡者。一口答三十。五口加_一一等_一。罪止_一杖一百_一。故縱_一官戸亡_一者。与同罪。奴婢。準_一盜論_一。即誘導_一官私奴婢亡_一者。準_レ盜論。仍令_一備償_一。

この律条文によれば、公奴婢、部曲及び私奴婢が逃亡した場合、奴婢が逃亡して一日を経れば、杖六十を処し、(逃亡した日数によって) 三日ごとに罪一等を加える。また、官戸奴婢の逃亡を許した場合、奴婢の同罪で責任者を処分する。私奴婢の逃亡を許した場合、責任者を窃盜条によって処分したうえで、元奴婢主に対して賠償を行わなければいけないと規定している。従って、「文武天皇二年七月乙丑」条の「償」は、賠償の意味と取るべきである。だが、元奴婢主の損失を賠償しなければいけない対象は、容止者の一方なのか、それとも逃亡者と容止者の双方なのか、未だに確定できない。

最後、「容止」という律令用語について検討したい。「容止」という律令用語は、『唐律疏議』の衛禁律の「因事入宮直宿」条、擅興律の「征討告消息」条、賊盜律の「部内容止盜者」条及び捕亡律の「容止他界逃亡」条などにみえる。衛禁律の「因事入宮直宿」条には、

諸因_レ事得_レ入_一宮殿_一而輒宿及容止者、各減_一闌入二等_一。疏議曰、因_レ事得_レ入_一宮殿_一者、謂_一朝參、辭見、迎輪、造作之類_一。不_レ合_レ宿者而輒宿、及容止_一所_レ宿之人_一、各減_一闌入罪二等_一。在_一宮内_一、徒一年、殿内、徒一年半。

とある。以上のように、用件のために宮殿に入って、勝手に宮内に泊まった人と宮内に泊まるのを容止した人とともに闌入罪を二等減じて処罰する。無断で宮殿に泊まった場合、宮殿に泊まった人と宮殿に泊まるのを容止した人とともに闌入罪を二等減じて処罰するうえで、宮内に泊まった人に徒一年を加え、殿内に泊まった人に徒一年半を加える。また、擅興律の「征討告消息」条にも類似する規定がある。

諸密有_一征討_一、而告_レ賊_一消息_一者、斬。妻、子。流二千里。其非_一征討_一而作_一間諜_一、若化外人來_レ為_一間諜_一、或伝_一書信_一与_一化内人_一並受、及知_レ情容止者、並絞。

これによれば、外国人がスパイをすること、本国人が外国のスパイに手紙を送ることや本国人が外国人のスパイの手紙を受け取ることは、スパイとそれと通じている本国人、更に容止者とともに死(絞)刑を処すべきであると知られる。罪を犯した人も、容止者も、同じ絞刑を処すべきである。上記の二つの律条文から、一般的に、「容止」は律令用語として、犯罪者と犯罪者を容止した人が同じ刑罰を科すことが明らかである。

『日本書紀』天智天皇九年庚午条には「造_一戸籍_一、断_一盜賊与浮浪_一」とあり、周知のように、この天智九年(六七〇)に作成された戸籍は日本で最初の全国的な庚午戸籍である。戸籍制度ができた大きな目的は、浮浪を防ぐことによって、国の財政収入を維持するのであ

る。養老戸令の「五家」条には「凡戸。皆五家相保。一人為長。以相檢察、勿造非違。」とあるように、五戸は互いに担保・檢察している。日本の律令制下にある五保制度も、保内の相互監視を目的として生まれた制度で、戸籍の欠落を回避し、脱税を防止して国の財源収入を保つことを目的としている。戸籍が欠落したら、戸令の「戸逃走」条によって処分される。

令五保追訪、三週不獲除帳、其地還公。

亡戸を追及すると同時に、三年以内に亡戸を追跡できなければ、籍帳から除名し、亡戸の所有土地を国へ返還すると規定している。つまり、良民が脱戸すれば、土地を国へ返還する処罰を受けなければならない。また、養老捕亡律の「非亡浮浪他所」条にも、逃亡でない他所に浮浪している人に対する規定がある。

要するに、公私奴婢が民間に逃亡したら、処罰を受けなければならないことは明白である。文武天皇二年七月乙丑条で民間へ逃亡した公私奴婢とそれを容止した人の双方が笞刑（または杖刑）を受け、双方は奴婢の逃亡期間中の元奴婢主の損失を賠償しなければならないと考えられる。

一方、文武天皇二年七月乙丑条の後半では、博戯遊手に対する処罰について規定されている。『唐律疏議』にはそれに類似する規定がある。唐雜律の「博戯賭財物」条には、

諸博戯賭財物者、各杖一百。（中略）。其停止主人、及出玁。若和合者、各如之。

とある。これによると、博戯で賭博した人、場所を提供した人及び道具を提供した人は、いずれも杖一百を処す。日本の大宝・養老律令にも相当する規定がある⁽²⁰⁾。文武天皇二年七月乙丑条の後半によれば、博戯遊手者（賭博者）や居停主人（賭博場所の提供者）に対して、どのような刑罰が科されたかは不明であるため、唐律と日本の大宝・養老律と比較することはできない。しかし、文武天皇二年（六九八）に博戯遊手者と居停主人に対する処罰方式は唐律と類似していることが明確である。

第三節 唐捕亡律の容止他界逃亡条と日本の文武天皇二年七月乙丑条

『唐律疏議』の中で、奴婢の逃亡に関する規定は賊盜律の「略和誘奴婢」条、捕亡律の「官戸奴婢亡」条及び捕亡律の「容止他界逃亡」条に見える。前節で言及したように、「略和誘奴婢」条と本条記事との関連性はあまりないので、これ以上検討しない。

捕亡律の「官戸奴婢亡」条と捕亡律の「容止他界逃亡」条は、それぞれ逃亡した公私奴婢と、逃亡者を容止した官吏の処罰を規定している。前節ですでに明らかにしたように、「官戸奴婢亡」条と文武天皇二年七月乙丑条との関連性は、処罰の方式に「償」が含まれる点に

限られている。

捕亡律の「容止他界逃亡」条は、僧尼令集解の私度条に「釈云。捕亡律云。凡部内容止_二他界逃亡浮浪者一人_一。里長笞三十。注云。経_二十五日以上_一者」とあること、戸令集解の五家条に「穴云、(中略)其比近里人経_二十五日_一容止者。依_レ律科断」とあることや、考課令集解の国郡司条に「戸口逃亡者、登年失_二徭役_一。又依_レ律、里長以上可_レ科_二逃亡罪_一故」とあることを根拠に、養老律本条の内容の一部を復原される。養老捕亡律の「容止他界逃亡」条には⁽²¹⁾、

凡部内容止_二他界逃亡浮浪者一人_一。里長笞三十。謂_レ経_二十五日以上_一者。

とある。また、唐捕亡律の「容止他界逃亡」条には、

諸部内容止_二他界逃亡浮浪_一者。里正笞四十。謂_レ経_二十五日以上_一者。坊正村正。同_二里正之罪_一。

とある。日唐律の本条を比較すると、容止者に対しては、唐律は日本律よりも処罰が重く、用語の修正も見られる。唐律の「里正」は、日本律を編纂する際に日本的な「里長」と改められた。また、第一章第四節の戸婚律の「里正(長)不覚脱漏」条にも言及したように、用語修正の点について、戸令は近江令の段階に既に成立したことを配慮すれば、近江令は唐令の里正を参照したことよりも、隋令の里長を参照した可能性が高いと思う。浮浪者の定義は両律において同じく、逃亡して十五日以上を経た人を指している。このことから、日本律は隋唐律を参考にして編纂され、律の詳細な規定は、日本令の編纂方針と同様に、当時の国情に合わせて熟考されたうえで作成したものであることが再確認される。

青木和夫氏は、当時の日本では律の編纂が始まったわけではなく、唐律を準用していたと提唱している⁽²²⁾。当該犯罪事件を断罪する際に、唐捕亡律の「容止他界逃亡」条と唐捕亡律の「官戸奴婢亡」条を参照することができたなら、完全に「文武天皇二年七月乙丑条」に現れた状況を処理することができる。なぜ単独で詔文を頒布し、「於_レ是、始制_二笞法_一、令_レ償_二其功_一、事在_二別式_一。又、禁_二博戲遊手之徒_一、其居停主人、亦与_レ居同罪」と強調するかというと、当時の日本では、逃亡奴婢、逃亡奴婢の容止者、博戲遊手者及び居停主人に対する法規がなかったからであろう。そこで、文武天皇は唐律(または隋律)を参考にして、文武天皇二年七月から、逃亡奴婢、逃亡奴婢の容止者、博戲遊手者及び居停主人に笞刑を処し、元奴婢主の損失を賠償させることを命じた。

つまり、当時の日本では、体系的な法典は編纂されていなかったとしても、このような単行法令を頒布するかたちを通じて律を頒布することで対応していたのだと考えられる。

一方、『日本書紀』の天武五年壬子条には、

詔曰、死刑、没官、三流、並降_一一等_一。徒罪以下、已_二免_一、未_二免_一、悉聽_レ之。

とあり、また、『日本書紀』の天武十一年庚寅朔乙巳条には、

詔曰。(中略)。当_二杖一百以下_一、節_レ級決_レ之。(後略)。

とある。この時期の日本では、中国の五刑のうち死刑、三流、徒刑のほか、没官も見える。井上光貞氏は、死刑と三流の間には固有法の色が強い没官が見られ、当時の「五刑（または六刑）」の構成は、唐王朝の「五刑（笞杖徒流死）」ではなく、死刑、没官、三流、五徒、五杖、五笞の五種類（六種類）であった可能性が大きい、唐王朝の「五刑」が天武朝に完全に継承されていたとは言えないとする⁽²³⁾。これに対して、小林宏氏・森田悌氏は、没官から一等を減ずるとはそれを流刑に比定して流刑から一等を減じ、徒三年を科する意味であると考え、結局、天武五年壬子に見える「没官」は井上光貞氏の説かれるような伝統に基づく財産刑ではなく、唐律の刑罰体系の中に正しく位置づけることのできる刑であると指摘している⁽²⁴⁾。その後、吉田孝氏は、『隋書』倭国伝に「無_レ財者没_レ身為_レ奴」とあるような固有法の色が強い慣習は、持統五年（六九一）三月の詔の「若准_レ貸倍没_レ賤者、從_レ良」によって廃止され、持統朝廷に施行された飛鳥浄御原律は、唐王朝の「五刑」を全面的に継承したといえると指摘している⁽²⁵⁾。

しかし、戸令集解の「官戸奴婢」条には、

古記云、若被配没為戸。謂。賊盜律。謀反大逆者之父子。及謀叛者。並没官。合徒三年

とある。すなわち、大宝律では「謀反大逆」あるいは「謀叛」に対する処罰は、養老律や唐律の死刑（絞刑または斬刑）でなく、没官して徒三年を科すると規定している。大宝律の当該規定は、おそらく飛鳥浄御原律から継承したと考えられる。

一方、十悪（八虐）の部分について青木和夫氏は、飛鳥浄御原律令の施行期間である持統天皇六年（六九二）七月、文武天皇三年（六九九）十月及び文武天皇四年（七〇〇）八月の赦文に「十悪」とある律令用語が見えることから、天武・持統朝に「八虐」ではなく、「十悪」が施行された可能性があるとして述べている⁽²⁶⁾。しかし、養老律令の施行期間である天平神護元年（七六五）閏十月の赦文にも「十悪」という律令用語が見え、この時に養老律には「八虐」について明確に規定されていた。利光三津夫氏は、当時の日本が赦文を頒布する際には、唐王朝の赦文を手本にして編纂されていたはずだと指摘している。当時の規定が十悪だったのか八虐だったのかは不明だが、文武天皇四年（六七五）丁亥条に見える「坐_レ対捍_二詔使_一、官位尽追」や天武六年（六七七）夏壬辰朔壬寅条に見える「坐_レ斥_二乘輿_一、以流_レ于_二伊豆嶋_一」などは、当時の日本において、王権を守るために作られた十悪の「大不敬」条が存在していたことを示している。

大宝律令が登場する以前に「六議（八議）」に関する史料を見出すことがないが、吉田孝氏によれば、大宝時期以前から唐王朝の「八議」に近い規定が存在し、大宝律令の「議親」条は日本養老律の「五等親制」よりも、むしろ唐律の「服忌制」に近いことが指摘している⁽²⁷⁾。

上述のように、飛鳥浄御原律令の施行期の日本では、唐律（または隋律）の「十悪（八悪）」、「坐斥乗輿」、「対捍詔使」、「容止」などの律令用語が使用されていたのは明確である。そのため、当時の日本においては、体系的な日本律は編纂されなかったとしても、一部の律文は唐律あるいは隋律を準用し、一部の律文は状況に応じて、必要な場合に勅詔のかたちで、単行法として頒布されていたと考えられる。これらの律文は王権を維持すると同時に、日本の中央集権国家の創立を促進したのである。

おわりに

本章では、飛鳥浄御原律の研究史を整理し、文武天皇二年七月乙丑条における犯罪者に対する処罰のあり方と立法原因を分析し、唐律・日本律と文武天皇二年七月乙丑条に見える刑罰の異同を比較した結果、吉田孝氏の結論が妥当だと考える。ただし、補充すべきは、七世紀後半の日本では、広義の律と狭義の律が同時に施行され、すでに編纂・施行されていた五刑・十悪・八議などの条文を除き、一部の律文は必要に応じて勅詔のかたちで、単行法を頒布することである。これが後の大宝律令編纂の基礎となったといえる。

近年、唐令と日本令の比較研究は、日唐律令の同性質の条文の比較から、日唐律令の異質の条文の比較へ移転することによって、日本の大宝・養老令が含まれている固有法の特徴を解明している。それと同様に、唐律と日本律の犯罪事件に関する規定あるいは処罰を比較することで、日本律と唐律の異同をうかがうことができ、日本律に含まれる固有法と古代日本の刑法の実態を明らかにすることができる。

注

- (1) 瀧川政次郎『律令の研究』（名著普及会、一九三一年、一九八八年復刻版刊行）第三章「律令の編纂」。
- (2) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」（『古代学』三、古代学協会、一九五四年）。
- (3) 吉田孝『続律令国家と古代の社会』（岩波書店、二〇一八年）三一〇～三四二頁。
- (4) 飛鳥浄御原律令に関する先行研究は、佐藤誠実「律令考」（『国学院雑誌』五一―一三～六一三、一八九九年）、中田薫「古法制三題考」（『国家学会雑誌』二六―六、一九一二年、後に『法制史論集』一所収）、瀧川政次郎『律令の研究』（名著普及会、一九三一年、一九八八年復刻版刊行）七七～一二〇頁、坂本太郎『大化改新の研究』（至文堂、一九三八年）、中田薫「古法雑観」（『法制史研究』一、創文社、一九五一年）、坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」

(『法制史研究』四、法制史学会編、創文社、一九五一年)、後に同『日本古代史の基礎的研究』下所収)、青木和夫「浄御原令と古代官僚制」(『古代學』三、古代学協会、一九五四年)、石尾芳久『日本古代法の研究』(法律文化出版社、一九五九年)第三章「律令の編纂」、利光三津夫『律の研究』(明治書院、一九六一年)第四部、小林宏「日本律の成立に関する一考察」(『牧健二博士米寿記念日本法制史論集』、思文閣出版、一九八〇年)、森田悌「浄御原律について一初期律令国家理解への一視角一」(『金沢大学教育学部教科教育研究』二三号、一九八七年)、高塩博『日本律の基礎的研究』(汲古書院、一九八七年)、吉田孝著・大津透編集解説『続律令国家と古代の社会』(岩波書店、二〇一八年)などがある。

(5) 佐藤誠実「律令考」(『国学院雑誌』五一―一三～六一―三、一八九九年)、中田薫「古法制三題考」(『国家学会雑誌』二六―六、一九一二年、後に『法制史論集』一所収)。

(6) 坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」(『法制史研究』四、法制史学会編、創文社、一九五一年、後に同『日本古代史の基礎的研究』下所収)、瀧川政次郎『律令の研究』(名著普及会、一九三一年、一九八八年復刻版刊行)七七～一二〇頁。

(7) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」(『古代學』三、古代学協会、一九五四年)。

(8) 『藤氏家伝』は沖森卓也・佐藤信・矢島泉『藤氏家伝 鎌足・貞慧・武智麻呂伝 注釈と研究』(吉川弘文館、一九九九年)

(9) 石尾芳久『日本古代法の研究』(法律文化出版社、一九五九年)

(10) 利光三津夫『律の研究』(明治書院、一九六一年)第四部。

(11) 林紀昭「飛鳥浄御原律令に関する諸問題」(『史林』五三―一、吉川弘文館、一九七〇年)。

(12) 小林宏「日本律の成立に関する一考察」(『牧健二博士米寿記念日本法制史論集』、思文閣出版、一九八〇年)、森田悌「浄御原律について一初期律令国家理解への一視角一」(『金沢大学教育学部教科教育研究』二三号、一九八七年)。

(13) 吉田孝著・大津透編集解説『続律令国家と古代の社会』(岩波書店、二〇一八年)三一〇～三四二頁。

(14) 長山泰孝「浄御原律の存否についての一史料」(『續日本紀研究』第一五一号、一九七〇年)。

(15) 文武天皇二年七月乙丑条に関する研究は、瀧川政次郎「奴婢逃亡に関する律令の法制」(『法学協会雑誌』四〇、一九九二年、後に『律令賤民制の研究』に所収)、長山泰孝「浄御原律の存否についての一史料」(『續日本紀研究』第一五一号、一九七〇年)、牧英正「律令前後の略和誘罪について」(『法学雑誌』一九、一九七三年)、高塩博『日本律の基礎的研究』(汲古書院、一九八七年)、新日本古典文学大系 青木和夫ほか校注『続日本紀 一』(岩波書店、一九八九年)本条注釈などがある。

(16) 本章では、『続日本紀』は新日本古典文学大系本の青木和夫ほか校注『続日本紀』(岩波書店、一九八九年)を使用。『日本書紀』は日本古典文学大系本の坂本太郎ほか校注『日本書紀』(岩波書店、一九六五年)を使用。日唐律は律令研究会編『譯注日本律令 二・三』

律本文編（東京堂出版、一九七五年）を使用。なお、史料の句読点は筆者の理解に基づいて付したものである。

(17) 高塩博『日本律の基礎的研究』（汲古書院、一九八七年）。

(18) 瀧川政次郎「奴婢逃亡に関する律令の法制」（『法学協会雑誌』四〇、一九九二年、後に『律令賤民制の研究』に所収）。

(19) 長山泰孝「浄御原律の存否についての一史料」（『續日本紀研究』第一五一号、一九七〇年）

(20) 律令研究会編『譯注日本律令 二・三』律本文編（東京堂出版、一九七五年）七四〇頁。

(21) 『令集解』は『新訂増補国史大系 令集解』一～四（吉川弘文館、一九七七～一九八〇年）を使用。

(22) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」（『古代学』三、古代学協会、一九五四年）。

(23) 井上光貞「隋書倭国伝と古代刑法」（『季刊日本思想史』一、一九七六年）、同『日本古代思想史の研究』（岩波書店、一九八二年）。

(24) 小林宏「日本律の成立に関する一考察」（『牧健二博士米寿記念日本法制史論集』、思文閣出版、一九八〇年）、森田悌「日本古代の刑罰」（『金沢大学教育学部紀要』二八、一九八〇年、同『日本古代の政治と地方』に所収）。

(25) 吉田孝著・大津透編集解説『続律令国家と古代の社会』（岩波書店、二〇一八年）三一〇～三四二頁。

(26) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」（『古代学』三、古代学協会、一九五四年）。

(27) 吉田孝著・大津透編集解説『続律令国家と古代の社会』（岩波書店、二〇一八年）三一〇～三四二頁。

第三章 七世紀における日本の礼法継受（一）—『日本書紀』と『隋書』倭国伝を中心として—

はじめに

古代日本は、礼法国家と称される隋唐王朝と違い、刑法である律と一般行政法である令からなる律令法を中心とする律令国家と呼ばれている。中国中世の隋唐王朝では、礼は儒教の思想に基づいて国制を規定したものであり、法（律令法）は礼の思想に基づく政治的秩序と国家システムを維持するために作られた法典である。大隅清陽氏によれば、礼とは皇帝の権力を正当化するものであり、その原理は個々の皇帝や王朝を超えて存在し、皇帝をも包摂するものであるのに対し、法は皇帝が制定して臣下に与えた行政の準則にすぎず、基本的に皇帝は法を超越するものだったのである⁽¹⁾。日本律令制研究においても、礼の受容は避けられない問題の一つである。

礼制の受容などの問題に初めて着目した石母田正氏は、日本律令の母法である中国法の形成を、習俗または慣習からの「礼」の分化と発展に始まり、その「礼」から「法」が分離する過程として捉えた。その結果として、「法」が倫理や道徳という倫理的、人格的世界から政治の領域へと移行したと捉え、非人格的な制度論と組織論を確立した⁽²⁾。それ以降、日本の律令制と古代国家の研究においては、礼制の受容などの問題が重視されてきた。

吉田孝氏は、七世紀の列島社会が律令法を体系的に継受できた背景として、その母法である中国律令が、①民族的・伝統的な色彩の濃い社会規範である礼とは一応別個のものとして存在すること、②主として公法的な法規のみであること、③王権のあり方を直接には規定せず、その結果として、国政の一部しか規定していないこと、を挙げた⁽³⁾。大隅清陽氏は、吉田氏の理解に賛同したうえで、律令と礼が別個のものであるとすれば、日本律令が完成・施行された後の八世紀以降の段階における律令とは異なる礼制の継受であることの可能性を指摘した⁽⁴⁾。後に、大津透氏は、八世紀中葉（天平期）から九世紀中葉（貞観期）にかけての時期が、礼制を中心とする中国国制が導入された日本律令国家の新たな段階であり、それを通じて、それまでは神話的・氏族的なイデオロギーに依拠していた天皇制が、儒教思想や礼制によっても根拠付けられるようになったと述べた⁽⁵⁾。格式の編纂にも、礼制継受という独自の意義を見出すことができる⁽⁶⁾。

八世紀に編纂された大宝・養老律令には、七世紀段階の倭国の国制を継受したという特質がうかがえる。たとえば、衣服令・喪葬令・仮寧令などの編目に、礼の継受を見出すことができる。礼と法は、同じ次元のものとして存在したことはないが、律令法と礼制は不可分のものであるため、律の中に「礼」の思想が存在するに違いないと考えられる。しかし、律に含まれている礼の継受はほとんど注目されてこなかった。

本章では、八世紀初頭に編纂された『隋書』倭国伝の記事と『日本書紀』の記事を比較・分析することによって、古代日本（倭国）が、どのようにして広義の礼を受け入れたのかを

検討したい。

第一節 『隋書』倭国伝から見る礼の継受

開皇二〇年（六〇〇）、第一次遣隋使派遣について『日本書紀』は語らないが、『隋書』倭国伝によってこの出来事の詳細を知ることができる。『隋書』倭国伝には、

開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、号阿輩鷄弥、遣使詣闕。上令所司訪其風俗。使者言倭王以天為兄、以日為弟、天未明時出聽政、跣趺坐、日出便停理務、云委我弟。高祖曰、此太無義理。於是訓令改之。

とあり、開皇二〇年に倭国が使者を隋王朝に派遣し、使者は倭国の国情などを報告したことが判明する。この時期には国書を持たない倭国を、隋王朝が「義理無し」と評価していた。その後、憲法十七条が成立した。大隅清陽氏は遣隋使に接した隋文帝が、それ以前の倭国王の聴政が夜明け前に始まり、日の出とともに終わっていたのを、中国風の朝政に改めさせたとの記載が見え、朝参の整備を、中国礼制摂取の一環と見ることも可能であると指摘した⁽⁷⁾。

大業三年（六〇七）には第二次遣隋使が派遣された。隋の皇帝は文帝から煬帝にかわっていたが、倭国に対する評価は変わらなかった。『隋書』倭国伝には、

大業三年、其王多利思比孤遣使朝貢。使者曰、聞海西菩薩天子重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人來学佛法。其国書曰、日出処天子致書、日没処天子無恙、云云。帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蛮夷書有無禮者。勿復以聞。明年、上遣文林郎裴清使於倭國。

とあり、大業三年に倭国から派遣された使者は国書を持っていたものの、周辺国家に過ぎない「倭国」の大王が「天子」を名乗ったことに対して煬帝が激怒したことが分かる。翌年の大業四年（六〇八）の記事に、

倭王遣小德阿輩臺、從數百人、設儀仗、鳴鼓角來迎。後十日、又遣大禮哥多毗、從二百餘騎郊勞。既至彼都、其王與清相見、大悅曰、我聞海西有大隋、礼義之國、故遣朝貢。我夷人、僻在海隅、不聞礼義。是以稽留境内、不即相見。今故清道飾館、以待大使、冀聞大國惟新之化。清答曰、皇帝德並二儀、澤流四海、以王慕化、故遣行人來此宣諭。既而引清就館、其後清遣人謂其王曰、朝命既達、請即戒塗。於是設宴享以遣清、復令三使者隨清來貢方物。

とあり、これによって、倭王と裴世清との会見がなされたことが知られ、隋王朝が「礼義之国」と自称したのに対し、倭王は「夷人」を自称し、「礼義を聞かず」と述べた。すでに川勝守氏は『隋書』倭国伝が書き記した「故遣朝貢」、「我夷人」、「僻在海隅」「不聞礼義」が絶対に言うわけがない。これは中国側の作文であると指摘している⁽⁸⁾。『隋書』によって、隋王朝の日本(倭国)認識が窺うことができる。それは、倭国は未開化の国に過ぎないが、礼制を整備しようとする意欲があるという認識であった。この出来事については、『隋書』だけでなく、『日本書紀』にも記載されている。『日本書紀』には、

十六年夏四月、小野臣妹子、至_レ自_二大唐_一。唐国号_二妹子臣_一曰_二蘇因高_一。即大唐使人裴世清・下客十二人、從_二妹子臣_一、至_二於筑紫_一。遣_二難波吉士雄成_一、召_二大唐客裴世清等_一。為_二唐客_一更造_二新館於難波高麗館之上_一。六月壬寅朔丙申、客等泊_二于難波津_一。是日、以_二飾船卅艘_一、迎_二客等于江口_一、安_二置新館_一。(中略)秋八月辛丑朔癸卯、唐客入_レ京。是日、遣_二飾騎七十五匹_一、而迎_二唐客於海石榴市術_一。額田部連比羅夫、以告_二礼辞_一焉。壬子召_二唐客_一於朝廷、令_レ奏_二使旨_一。(中略)於是、大唐之國信物置_二於庭中_一。時使主裴世清、親持_レ書、兩度再拜、言_二上使旨_一而立之。其書曰、皇帝問_二倭皇_一。使人長吏大禮蘇因高等、至具_レ懷。朕欽_二承宝命_一、臨_二仰区宇_一。思下弘_二德化_一、覃中被含靈上。愛育之情、無_レ隔_二遐邇_一。知_レ皇介_二居海表_一、撫_二寧民庶_一、境内安樂、風俗融和、深氣至誠、遠修_二朝貢_一。丹款之美、朕_レ有嘉焉。稍暄。比如_レ常也。故遣_二鴻臚寺掌客裴世清等_一、稍宣_二往意_一。並送_レ物如_レ別。時阿倍臣出進、以受_二其書_一而進行。大伴嚙連、迎出承_レ書、置_二於大門前机上_一而奏之。事畢而退焉。(中略)爰天皇聘_二唐帝_一。其辞曰、東天皇敬白_二西皇帝_一。(後略)

とある。小野妹子は推古一六年(六〇八)に隋の使者である裴世清ら一三人をともなって筑紫に到着し、六月には難波津において朝廷が裴世清らを出迎えた。八月に倭王と、都に到着した裴世清が会見した。この記事に見られる賓礼について、田島公氏は、開明化した当時の倭国の朝廷は、中国にならった王権への権力集中を目指すとともに、中国を中心とする国際社会における賓礼の重要性を認識し、その導入を図るようになる。そしてその受容は、天皇(大王)による外交権の確立の過程でもあった、と指摘した⁽⁹⁾。

『日本書紀』の記述と『隋書』倭国伝の記述には相違がある。『日本書紀』には、裴世清の言上のみが記載され、倭王の発言は記載されない。その一方、『隋書』倭国伝には、両者の発言が記載されている。『隋書』倭国伝には、裴世清の来朝に対して、倭王は「大悦」と記されているにもかかわらず、『日本書紀』には、そのような記述が見当たらない。また、『隋書』倭国伝は、倭王を「王」あるいは「倭王」と表現し、隋の皇帝を「帝」あるいは「皇帝」と表現している。これに対して、『日本書紀』は、隋の皇帝への称呼は『隋書』倭国伝と同じであるものの、倭王を「皇」、「倭皇」あるいは「天皇」と改変している。ここに、第一次遣隋使に与えられた「無礼之国」という名称を免れようとする倭国の努力が見える。大

隅清陽氏が指摘したように、使者に対する賓礼や倭王に対する名称は、中国礼制摂取の一環と見ることができる。

以上のことから、七世紀初頭の倭国は、中国礼制を摂取し始めたと結論づけられる。

第二節 日本律から見る礼制の継受

井上光貞氏は、日本における中国律の継受の段階を、①中国律の部分的継受、②中国律の体系的継受、③日本律の編纂、の三つに区分し、①は推古朝前後、②は天武・持統朝、③は対法律の編纂以後であったことを指摘した⁽¹⁰⁾。

(一) 推古朝前後の刑罰

推古朝前後に見られる倭国固有の刑罰（慣習法）は、『日本書紀』の記事に出現した天津罪・国津罪のほか、『隋書』倭国伝にもこの時期の刑罰を窺うことができる。『隋書』倭国伝には、

其俗殺人強盜及姦皆死、盜者計_レ贓酬_レ物、無_レ財者没_レ身為_レ奴、自余輕重、或流或杖。

とある。当時の倭国では、殺人・強盗・姦などの罪を犯した場合は死刑に処した。盗賊の場合には贓を計ってものを酬うもの、お金がなければ良民の身分を剥奪して奴とした。その他の場合については、その罪の軽重によって流罪または杖罪に処したという。井上光貞氏は、倭国伝における死・流・杖なる刑罰は、中国の北朝から隋にかけて存在した正刑としての五刑に対応することが知られよう。このことは倭国伝のこの種の刑罰が、中国からの移植ではないかと推測を強めるものといえる。それは、日隋交渉が始まる以前、即ち六世紀に朝鮮三国を通じて、北朝から移植されたとも、七世紀初頭の日隋交渉によって隋から伝わったとも推測することができる、と指摘した⁽¹¹⁾。しかし、吉田孝氏は『隋書』倭国伝の「死」「流」「杖」には中国北朝の五刑の影響が想定されるが、「徒」がみえないことから、未だ倭国では労役刑としての「徒」が成立していなかったと指摘した⁽¹²⁾。この時期の倭国では、朝鮮半島経由で中国の律の影響があったが、井上光貞氏が指摘したように、部分的の継受であるため、礼制の整備が始まったとはいえ、当時の人々にとって、礼と法との関係はまだ理解できない程度であろうと考えられる。

(二) 天武・持統朝の浄御原律

『日本書紀』天武五年（六七六）八月壬子条の詔には、

壬子、詔曰、死刑・没官・三流、並降_二一等_一。徒罪以下、已発覚、未発覚、悉赦_レ之。唯既配流、不_レ在_二赦例_一。

とある。これによると、このときの日本では、五刑の以外に、没官という刑罰があったことがわかる。井上光貞氏は、没官を固有法的な色彩が強いと指摘している⁽¹³⁾。その後の持統天皇は、新たな詔を出した。『日本書紀』持統五年（六九一）三月癸巳条の詔には、

詔曰、若有_二百姓弟_一為_レ兄見_レ売者、從_レ良。若子為_二父母_一見_レ売者、從_レ賤。若準_二貸倍_一没_レ賤者、從_レ良、其子雖_下配_二奴婢_一所_上生、亦皆從_レ良。

とある。重要なことは、この詔は、持統三年（六八九）に頒布された浄御原令にもとづく庚寅年籍の造籍中に出されていた点にある。この詔によって、兄が弟を売ること、借財のために賤になることが禁じられた⁽¹⁴⁾。ここで注目すべきは、「若準_二貸倍_一没_レ賤者、從_レ良」という部分である。『隋書』倭国伝に記載された「無_レ財者没_レ身為_レ奴」という固有法的色彩の濃い慣習が、この詔によって法的には禁止されていることが判明する。この時期は律令の全面的・体系的継受を始めた段階であると言えよう。

また、「十悪」という律令用語が、持統六年（六九二）七月、文武三年（六九九）十月、文武四年（七〇〇）八月の赦文に確認されている。青木和夫氏は、天武・持統朝には大宝律の「八虐」が「十悪」であった可能性もあると指摘した⁽¹⁵⁾。利光三津夫氏は、養老律令施行期の天平神護元年（七六五）閏十月の赦文にも十悪の語が用いられていることから、唐の赦文を手本としたために十悪の語がそのまま用いられた可能性があると指摘した⁽¹⁶⁾。八虐であっても、十悪であっても、基本の礼思想を規定している八虐（十悪）は公的な法として認められたことが分かる。

（三）日本の大宝・養老律

中国漢代に編纂された『礼記』には、「礼不_レ下_二庶人_一、刑不_レ上_二大夫_一」という記述があり、大夫（官人あるいは貴族層）は刑罰の侮辱を受けないことが判明する。礼と法が不可分のものであることは、隋唐律の特色でもある。大宝律・養老律にも官当条がある⁽¹⁷⁾。

高塩博は、日本律が唐律の引き写しでないことを指摘した⁽¹⁸⁾。私見では、官当条の継受に、礼の受容の努力が見えるのではないかと思う。前述のように、礼と法は、同じ次元のものではないが、律令法と礼制は不可分であるため、律の中には、礼が必ず含まれていると考えられる。とくに、名例律の八虐（十悪）・六議（八議）・官当などの条文には、日本による礼制の継受が見られる。

以上のように、（一）～（三）の段階を比較すると、天武・持統朝になると、遣隋・遣唐使の派遣によって、中国の文明を摂取した日本が、固有法的な色彩の強い没官などの慣習法を法的に廃止したことが明白である。これは、中国律の継受だけではなく、その前提として七世紀初頭以来続けられた倭国による礼秩序の整備の集大成と考えられる。大宝・養老律の

成立によって、令のみではなく、律の編纂事業による礼秩序の整備が促進されたと考えられる。

第三節 日本古代の赦と隋・唐王朝の赦

日本古代における大赦の初見は、孝徳天皇の大化二年(六四六)三月辛巳条に「大赦天下」とあるのであり、これ以降、大赦はしばしば見られる。しかし、より複雑的な赦文は天武五年(六七六)八月壬子条に見える。天武五年八月壬子条には、

詔曰、死刑・没官・三流、並降_一等_一。徒罪以下、已_レ発覚、未_レ発覚、悉_レ赦之。唯既配流、不_レ在_二赦例_一。

とあり、前節にも言及したように、この赦文は簡略で、五刑のほかに、固有法的な色彩が強い没官が載せられている。その後、更なる中国的な赦文が見える。慶雲四年七月壬子条には⁽¹⁹⁾、

(前略) (A) 大赦_二天下_一。(B) 自_二慶雲四年七月十七日昧爽_一以前 (C) 大辟罪以下、罪無_二輕重_一、已_レ発覚・未_レ発覚、咸_レ赦除之。(D) 其八虐之内、已_レ殺訖、及強盜・窃盜、常赦不_レ免者、並不_レ在_二赦例_一。(E) 前後流人非_二反逆縁坐及移郷_一者、並宜_二放還_一。亡命_二山沢_一、挟藏_二武器_一、百日不_レ首、復罪如_レ初。(F) (+賑恤文)

とある、また、和銅元年(七〇八)正月乙巳条には、

(前略) (A) 大赦_二天下_一。(B) 自_二和銅元年正月十一日昧爽_一以前 (C) 大辟罪已下、罪無_二輕重_一、已_レ発覚・未_レ発覚、繫囚・見徒、咸_レ赦除之。(D) 其犯_二八虐_一、已_レ殺訖、及強盜・窃盜、常赦不_レ免者、並不_レ在_二赦例_一。(E) 亡命_二山沢_一、挟藏_二禁書_一、百日不_レ首、復罪如_レ初。(F) (+賑恤文)

とある。和銅七年(七一四)六月癸未条には、

(A) 大赦天下、(B) 自_二和銅七年六月廿八日午時_一已前 (C) 大辟罪以下、罪無_二輕重_一、已_レ発覚・未_レ発覚、已_レ結正・未_レ結正、繫囚・見徒、没_レ為奴婢、及犯_二八虐_一、常赦不_レ免者、咸_レ赦除之。(D) 其私鑄錢及窃盜・強盜、並不_レ在_二赦限_一。(E) 但_レ鑄・盜之徒合_二死坐_一、降_二罪一等_一。(F) (+賑恤文)

とある。ここでは、大まかに分類すると、上記の三つの赦文はすべて (A) 大赦天下+ (B)

赦の対象となる犯罪の発生時期を限定するもの+ (C) 赦の対象となる犯罪の種類+ (D) 赦の対象とならない除外の犯罪+ (E) 赦の特別な規定+ (F) 賑恤文という六つの部分からなる。佐竹昭氏は日本の赦文と唐の赦文を比較・分析し、日唐の赦文をより詳細に分類し、中国の長い恩赦の歴史の中で時の刑事行政と密接な関係を持ちながら形成され、隋唐時期にほぼ完成の域に達したものであり、日本でも唐律令を基本的に継承し長く国家の基本法としたのに対応し、同時の構造を持った赦文が近世に至るまで用いられたものであったと指摘している⁽²⁰⁾。

唐光宅改元（六八四）の赦文のほか、『冊府元龜』卷第八十五帝王部赦宥第四には⁽²¹⁾、

可大赦天下、自_レ開元十一年十一月十六日昧爽_レ以前、罪無_レ輕重_レ、已_レ發覺・未_レ發覺、已_レ結正・未_レ結正、繫囚・見徒、大辟已下咸赦除之。其十惡死罪造偽頭首劫賊殺財主不_レ在_レ赦例_レ。

とある。また、『全唐文』卷三十九元宗二十謁陵大赦文と『全唐文』卷二十三元宗四迎氣東郊推恩制には⁽²²⁾、

可大赦天下、自_レ開元十七年十一月二十二日昧爽_レ已前。大辟罪已下、罪無_レ輕重_レ、已_レ發覺・未_レ發覺、已_レ結正・未_レ結正、繫囚・見徒、常赦所_レ不_レ免者、咸赦除之。（『全唐文』卷三十九）

可大赦天下、自_レ開元十八年正月五日昧爽_レ已前。大辟罪已下、罪無_レ輕重_レ、已_レ發覺・未_レ發覺、已_レ結正・未_レ結正、繫囚・見徒、常赦所_レ不_レ免者、咸赦除之。（『全唐文』卷二十三）

とある。確かに、日本の赦文が唐の赦文に類似していることは明白であるが、隋王朝の赦文を無視してはいけない。隋の赦文は史料上の制限で少ないが、幸いなのは、『冊府元龜』卷第八十三帝王部赦宥第二に大業八年四月丙申条の赦文が詳しく記載されている。大業八年四月丙申条には、

可大赦天下。自_レ大業八年四月十六日昧爽_レ已前。大辟罪已下、已_レ發覺・未_レ發覺、已_レ結正・未_レ結正、繫囚・見徒、罪無_レ輕重_レ、皆赦除之。其常赦所_レ不_レ免、謀反大逆、妖言惑_レ衆、語及_レ国家_レ、並不_レ在_レ赦例_レ。（+賑恤文）

とある。「已結正、未結正」という律令用語の初見は唐の時代ではなく、隋の大業八年にある。唐の開元十一年（七二三）以降にはよく見られるが、その前には一例しか見られない。すなわち、和銅七年まで、唐の赦文はほぼ「已發覺・未發覺、已結正・未結正、繫囚・見徒」という文言を使用せず、「已發覺・未發覺、繫囚・見徒」という文言がよく使用されている。

もちろん、和銅七年（七一四）に出された赦文に「已発覚・未発覚、已結正・未結正」とあることは唐王朝の光宅元年（六八四）改元に伴って出された赦文によったからである、という可能性がないわけではない。ところが、白村江の敗戦以降、いわゆる天智八年（六六九）から大宝元年（七〇一）までの三二年間には、正式な遣唐使を派遣していなかった。正式な国交回復を目的としている大宝二年（七〇二）の遣唐使が、唐王朝においてほぼ使用しない（光宅改元詔）赦文を記載している書物を日本に持ち帰って、和銅七年の赦文に採用される可能性は極めて低いと考えられる。また、「已発覚・未発覚、已結正・未結正」という定型文の初見が隋大業八年に見えるという点から見れば、九世紀以降の唐王朝によく使用されていた赦文も隋王朝の赦文を参考したことは明らかである。したがって、和銅七年に出された赦文は唐の定型赦文を継受したのではなく、むしろ隋の定型赦文を継受した可能性が高いであろう。

おわりに

近年、北宋天聖令の公刊により、唐令と日本令との比較研究や、日本令に含まれている礼秩序の研究について、多くの成果が挙げられている。その一方で、律と礼制との関係はあまり重視されてこなかった。律が、国家システムの円滑な運営のために、天皇以外の人々を制約する武器であるならば、日本古代の固有法的な色彩の濃い慣習法をあえて除去し、五刑（五罪）・十惡（八虐）・八議（六議）などの中国的な律を導入して改編する必要があっただろうか。大宝・養老律の条文を分析することによって、中国礼制の継受の研究は新たな段階に進んでいくのではないかと思われるが、これは今後の課題である。

注

- (1) 大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）。
- (2) 石母田正『日本古代国家論 第一部』（岩波書店、一九八三年）。
- (3) 吉田孝『律令国家と古代の社会』（岩波書店、一九八三年）。
- (4) 大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）。
- (5) 大津透『古代の天皇制』（岩波書店、一九九九年）。
- (6) 大津透「格式の成立と撰関期の法」（水林彪ほか編『新体系日本史2 法社会史』所収 山川出版社、二〇〇一年）。
- (7) 大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）。
- (8) 川勝守『聖徳太子と東アジア世界』（吉川弘文館、二〇〇二年）。
- (9) 田島公「外交と儀礼」（岸俊男編『日本の古代7 まつりごとの展開』中央公論社、一九九四年）。
- (10) 井上光貞「隋書倭国伝と古代刑罰」（『季刊日本思想史』一、一九七六年、後に『日本

古代思想史の研究』所収 岩波書店、一九八二年)。

(11) 井上光貞「隋書倭国伝と古代刑罰」(『季刊日本思想史』一、一九七六年、後に『日本古代思想史の研究』所収 岩波書店、一九八二年)。

(12) 吉田孝「名例律継受の諸段階」『日本古代の社会と経済』上巻(吉川弘文館、一九七八年、後に、『続 律令国家と古代の社会』所収 岩波書店、二〇一八年)。

(13) 井上光貞「隋書倭国伝と古代刑罰」(『季刊日本思想史』一、一九七六年、後に『日本古代思想史の研究』所収 岩波書店、一九八二年)。

(14) 『日本書紀』の原文は坂本太郎ほか編『日本古典文学大系本 日本書紀』(岩波書店、一九六五年)を使用。

(15) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」(『古代學』三、一九五四年、後に、『日本律令国家攷』所収 岩波書店、一九九二年)。

(16) 利光三津夫『律の研究』(明治書院、一九六一年)

(17) 律令研究界編・瀧川政次郎編修代表『譯注日本律令二・三 律本文編上・下巻』(東京堂出版、一九七五年)。

(18) 高塩博「日本律編纂考序説」(『法制史研究』三〇、一九八一年、後に『日本律の基礎的研究』所収、汲古書院、一九八七年)。

(19) 『続日本紀』の原文は『新日本古典文学大系 13-16 続日本紀一～五』を使用。

(20) 佐竹昭は『古代王権と恩赦』(雄山閣、一九九八年、二〇八頁)において、唐光宅元年(六八四)の赦文と養老四年(七二〇)の赦文とを比較した結果、日唐の赦文の構造を十部分に分類したが、筆者はここで大まかに六部分に分類する。

(21) 『冊府元龜』は周勛初ほか校訂『冊府元龜』(鳳凰出版社、二〇〇六年)を使用。

(22) 『全唐文』は〔清〕董誥ほか編『全唐文』(中華書局、一九八三年)を使用。

第四章 七世紀における日本の礼法継受（二） 一名例律の礼文を中心として一

はじめに

七世紀の初頭、当時の倭国は東アジアの緊迫する国際情勢のなかで、遣隋使の派遣に伴い、中国の先進的な統治技術、宗教、漢詩文、精緻な官僚機構および律令法などにとどまらず、中華文化の中で極めて重要な要素の一つである礼制をも導入し始めた⁽¹⁾。ちょうど一世紀の時間を経て、大宝元年（七〇一）に成立した大宝律令の令文に含まれている礼制については、多くの研究成果があげられてきた⁽²⁾。ところが、養老令の私撰注釈書である『令集解』の「官位令」には、「令者教_レ未然事_一、律者責_レ違犯之然_一」とあり、これによれば、律と令とはその法的な機能は異なるが、不可分のものでもあることが知られる。したがって、日本令だけではなく、日本律にも中国の礼制が含まれていると考えられる。

本章は、大宝律の成立を考察することによって、日本律の編纂方針を検討したうえで、大宝律令が成立する前に定着してきた律条文を考察し、最後に、日本律と唐律疏議における礼典の引用に注意しながら、日本律における礼典引用の特性を明らかにしようとするものである。

第一節 大宝律令成立記事の再検討

日本律の研究については、多くの研究成果があげられてきた。瀧川政次郎氏は、大宝律逸文と養老律とを比較・検討することによって、養老律の編纂手法が大宝律の難解な文句を省略し、大宝律の中国直訳的にして国情に適用しないものを日本的に改変する方針であったと結論づけ、量刑の特色は日本律が唐律に比して一般にその刑の軽いのが特色であり、養老律は大宝律より一層日本的であると指摘した⁽³⁾。また、利光三津夫氏は、大宝律と唐律の相違点を比較し、大宝律の編纂方針を①大宝律の編者は相当の識見の下に唐律を継受し、あくまで日本のものにする事に努めていること、②抽象難解な字句を省き、冗句を削除すること、③日唐官僚制の差異に留意し、不都合を生じないように条文を改正することや、④唐律の嚴刑主義を緩めて寛大な刑にすることの四点を指摘した⁽⁴⁾。さらに、吉田孝氏は、日本律の本文と本注の配列に着目し、「五罪（五刑）」・「八虐（十悪）」・「六議（八議）」などの重要な律条文は大宝律令の前に成立し、重要な律条文は状況に応じて随時頒布すると指摘した⁽⁵⁾。筆者も、古代日本は、大宝律令の成立の前に未成文の律と狭義（法典）の律とが併行していたと結論づけた⁽⁶⁾。本節では、これを踏まえ、大宝律令の成立を再検討したい。

大宝律令の成立に関わる史料は⁽⁷⁾、

①文武天皇四年（七〇〇）三月甲子条「詔_レ諸王臣_一、読習_レ令文_一、又撰成_レ律条_一」

②同年六月甲午条「撰定_レ律令_一」

- ③大宝元年（七〇一）八月癸卯条「撰定_レ律令_一、於_レ是始成、大略以_レ浄御原朝廷_一為_レ準正_一、仍賜_レ禄有_レ差」
- ④同年同月戊申条「遣_レ明法博士於六道_一、除_レ西海道_一、講_レ新令_一」
- ⑤大宝二年二月（七〇二）戊戌条「始頒_レ新律於天下_一」
- ⑥同年七月乙未条「始講_レ律、是日、赦_レ天下罪人_一」
- ⑦同年十月戊申条「頒下_レ律令于天下諸国_一」

がある。これらの史料によれば、文武四年三月に諸王臣は令文を学習し、律条文を完成し、六月に律令を編纂した。大宝元年八月に浄御原律令を手本とした大宝律令を編纂し完成させ、明法博士を西海道以外の六道に派遣して大宝令を教えた、大宝二年二月に大宝律を天下に頒布し、七月に大宝律を講読し、十月に律と令をあわせて、諸国に頒布したことが知られる。しかし、これらの史料には疑問点と矛盾点がある。

疑問点については、①の文武四年三月に読習した令文は、通説によれば、大宝令であるとされるが⁽⁸⁾、③によれば、この時点で大宝令は未だ完成していない。浄御原令の内容と大宝令の内容は大きく異なっていたと考えられるので、この読習の令文は大宝令ではないし、浄御原令でもないはずである。矛盾点としては、①によれば、文武四年三月に律条文はもう完成しているが、②と③によれば、大宝律令は文武四年の六月から編纂事業が始まり、翌大宝元年の八月に完了した点になっている点である。

石尾芳久氏、青木和夫氏と井上光貞氏は、この読習した令はそれまでに施行していた大宝令の一部（官位令・職員令・衣服令・儀式令等）であると指摘している⁽⁹⁾。しかし、これまで使用している一部の大宝令をわざわざ諸臣に教える必要があるであろうか。新たな令を編纂するために、手本としての唐の永徽令を学習したと考えたほうがいいのか⁽¹⁰⁾。また、「詔_レ諸王臣_一」の「王臣」は、永徽令を読習する対象だけでなく、律令の編纂事業をも担っている人々である。即ち、これらの王臣は文武四年六月甲午条に記載されている「浄大参刑部親王・直広壱藤原朝臣不比等・直大弐栗田朝臣真人・（中略）直広肆調伊美伎老人等」である。唐の永徽令を学習するのは、三ヶ月以降の律令編纂事業の準備とみることができるとはいえないか。①の「読習二令文_一」の「令文」は唐の永徽令とみて、三月の事前準備（唐律令の学習）、六月編纂開始（大宝律令）とすることが妥当ではないかと考える。

第二節 養老・名例律の不孝条

前述のように、隋唐王朝の律令を手本として、編纂・成立した大宝・養老律令は、中国の礼・法ともに受容したと考えられる。本節では、養老律十二編の第一編である名例律を中心として、日本の養老律に含まれている中国の礼制を検討したい。日本養老律の名例律は、刑名と法例をあわせたもので、一部の逸文を残すにすぎないが、律令研究会編の『訳注日本律令 二・三』によって復元された日本律によれば、唐律と同じく、名例律は五十七条が存す

ることが知られる。それは、五刑の種類と内容、及び律法典の通則的規定であり、律条文の総則ともいえる。したがって、名例律の内容と律令用語（言葉遣い）を検討すれば、日本律（養老律）の立法意図と日本律における礼の継受をうかがうことができる。

日本の名例律を検討する前に、『唐律疏議』に引用された礼を参考にしなければならない。周知のように、日本律撰者が直接的に参照した唐律疏は永徽律疏である。ところが、『唐律疏議』三〇巻として今日までに伝わっている唐律疏は開元二十五年（七三七）律の疏で、永徽律疏ではない。『唐律疏議』と日本律とを比較し、日本律編纂方針について論じることは少し問題が残るのである。しかし、永徽律の律文を変更・増減し、その規定・内容を実質的に改訂したことが明白であるという開元二十五年改訂の事例はまだ知られていないようである。永徽二年（六五一）の永徽律と開元二五年（七三七）の開元律との間には、主として時代に応じた用字用語の修正がなされたと考えられ、律の規定・内容を改訂したための変更であるとはいえない。また、『旧唐書』卷四十六志第二十六経籍上によれば、唐王朝の律疏は永徽二年に編纂された長孫無忌著の「律疏」しかないことが知られる。つまり、現存の『唐律疏議』は開元二五年律の疏であるが、永徽律疏との差異は少ないと考えられる。本章は、『唐律疏議』は永徽律とみるかたちで、日本養老律との比較を行う。

小林宏氏は、『唐律疏議』を分析し、唐の律疏における礼の法的機能について、三種類に分けた。①「礼云」、「依礼」、「抛礼」などの語を冠して礼典（『儀礼』『礼記』『周礼』などの礼に関する経書）の文を引用するものと上記礼典の現代版ともいうべき唐礼（大唐開元礼）の文を引用するものがある。②「準礼」、「稽之典礼」などの礼典一般を指している場合がある。③「礼云」、「依礼」などの礼典からの引用を明確に記すのではなく、疏の地の文として礼典の原文やその取意文を引用する場合がある。氏は、唐の律疏における礼の法的機能を簡潔にまとめて、①律条文の立法を正当化する機能、②律条文の内容を説明する機能、③律条文に明文化されたものを補充する機能の三種類であると指摘したのである⁽¹¹⁾。

日本律において、中国の礼典を引用する例はわずかであるが、その意義は決して小さいとは言えない。小林宏氏は、日本律の運用に際して礼のもつ意義は頗る大きなものがあったといわねばならないと指摘した⁽¹²⁾。

大宝律の条文はほぼ不明であるため、ここでは、養老名例律八虐条の「不孝」に該当する律文とその相当刑を分析することによって、日本律に特有な編纂手法と礼制の受容を検討したい。

養老律に含まれる中国礼制については、二種類に分けられる。一種類は、唐律のように、中華礼典の引用を明記しているものである。もう一種類は、唐の律疏に引用されている礼の文を省略しているものである。

『唐律疏議』名例律の「大不敬」には⁽¹³⁾、

（前略）疏議曰。礼者敬之本。敬者礼之興。故礼運云。礼者君之柄。所以别_レ嫌明_レ微_レ。考_レ制度_レ。别_レ仁義_レ。責_レ其所_レ犯既大_レ。皆無_レ肅敬之心_レ。故曰_レ大不敬_レ。

とある。小林宏氏の指摘によれば、「礼運」の語によって導かれる礼の文は律条文の立法を正当化するという役割を担っているものである⁽¹⁴⁾。この「疏」は、まず礼と敬との関係を説明し、次に「礼運」を根拠にして、皇帝と礼の関係をも言及したうえで、大不敬を説明する。ところが、日本律の「大不敬」では「礼運」の文は引用されなかった。その理由は、「礼運」は『礼記』の一編であり、その編首には「大道之行也、天下為レ公。」と記されている。これによると、「礼運」は「天下は公となす」という思想を宣伝していることが知られる。当時、中央集権国家を目指して努力していた日本は、「天下大同」または「天下為公」というような思想を導入、またはこの思想を諸臣・庶民に教える可能性が全くなかったのであろう。このため、日本律の「大不敬」は『唐律疏議』において「大不敬」の立法を正当化するために引用された「礼運」の文を省略した可能性がある。

それでは、日本の古代国家が律の編纂に際して中国礼典を省略したことは、礼制を導入または重視しなかったことになるのであろうか。それは間違いである。同条には、

(前略) 及対捍_レ詔使_一。而無_レ人臣之礼_一。

とあり、また、その疏には、

(前略) 謂奉_レ詔出使。宣布_レ四方_一。有_レ人对捍_レ不_レ恭_レ詔命_一。而無_レ人臣之礼_一者。詔使者。奉_レ詔定_レ名。及令_レ所司差遣者_一是(也)。

とある。疏は律文の「詔使」「対捍詔使」などの名詞および詔使の機能を解釈している。この律文と疏では「人臣之礼」について言及しているが、この人臣の礼とはなにかを説明していない。『唐律疏議』の本条には、

(前略) 注。及対捍_レ制使_一。而無_レ人臣之礼_一。疏議曰。奉_レ制出使。宣布_レ四方_一。有_レ人对捍_レ不_レ敬_レ制命_一。而無_レ人臣之礼_一者。制使者。謂奉_レ勅定_レ名。及令_レ所司差遣者_一是也。

とあり、養老律と『唐律疏議』の本条を比較すると、『唐律疏議』の「制」と「勅」とを養老律では「詔」に変更しただけで、唐では則天武后の時に避諱により、「詔」を「制」に変更したため、永徽律は「詔」であったはずである。したがって、養老律と唐律とはほぼ同文である。日本律に言及した「人臣之礼」は唐の律疏の「人臣之礼」をそのまま引用している。このことは、日本律が唐の「人臣の礼」を準用したことを示す。当然ながら、「人臣之礼」は『礼記』の「曲礼」においても規定がされている。鄭氏注の『礼記正義』巻第五「曲礼下」には⁽¹⁵⁾、

(前略) 為_二人臣之礼_一不_レ顯_レ諫、三諫而不_レ聽則逃之。子之事親也、三諫而不_レ聽則号泣而隨_レ之。(後略)

とあり、これによれば、人臣として従わなければいけない礼と子供として従わなければいけない礼とが知られる。しかし、この文章の前半で説明する重点は、人臣の諫言のルールでなく、人臣が人臣らの諫言を聞かない皇帝に従わないことにある。これによると、『唐律疏議』の「人臣之礼」は礼典で規定されている狭義の人臣の礼ではなく、当時の唐王朝の規範となっている広義の人臣の礼であると考えられる。したがって、養老律の「人臣之礼」は中国の礼典に記載されている礼でなく、『唐律疏議』の「人臣之礼」をそのまま引用し、『唐律疏議』を立法根拠として、養老律の律条文を正当化していると考えられる。

つまり、唐律と礼制との関係は言うまでもない。養老名例律の「大不敬」では、前半部分は『唐律疏議』に引用されている『礼記』の「礼運」を意識的に除去したが、唐の礼制を引用しなかったとは言えない。日本律と中国礼制との関係については、日本律を編纂する時、手本としての唐律だけでなく、唐律の立法基準である礼制をも参考しつつ、日本律を編纂したと考えられる。ただし、日本律を正当化するという役割を担っているものは『唐律疏議』に引用した礼典などではなく、『唐律疏議』というものであるかもしれない。

養老律の名例律の八虐条「不孝」には、

七曰。不孝。謂告言詛罵_二祖父母父母_一。及祖父母父母在、別_レ籍異_レ財。居_二父母喪_一、身自嫁娶、若作_レ樂、积服從_レ吉。聞_二祖父母父母喪_一、匿不_レ举_レ哀。詐称_二祖父母父母死_一。姦_二父祖妾_一。

とある。これによれば、子孫は、直系尊属を訴えたり、呪ったり、罵詈したりすること、戸籍・財産などを勝手に分けること、直系尊属の喪期に当人の意志で結婚すること、自ら演奏すると否とに拘わらず音楽を聞くこと、または喪服を着ないこと、直系尊属の死去を人に知られないこと、在世の直系尊属が死去したと称することや、父祖の妾を姦することなどは、「不孝」となることが知られる。養老律名例律八虐条「不孝」の疏は、『唐律疏議』が引用した『礼記』に関する記載とほぼ同じである。養老律の本条疏には、

(前略) 謂祖父母父母在。子孫就養無_レ方。出告反面。無_二自專之道_一。而有_二異_レ財別_レ籍_一。情無_二至孝之心_一。名義以_レ之俱淪。情節於_レ茲並弃。稽_レ之_二典禮_一。罪惡難_レ容。二事既不_レ相_レ須。違者並当_二八虐_一。(中略) 依_レ礼。聞_二親喪_一。以_レ哭答_二使者_一。尽_レ哀而問_レ故。父母之喪。創巨尤切。聞即崩殞。擗踊号天。(後略)

とある。ここでは、小林宏氏の指摘した中国礼制の引用の①礼典（『儀礼』『礼記』『周礼』

などの礼に関する経書)の文を引用するものと上記礼典の現代版ともいうべき唐礼(『大唐開元礼』)の文を引用するものと②礼典一般を引用したものに言及している⁽¹⁶⁾。

まずは前半部分の「稽之典礼」を検討したい。前半部分の内容に関わる史料については、『冊府元龜』と『全唐文』しか記述が残されていない。両書は同じ内容を記載している。『冊府元龜』卷第一百五十二帝王部「明罰」には⁽¹⁷⁾、

(前略)但法者、国之権衡、時之準繩也。権衡所以定_レ輕重_一、準繩所以正_レ曲直_一也。罪惡難_レ容者、雖_レ小必刑、情状可_レ原者、雖_レ大必宥。此乃彝典、非_レ故濫誅。(後略)

と記している。「彝」とは、『周礼』に記載されている祭祀に用いる器具であるため、「彝典」は周王朝で使用している律法と推測できる。これによれば、唐王朝の刑法の立法準則は情状、即ち常礼に基づくものであることが知られる。換言すれば、「稽之典礼」は当時の唐王朝に定着している広義の礼制によるものである。しかし、唐王朝の常礼は当時の日本に適用するかどうかは不明である。

次は後半部分の「依礼」を検討したい。「親喪」に関する史料については、『礼記・奔喪』に記載がある。『礼記正義』卷五十六奔喪第三十四には、

奔喪之礼、始聞_レ親喪_一、以_レ哭答_レ使者_一尽_レ哀、問_レ故、又哭尽_レ哀。親父母也。以_レ哭答_レ使者_一、驚怛之哀、無_レ辞也。問_レ故、問_レ親喪所由_一也。雖_レ非_レ父母_一聞_レ喪而哭、其礼亦然也。(後略)

とある。これによれば、奔喪の礼は、初めて親の喪を聞くと、哀を表すために、何も言わずに泣いて使者に返事し、その後、使者に父母の死亡の理由を聞いてから、また哀を尽くすために泣くことである。高塩博は、この引用は養老律の編纂が実に用意周到に行われている反面、杜撰な箇所の一つであり、養老律撰者は『礼記』からの引用文であることを知らずに、あるいはこれを承知してはいたが削除することを迂闊にも怠ったということを描している⁽¹⁸⁾。ここで注意すべきは、『礼記』と『唐律疏議』との句読の違いである。『礼記正義』においては、「問故又哭尽哀」、または「問故、又哭尽哀」と読解するが、『唐律疏議』においては、「尽哀而問故」と記している。が、『礼記正義』の疏では、単に「以哭答使者」を抽出して解釈したことによって、「以哭答使者」は単独の文であることが分かる。全文の意味としてはほとんど変わらないが、『唐律疏議』を編纂する時、『礼記』を参照して部分な文句を変更したことが知られる。養老律の「不孝」条の記載は『唐律疏議』と全く同じである。もし、養老律を編纂する時、礼記を対照していれば、この相違に気づくことができたであろう。『唐律疏議』の記載を採用していることからみると、『礼記』の引用より、むしろ『唐律疏議』を重視して引用しているとみたほうが妥当なのである。

つまり、養老名例律八虐条「不孝」は、「若供養有闕」という記述を除去した以外、『唐律

疏議』とほぼ同じであり、『唐律疏議』に引用されている礼に関わる文もそのまま引用した。そのなかで、中国の礼典と一致しない部分もそのまま継受して引用していることが確認されるのである。

第三節 「不孝」に該当する律条文に引用された礼典

大宝律令が成立する前の日本で使用していた「五罪（五刑）」・「八虐（十悪）」・「六議（八議）」については、筆者は吉田孝の指摘を踏まえ⁽¹⁹⁾、古代日本で使用していた「五罪（五刑）」・「八虐（十悪）」・「六議（八議）」が大宝律令の編纂の前に夙に成立してきたもので、当時の刑法は「五罪（五刑）」・「八虐（十悪）」・「六議（八議）」などの重要な律条文以外、状況に応じて必要な律条文を唐王朝の「格」に類似する単行法令として頒布することで、即ち、広義（未成文）の律と狭義（明文）の律とを併行していたと結論づけた。したがって、日本律の「五罪（五刑）」・「八虐（十悪）」・「六議（八議）」と大宝律令の成立以降に編纂された律条文については、編纂手法・中国礼制の引用などを区別して検討する必要があると思う。本章は、「不孝」に該当する律条文を検討したい。

「不孝」に規定している罪によると、養老名例律八虐条の「不孝」に該当する律条文は、①鬪訟律四四条の「告祖父母父母」、②賊盜律一七条の「憎惡造厭魅」、③鬪訟律二八条の「罵祖父母父母」、④戸婚律六条の「子孫別籍異財」、⑤戸婚律三〇条の「居父母夫喪嫁娶」、⑥職制律三〇条の「聞父母夫喪匿」、⑦詐偽律二二条の「父母死応解官」と、⑧雜律二五条の「姦父祖妾」などの律条文がある⁽²⁰⁾。

このなかでもっとも注意すべきは、⑥職制律三〇条の「聞父母夫喪匿」である。『唐律疏議』の本条疏に礼典に関わる問答は四つある。『唐律疏議』職制律三〇条聞父母夫喪匿の疏には、

- ①（前略）其妻既非_レ尊長_一。又殊_レ卑幼_一。在_レ礼及詩_一。比_レ為_レ兄弟_一。即_レ是妻同_レ於_レ幼_一。（後略）
- ②（前略）依_レ礼。斬衰之哭。若往而不_レ返。齊衰之哭。若往而返。大功之哭。三曲而偯（イ+哀）。小功緦麻。哀容可也。準_レ斯礼制_一。（後略）
- ③（前略）礼云。大功将至。辟_レ琴瑟_一。鄭注云。又所以助_レ哀。又云。小功（将）至。不_レ絶_レ樂。
- ④喪服云。古者有_レ死_レ於_レ室中_一者_甲。即三月為_レ之_レ不_レ拳_レ樂。（後略）

とある。この四つの中で、養老律が引用したのは①だけである。①によれば、妻は尊長でない、卑幼でもない。『礼記』と『詩経』によると、妻は兄弟に類似する。つまり、妻子の喪と子供の喪は同じであると解釈している。『礼記』の雜記下では同文が記載されておらず、以下のように記している⁽²¹⁾。

(前略) 親喪外除、兄弟之喪内除。兄弟之喪、自期以下之喪也。(中略)。視_二君之母與妻_一、比_レ之兄弟、発_二諸顔色_一者亦不_レ飲食_一也。(後略)

これによれば、妻の喪は兄弟の喪と同じく、期親以下の喪であることが知られる。『唐律疏議』は『礼記』の原文を直接に引用せず、『礼記』の意を取り、立法を正当化する。しかし、養老儀制令五等親条の規定によれば、古代日本で使用している喪制は中国で使用している五等喪服制と異なり、日本古代固有の親族概念に基づいて形成した喪葬令の服忌条の五等有服親の制に近い五等親制である。したがって、この部分の引用は、前章に言及した引用と同じく、中国礼典の引用ではなく、『唐律疏議』を直接に引用したと考えられ、この『唐律疏議』の引用は養老律に規定されている妻は兄弟と同じ、二等親であることを正当化させるためである。

②と③の引用については、『礼記集解』の雑記下には、

(前略) 大功将至、辟_二琴瑟_一。小功至、不_レ絶_レ樂。(中略)。鄭氏曰、(中略)。大功将至、辟_二琴瑟_一、亦所以助_レ哀也。(中略)。大功且然、則重者可_レ知。小功至、不_レ絶_レ樂者、服輕也。(後略)

とあり、これによれば、大功が音楽を弾けない重喪であり、小功が音楽を聞いても構わない軽喪であり、鄭氏の注釈も同じ解釈をしていることが知られる。また、『礼記集解』の間伝には⁽²²⁾、

(前略) 斬衰之哭若_二往而不_レ反_一、齊衰之哭若_二往而反_一、大功之哭三曲而偯(イ+哀)、小功、緦麻哀容可也。此哀之発於_二声音_一者也。(後略)

とある。これは喪制における「哭」、いわゆる泣き方が規定されている。斬衰は息が切れる様子で泣き、齊衰は息が切れそうな様子で泣き、大功は高く泣いたり低く泣いたりすることで、小功と緦麻はただ哀容を表すだけで構わないことが知られる。『唐律疏議』の引用文は『礼記』の原文を採用せず、意味を取って改変した。養老律はこれらの『礼記』の引用をすべて削除した。理由は不明であるが、これらから見ると、養老律は『唐律疏議』の疏を律条文として継受するにあたって、その疏を短くするために、多くの努力や創意工夫がなされたことを知ることができる。

おわりに

本章は、大宝律令の成立から考察し始め、名例律の不孝条と不孝条に該当する職制律三〇

の聞父母夫喪匿条、いわゆる大宝律令成立以前に存在していた律条文と大宝律令成立以降に成立した律条文を検討することによって、日本の律令は中国の礼制を含んでいることに違いないが、日本律の編纂は礼典を引用して日本律を正当化させるのではなく、唐律そのものは日本律を正当する機能を持ち、日本律の編纂は唐王朝の律を学びながら、日本の国情に応じない、『唐律疏議』に含まれている中国に定着した礼制を除去するとともに、自らの社会秩序と社会準則、即ち日本的な礼制を構築しようとしたと結論づける。

小林宏は唐の律疏における礼の法的機能の三種類の①「礼云」、「依礼」、「拠礼」などの語を冠して礼典（『儀礼』『礼記』『周礼』などの礼に関する経書）の文を引用するものと上記礼典の現代版ともいべき唐礼（大唐開元礼）の文を引用するものを指摘した。しかし、『大唐開元礼』の成立（頒布）時期は開元二十年（七三二）であり、大宝律令も、養老律令も、『大唐開元礼』成立以前に完成した法典である。日本には隋王朝の『江都集礼』や開元礼以前の顕慶礼がもたらされていた。『江都集礼』も顕慶礼も現存せず内容は不明であるが、日本律における礼典の引用状況を検討する際、または『唐律疏議』において『大唐開元礼』の文を引用した場合には、この点を注意すべきである。これは今後の課題である。

注

(1) 鈴木靖民「遣隋使と礼制・仏教 ―推古朝の王権イデオロギー―」（『国立民俗博物館研究報告』第一五二集、国立民俗博物館、二〇〇九年）三一五頁、拙稿「日本古代における律の継受と礼の受容」（『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集（日本文化編）』一二、愛知県立大学、二〇二〇年）。

(2) その代表的な論著は、大津透編『日唐律令比較研究の新段階』（山川出版社、二〇〇八年）、同編『律令制研究入門』（名著刊行会、二〇一一年）などがある。

(3) 滝川政次郎『律令の研究』（名著普及会、一九三一年）第三編「新古律令の比較研究」。

(4) 利光三津夫『律の研究』（明治書院、一九六一年）一二三頁。

(5) 吉田孝『続 律令国家と古代社会』（岩波書店、二〇一八年）。

(6) 拙稿「關於飛鳥淨御原律存在與否之問題的考察」（『多元視角下的傳統法律文獻研究論文集』二号、中国政法大学、二〇一九年）二一九頁。

(7) 続日本紀の引用については、本章は青木和夫ほか編『新日本古典文学大系 続日本紀』（岩波書店）を使用する。

(8) 井上光貞は「日本律令の成立とその注釈書」（青木和夫ほか編『日本思想大系 3 律令』、岩波書店、一九七六）七四四頁において、「読習が旧律令でなく新律令である証拠として、大宝二年七月条の「令内外文武官読習新律（律字は類聚国史による）」をあげることができる。大宝律令の場合、律でも令でも、まず王臣ないし内外文武官に対する読習、つづいて一般の講がおこなわれる」と指摘したが、もし、この令文は井上貞光が指摘した未完成の令文であるならば、令の全文が完成した後、もう一度読習する必要があるのではなからう。

(9) 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」(青木和夫ほか編『日本思想大系 3 律令』、岩波書店、一九七六)、石尾芳久『日本古代法の研究』(法律文化社、一九五九年)一〇六頁、青木和夫『奈良の都』(中央公論社、一九六五年)二五頁。

(10) 読習した唐令は永徽令と推測する理由は、唐の永徽律令の完成時期は永徽二年(六五一)であって、大宝元年(七〇一)の第九次の遣唐史まで、即ち白雉四年(六五三)の第二次から天智八年(六六九)の第八次の遣唐使までの間、倭国(後の日本)は最も権威のあった永徽律令をしか参照できないからである。

(11) 小林宏『日本における立法と法解釈の史的研究 第一巻 古代・中世』(汲古書院、二〇〇九年)二二六頁。

(12) 小林宏『日本における立法と法解釈の史的研究 第一巻 古代・中世』(汲古書院、二〇〇九年)二四二頁。

(13) 本章では、『唐律疏議』と『養老律』の引用は律令研究会編の『訳注日本律令 二・三』を使用する。

(14) 小林宏『日本における立法と法解釈の史的研究 第一巻 古代・中世』(汲古書院、二〇〇九年)二三一頁。

(15) 〔清〕阮元校刻『十三經注疏』(清嘉慶刊本、中華書局、二〇〇九年)。

(16) 小林宏『日本における立法と法解釈の史的研究 第一巻 古代・中世』(汲古書院、二〇〇九年)二二六頁。

(17) 〔北宋〕王欽若ほか編『冊府元龜』(中華書局、二〇〇三年)。

(18) 高塩博『日本律の基礎的研究』(創文社、一九八一年)。

(19) 吉田孝『続 律令国家と古代社会』(岩波書店、二〇一八年)。

(20) 雑律 25 条の「姦父祖妾条」の復元については、『訳注日本律令 三』には、「〔律逸〕「倭漢比較律疏」は、金玉掌中抄及び法曹至要抄によって、本條を復原しているが、その典拠とする逸文「姦父祖妻者。徒三年。妾減一等。」は、すべて唐律姦總麻親及妻条に〔雜二三〕相当する条文の逸文である。猶、本条は、前条〔雜二四〕と同様に、前々条〔雜二三〕に合併されていた可能性も存する」とあり、ここでは、「姦父祖妾条」を「雜二五」と認める。

(21) 〔清〕孫希旦撰『礼記集解』雜記下(中華書局、一九八九年)。

(22) 〔清〕孫希旦撰『礼記集解』問傳(中華書局、一九八九年)。

第五章 七世紀における日本の礼法継受（三） 一薬狩を視点として一

はじめに

中古中国では、律令の立法基礎と称され社会道徳規範でもある礼典が編纂されたが、日本では、七世紀初頭の遣隋使から八世紀初頭の遣唐使までのほぼ一世紀の間に、礼の部分的な摂取が始まった。八世紀以降、礼の本格的な導入が始まり、九世紀になってから、儀式書の編纂によって礼制がもっとも整えられたと考えられる。

近年、日本における礼制に関する研究成果が次々にあげられてきた⁽¹⁾。研究史を大雑把に敷衍すると、七・八世紀において日本の礼制は主に律令の範囲内で継受された。そのため、礼制に包摂された中国皇帝と異なり、日本の天皇は律令と礼をともに超越することになったのである⁽²⁾。八世紀中葉から九世紀中葉にかけて、中国的な「礼」の継受と整備は、氏族制的・神話的なイデオロギーに変わる⁽³⁾。十世紀後半には、日本的な礼（儀礼）は貴族社会に浸透し、長く古典的規範となる安定したレジームが成立したことになったのである。

平安時代の儀式書などが残され、養老律令もほぼ復元されているので、八世紀以降における儀式の実態を考察することは難しくない。儀式次第に関する研究成果も多くあげられている。一方、七世紀における礼の導入と受容の考察と成果は、史料上の制約の原因で研究成果が多くない。七世紀における礼制に関する研究に精力を注いだ論者である西本昌弘氏は、中国的な節日が浄御原令制下に始めて定着したという見解には賛同せず⁽⁴⁾、天智朝においてかなり広範囲で直輸入的な礼制受容があったと指摘している⁽⁵⁾。ところで、大隅清陽氏は、七世紀までの日本における礼制継受は、「礼」と「法」、編纂物としての礼と律令の相互補完関係や五礼の体系を意識せず、主に中国律令に規定された礼を選択的・限定的に継受し、それを固有法的な構造に併せて改変することによって行われたのであるとしている⁽⁶⁾。しかしながら、西本・大隅両氏の礼に関する定義には違いがある。礼に関する定義を再検討しなければならない。

また、榎本淳一・白石将人両氏が隋の『江都集礼』の成立時期、性質と内容を再検討した結果、隋の『江都集礼』の成立時期はこれまで指摘されたような大業年間（六〇五～六〇六）ではなく、開皇年間（六〇〇）であることが明らかになった。『江都集礼』という書物の性質も「儀注」ではなく、史睿氏が「江南礼学的大結集」と指摘するように、宋・何承天『礼論』のみならず、梁代に至るまでの南朝の礼学が集大成されていたのである⁽⁷⁾。したがって、この点に注意しながら、七世紀初頭における日本の礼制継受を再検討する必要もあると考えられる。

本章は礼の定義の検討から出発し、先行研究を踏まえつつ、七世紀に日本列島に継受・定着した薬狩を検討し、そのうえで、七世紀に導入された礼（礼義・礼制・礼儀）一特に中国の民間節日一が日本列島において、どのように位置しているか、日本国家成立期における倭国の統治層の礼制に対する理解度を明らかにしたい。

第一節 礼の定義

礼とは、儒教思想に基づいて、中古中国民間の習俗によって形成された理念であり、道徳規範を規定するものでもある。張寿安、高明士両氏は、秦漢の礼を礼義、礼制、礼儀の三部分に分類した。換言すれば、礼は制度儀典における倫理規範と価値を示す礼義（価値、道徳規範）、国家・社会・家族のような集合体の規範である礼制（典章・制度）、特定の儀式である礼儀（儀文・節式）からなるものである⁽⁸⁾。礼義は『礼記』に見え、礼制は『周礼』に見え、礼儀は『儀礼』に見える。秦漢以降、礼儀と礼制は成文化されて礼典となり、礼義は律典（刑、法）となった⁽⁹⁾。

冨谷至氏は、礼から法への発展を四段階に分けている⁽¹⁰⁾。孔子の段階では、知一義一仁一徳は重層構造であるが、孟子の段階になると、仁・義・礼・智（知）という四つの徳目が「四端」としてまとめられ、礼もその一つとして横並びに置かれている。つまり、孟子はこの四つの徳目を人性に由来する同じ平面に置くという。そして、荀子の性悪説は立法の起点である。心の判断・認識は、どうして善なる方向を選択するのか、人の心そのものは、常に道義に同調するのか、荀子はこのことに関しては明言していない。認識をより客観的、相対的に位置づけ、善の方向に行くことを前提とはせず、むしろそこに損得、つまり打算といった判断をいれるのは、荀子の後継者韓非子においてである。それ以降、典籍となった礼（礼典）は成文化された規範としての法と相互に関係を持ち、また交差しながら展開していくことになる。儒家が重視する礼と法家が重視する法とは、本来対立する者であるが、上述のように、秦漢以来、隋唐時代までの広義的な礼（理）も法家思想を一部導入したに違いない。

以上、中国における礼の三要素と礼から法への発展の四段階を紹介した。次は、唐律における礼文の引用状況を確認したい。小林宏氏は、『唐律疏議』を整理し、礼典を引用している三十二条の律条文を三種類に分類した⁽¹¹⁾。①「礼云」、「依礼」、「抛礼」などの語を冠して礼典（『儀礼』『礼記』『周礼』などの礼に関する経書）の文を引用するものと上記礼典の現代版ともいふべき唐礼（『大唐開元礼』）の文を引用するものがある⁽¹²⁾。②「準礼」、「稽之典礼」などの礼典一般を指している場合がある。③「礼云」、「依礼」などの礼典からの引用を明確に記すのではなく、疏の地の文として礼典の文やその取意文を引用する場合がある。

筆者の整理によれば、以下の通りである⁽¹³⁾。

唐律条文	唐の律疏中の「礼」の引用	「礼」の典拠	日本律の引用
名例律 一	礼云、刑者劓、成也、一成而不可変、故君子尽心焉、	礼記・玉制	なし
名例律 三	周礼云、其奴男子人於罪隸、又任之以事、寘以園土、而収教之、上罪三年而捨、中罪二年而捨、下罪一年而捨、	周礼・秋官	なし

唐律条文	唐の律疏中の「礼」の引用	「礼」の典拠	日本律の引用
名例律 五	鄭注礼云、死者漸也、消尽為漸、	礼記・檀弓	なし
	礼云、公族有死罪、罄之於甸人	礼記・文王世子	なし
名例律 六 謀反	周礼云、左祖右社、	周礼・冬官	なし
同 謀大逆	周礼秋官、正月之吉日、懸刑象之法於象魏、使人觀之、	周礼・秋官	なし
同 惡逆	依礼、嫡子為父後者、及不為父後者、並不為出母之党服、即為繼母之党服、……若親母死於室、為親母之党服、不為繼母之党服、	礼記・服問	なし
	礼云、所從亡則已、	礼記・喪服	なし
	依礼、有三月廟見、有未廟見、或就婚等三種之夫、	儀礼・士婚礼、礼記・曾子問	なし
同 大不敬	礼運云、礼者君之柄、所以別嫌明微、考制度、別仁義、	礼記・礼運	なし
	周礼、食医、掌王之八珍、	周礼・天官・食医	なし
同 不孝	礼云、孝子之養親也、樂其心、不違其志、以其飲食、而忠養之、	礼記・内則	なし
	依礼、聞親喪、以哭答使者、尽哀而問故、	礼記・奔喪	あり
同 不睦	礼云、講信修睦、	礼記・礼運	なし
	依礼、夫者婦之天、	儀礼・喪服	なし
	(依礼)又云、妻者齊也、	礼記・内則	なし
	依礼、男子无大功尊、	儀礼・喪服、大唐開元礼・凶礼	なし
同 内乱	姦小功以上親者、謂拋礼、男子為婦人、著小功服而姦者、	大唐開元礼・凶礼	なし
名例律 七 八議	周礼云、八辟麗邦法、	周礼・秋官	なし
	礼云、刑不上大夫、	礼記・曲礼上	なし
	(礼云)犯法則在八議、輕重不在刑書也、	礼記・曲礼上	なし
同 議親	袒免者、拋礼、有五、高祖兄弟、曾祖從父兄弟、祖再從兄弟、父三從兄弟、身之四從兄弟是也、	礼記・大伝	なし
	小功之親有三、……此数之外、拋礼、内外諸親、有服同者、並準此、	大唐開元礼・凶礼	なし
同 議賓	礼云、天子存二代之後、犹尊賢也、	礼記・郊特牲	なし
名例律 十二	依礼、凡婦人从其夫之爵命、注云、生礼死事、以夫為尊卑、	礼記・雜記上	なし

唐律条文	唐の律疏中の「礼」の引用	「礼」の典拠	日本律の引用
名例律 二十七	婦女雖复非丁、拋礼、与夫齐体、	儀礼・喪服	あり
名例律 三十	依周礼、年七十以上、及未亂者、並不為奴、	周礼・秋官	なし
	周礼、三赦之法、一曰幼弱、二曰老耄、三曰癡愚、	周礼・秋官	なし
	礼云、九十曰耄、七歳曰悼、悼与耄、雖有死罪、不加刑	礼記・曲礼上	なし
衛禁律 三十二	依周礼、五百人為旅、二千五百人為師、	周礼・夏官	なし
職制律 八	不依礼令之法、一事有違、合杖七十、	大唐開元礼・序 列上	あり
	故礼云、三日齋、一日用之、猶恐不敬、	礼記・郊特性	なし
職制律 十一	礼云、唯祭天地社稷、為越紼而行事、	礼記・王制	なし
職制律 十三	依礼、飯齊視春宜温、羹齊視夏宜熱、	礼記・内則	なし
職制律 十五	依礼、授立不跪、授坐不立、	礼記・曲礼上	なし
職制律 二十五	礼云、禹与雨、謂声嫌而字殊、丘与区、意嫌而理別、	礼記・曲礼上	なし
職制律 三十	其妻即非尊長、又殊卑幼、在礼及詩、比為兄弟、即是妻同於幼、	礼記・雜記下	あり
	依礼、斬衰之哭、若往而不返、齊衰之哭、若往而返、大功之哭、三曲而偯、小功總麻、哀容可也、	礼記・聞伝	なし
	礼云、大功將至、辟琴瑟、鄭注云、亦所以助哀、	礼記・雜記下	なし
	又云、(礼云)小功將至、不絶樂、	礼記・雜記下	なし
	喪服云、古者、有死於室中者、即三月為之不举樂、	儀礼・喪服	なし
戸婚律 十四	礼云、田里不粥、	礼記・王制	なし
戸婚律 十六	礼云、娉則為妻、	礼記・内則	なし
戸婚律 十八	依礼、日見於甲、月見於庚、	礼記・祭義	なし
賊盜律 三十	礼云、葬者藏也、欲人不得見、	礼記・檀弓上	なし

唐律条文	唐の律疏中の「礼」の引用	「礼」の典拠	日本律の引用
鬪訟律 十四	礼云、五世祖免之親、四世總麻之属、	礼記・大伝	なし
鬪訟律 二十六	大功尊属、依礼、唯夫之祖父母及夫之伯叔父母、	大唐開元礼・凶礼	なし
鬪訟律 三十一	嫂叔不許通問、	礼記・曲礼、礼記・鄭注	なし
鬪訟律 三十二	依礼、繼父同居、服期、謂妻少子幼、子無大功之親、与之適人、所適者、亦無大功之親、而所適者、以其資財、為之筑家廟於家門之外、歲時使之祀焉、	儀礼・喪服伝、儀礼・鄭注	なし
鬪訟律 三十三	礼云、凡教学之道、嚴師為難、師嚴道尊、方知敬学、	礼記・学記	なし
	礼云、家有塾、遂有序、	礼記・学記	なし
	依喪服、夫之所為兄弟服、妻降一等、	儀礼・喪服	なし
鬪訟律 三十七	礼云、死而不吊者三、謂畏压溺、	礼記・檀弓上	なし
鬪訟律 四十四	嫡繼慈養、依例雖同親母、被出改嫁、礼制便与親母不同、其改嫁者、唯止服期、……扱礼又無心喪、……被出者、礼既無服、並同凡人、	大唐開元礼・凶礼	なし
鬪訟律 四十六	女君於妾、依礼、無服、	儀礼・喪服	なし
鬪訟律 四十七	礼云、七十式膳、八十常珍、	礼記・王制、礼記・内則	なし
鬪訟律 四十七	搥登門鼓、	周礼・夏官	なし
詐偽律 三	使節者、周礼、有掌節之司、注云、道路用旌節、	周礼・地官	なし
詐偽律 二十	父母云亡、在身罔極、	大唐開元礼・序列下	なし
雜律 二十五	子孫於父祖之妾、在礼、全無服紀、	大唐開元礼・凶礼	なし
雜律 三十	礼云、物勒工名、以考其誠、功有不当、必行其罪、	礼記・月令	なし
雜律 六十一	令有禁制、謂儀制令、行路、賤避貴、去避來之類、	大唐開元礼・序列下	なし
捕亡律 六	依礼、五家為隣、五隣為里、	周礼・地官	なし

唐律における礼典の引用情況表

つまり、小林氏の整理した三十二条の律条文のほか、鬪訟律三一条の「殴兄妻夫弟妹」、鬪訟律五七条の「邀車駕搥鼓訴事」、詐偽律二〇条の「詐疾病有所避」、雜律六一条の「違令」は、それぞれ『礼記』曲礼、『周礼』夏官・太僕、『大唐開元礼』卷三序例、『大唐開元礼』卷三序例を引用している。また、鬪訟律四四の「告祖父母父母絞」は『大唐開元礼』凶礼の礼文を引用したほかに、『礼記』檀弓と『礼記』内則とに同意文が載せられている。これら律条文の礼典の引用状況をまとめると、『礼記』を引用したものは三十八箇所あり、『周礼』を引用したものは十一箇所あり、『儀礼』を引用したものは十箇所あり、『大唐開元礼』を引用したものは十箇所ある。これによれば、『周礼』と『礼儀』との引用より、『礼記』の引用が多いことは明らかである。前述のように、律典の中では、制度儀典における倫理規範と価値である礼義は多く入っているに違いない。『唐律疏議』における礼の法的機能は律条文の立法を正当化すると考えられる。

一方、通説では、日本律（大宝・養老）はほぼ唐律の同文をそのまま採用して編纂されたが、表で示されているように、日本律（大宝・養老）は中国の礼典を引用した箇所がわずかである。また、日本律は、『唐律疏議』で引用された『礼記』の取意文をそのまま引用しているところから見れば、日本律の立法を正当化するのが中国の礼典とは考えがたい⁽¹⁴⁾。とはいえ、日本律には礼典引用の明記は殆どないが、日本が礼というものを重んじていることは隋唐と殆ど変わらないということになろう。このように考えてよいかどうか、以下、七世紀における日本の礼継受の面から検討したい。

第二節 七世紀における日本の礼制

『日本国見在書目録』卷四礼家によれば、冒頭に隋の『江都集礼』百二十六巻が見える。日本へ将来された具体的な時期は正確には分からないが、推古十六年（六〇八）隋の使者裴世清が来朝した際には中国の賓礼と似ている儀式が用いられる点から見れば、その頃には伝来していたと考えてよいであろう⁽¹⁵⁾。『江都集礼』の日本への将来は、遣唐留学生の帰朝した唐初（日本では舒明朝）まで時期が下る可能性もあるが⁽¹⁶⁾、日本に伝来した『江都集礼』の巻数が『隋書』経籍志の巻数と同じ百二十六巻であることから、隋代に入手した可能性が極めて大きい⁽¹⁷⁾。

推古朝から天武・持統朝にかけての律令成立期（日本古代国家成立期）における礼の継受について、大隅清陽氏は①冠位・朝服（朝廷での公務の際着用する服）の制定、②年中行事の導入、③朝賀・路頭礼を含む朝礼（朝廷での官人相互の礼）制定の三要素が相互に関連する形で進行していることに注目している。七世紀の日本列島における礼制継受において、年中行事導入が大きな比重を占めたことについて、大隅氏は当時の礼制継受が、経学的・理論的な論拠を問うものではなく、むしろ中国で現実に行われている制度文物の導入に主眼を置くものであったことを意味していると指摘する⁽¹⁸⁾。

さて、当時の推古朝廷の礼に対する理解はどの程度に達していたのであろうか。以下、推古十二年に頒布された憲法十七条のいくつかの条文を検討する⁽¹⁹⁾。

(一) 礼義

前節に述べたように、礼は三要素、即ち「礼義」、「礼制」と「礼儀」からなる。第一条には、

以_レ和為_レ貴、無_レ忤為_レ宗。(後略)

とあり、第三上には、

承_レ詔必慎。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行、万氣得_レ通。(後略)

とある。また、第九条には、

信是義本、每_レ事有_レ信。其善惡成敗、要在_二於信_一。(後略)

とある。この三条は、制度儀典における倫理規範と価値である「礼義」に属している。『礼記』喪服四制には、

凡礼之大体、体_二天地_一、法_二四時_一、則_二陰陽_一、順_二人情_一、故謂_レ之礼。

とあるように、「礼義」の本来の秩序は身分差の秩序とも言える。これを前提として、天地秩序と人倫秩序とに分かれている。この三条は、天地秩序と人倫秩序との規定を含んでいると考えられる。

(二) 礼制

次に、第四条には、

群臣百寮、以_レ礼為_レ本、其治_レ民之本、要在_二乎礼_一。上不_レ礼、而下非_レ齐。下無_レ礼、以必有_レ罪。(後略)

とあり、第五条には、

絶_レ糞弃_レ欲、明辨_二訴訟_一。其百姓之訟、一日千事。(中略) 臣道亦於焉闕。

とある。また、第八条には

群卿百寮、早朝晏退。公事靡_レ盥。終日難_レ尽。(後略)

とあるように、上記の条文はそれぞれの集合体の規範である「礼制」に対応し、これらの規定に違反すれば、罪になるのが分かる。

以上によれば、推古十二年(六〇四)四月に頒布された憲法七条の中には、「礼義」と「礼制」とが含まれているが、「礼儀」にはほぼ触れていないことが分かる。ただし、三ヶ月前、即ち同年正月に施行されたばかりの「冠位十二階」と同年秋九月に新たな朝礼の採用という面から見れば、推古朝において「礼儀」の部分もきちんと整備してきたと考えられる。「冠位十二階」と「憲法七条」との信憑性、あるいは、『日本書紀』を編纂する際に編者らの潤色を考慮したとしても、礼の三要素は推古朝の時点で導入していたと考えられる。

つまり、推古朝廷で行われた改革は、大隅氏の指摘していたような「七世紀における日本の礼制が、年中行事という公的・政治的な、いわばハレの場において導入されたものであった」のではなく、むしろ、七世紀初頭における日本列島の国家政策の改革は、対外関係に関わる礼、いわば中国大陸との外交交渉の間に必要な礼であり、東アジア世界において自国の国際的地位を確立するための国家的な、対外的なものでもある。

第三節 七世紀の薬狩

日本の養老令雑令四〇諸節日条には、

凡正月一日。七日。十六日。三月三日。五月五日。七月七日。十一月大嘗日。皆為_二節日_一。其普賜。臨時聽_レ勅。

とあり、これをみると、『荆楚歳時記』のなかでも記載されている正月元日、三月三日、五月五日、七月七日などの中国的な節日の大半をみる事ができる。古代日本の宮中で行われた年中行事は中国からの影響がかなり大きい。

日本の年中行事の研究については、山中裕氏は『平安朝の年中行事』において、日本の年中行事の由来、成立と変遷を網羅的に検討し、解説を加えた⁽²⁰⁾。西本昌弘氏は、『日本古代儀礼成立史の研究』において、七世紀における日本の正月行事をより詳しく検討した⁽²¹⁾。本節では、七世紀初頭に初出した薬狩を検討したい。

五月五日の行事、いわゆる「薬狩」という年中行事については、和田萃氏による詳細な考察がある⁽²²⁾。『日本書紀』を編纂する際に、編者らが「某月某日」の形式で記されていた原史料を「某月干支朔干支」という形式に改めて記述しなおしているわけだが、五月五日の薬狩に関わる記事は特異性を持ち、単に「五月五日」と記している。五月五日の薬狩に関わる記事を整理すれば、以下の通りである⁽²³⁾。

①推古十九年(六一一)夏五月五日、薬獵於菟田野。取鷄鳴時、集於藤原池上。以会明乃往之。栗田細目臣為前部領。額田部比羅夫連為後部領。是日、諸臣服色、皆隨冠色。各着髻花。則大徳小徳並用金。大仁小仁用豹尾。大礼以下用鳥尾。

②推古二十年(六一二)夏五月五日、薬獵之、集於羽田、以相連参趣於朝。其装束如菟田之狩。

③推古二十二年(六一四)廿二年夏五月五日、薬獵也。

④天智七年(六六八)五月五日、天皇縦獵於蒲生野。於時、大皇弟・諸王・内臣及群臣、皆悉従焉。

⑤天智八年(六六九)夏五月戊寅朔壬午(五月五日)、天皇縦獵於山科野。大皇弟・藤原内大臣及群臣、皆悉従焉。

⑥天智十年(六七一)夏丁酉朔辛丑(五月五日)、天皇御西小殿。皇太子・群臣侍宴。於是、再奏田舞。

薬獵という名称の初見は推古十九年(六一一)である。①～③はいずれも、推古朝に行われた薬獵で、名称も正式な薬獵である。日付の表示も原史料に余り手を加えずにそのままの「某月某日」という形式を使用している。推古十五年(六〇七)二月に「神祇を礼びたまひ」てから、同年七月に「大礼小野臣妹子を大唐(隋)に遣し」た。同十六年(六〇八)に小野妹子は裴世清とともに大唐より戻って、倭国は賓礼を整備し、大唐使者らを「ミカドに饗たまひ」た。同年九月に、再び小野妹子を使者として大唐に派遣し、十七年(六〇九)九月に小野妹子は日本に戻った。十九年(六一一)五月、成立して日がたたない冠位制を用いて、盛大な「薬獵」の行事を初めて行った。①～③の「薬獵」の記事は簡略化していく傾向がある。しかし、連年開催されていることから、当時外交活動を頻繁に行っていた倭国にとって、宮中の対外的な「礼儀」が整備された姿を東アジア世界に示す意図があったと推測される。

④～⑥はいずれも天智朝に行われた「行事」で、④と⑤の名称は「縦獵」で、⑥の名称は「田舞」である。参加者は三つの記事とも後に踐祚した天武天皇が参加した。④について、和田氏は夙に厳密な考察を行い、この蒲生野の一郭に、貴重な薬草である紫草を栽培する薬園があったため、やはり、近江朝廷をあげての遊樂的気分に満ちた薬獵と考えるべきだろう⁽²⁴⁾。⑥の記事については、天智十年(六七一)に天智天皇は宮中で宴会を設け、「田舞」を奏させたが、④と⑤とのように郊外で薬獵は行われなかった。その原因は、『日本書紀』天智十年九月条を見れば分かるように、「九月、天皇寝疾不豫」とあり、五月にも天智天皇は郊外での薬獵に参加できない状況にあったのかもしれない。

ここで注目したいのは、⑤の記事である。和田氏は薬獵に関わる五月五日相当の記事を整理したが、結局、⑤の記事を見落とした。『日本書紀』の記述のなかで、天智八年(六六九)を境に「薬獵」の表示が「某月某日」の形式を使わず、「某月干支朔干支」の形式に変更したためであろう。『藤氏家伝』上の天智天皇七年条には、「先此、帝令大臣撰述礼儀、

刊定_二律令_一、通_二天人之性_一、作_二朝廷之訓_一。大臣與_二時賢人_一、損益_二旧章_一、略為_二条例_一」
と記しているように、天智七年（六六八）に天智天皇は大臣中臣鎌足に律令の編纂と礼儀の撰述を命じた。周知のように近江律は編纂されなかった。今に残る平安時代の儀式書でも五礼の体系や分類を全体として承けておらず、選択的な移入にとどまっているが、この時点の薬獵の表記の変更から見れば、薬獵のような広義の「礼儀」に則した中国古代の民間的な節日は「近江令」または「儀礼」によって正式に成立したと考えられる。『日本書紀』の潤色を考慮したとしても、礼制導入の理念が見られることまでは否定できない。

丸山裕美子氏は、「節日の行事の受容には、中国の古典の知識と暦日知識を持っていることが必要なのである」とし、「節日条が規定されたのは、年中行事の初見記事が天武・持統紀に集中していることと、暦日意識の普及が持統四年の元嘉・儀鳳暦の採用に始まることから考えて、浄御原令段階とするのが妥当である」と指摘している⁽²⁵⁾。一方の西本氏は、前述のように、七世紀中葉に中国的な儀礼の本格的な導入の意図から、中国的な節日が浄御原令制下にはじめて定着したという見解には従えないとする⁽²⁶⁾。

以上のことから、七世紀初頭の推古朝は、国家的な、いわゆる対外的な礼（踐祚即位礼、朝堂拝礼などの嘉礼、殯礼、外交の賓礼など）を中心に整えてきたことがわかった。七世紀末頃の天智朝には、「儀礼」と称されるような儀礼書が編纂された可能性がないわけではないと考えられる。天智七年（六六八）に何らかの「儀礼」が成文化されたことによって、国家的な宮中行事が整備されたものの、間もなく重体に陥った天智はこれらの行事を実施することができず、結果として天武・持統朝に定着して行っていたと考えられる。

おわりに

本章は、中国の礼の定義を限定し、七世紀における日本の礼義、礼儀と礼制の導入状況に考察を行い、最後に七世紀の初頭と七世紀後半とに行われた薬獵の検討を行ってきた。その結果、七世紀初頭の推古朝は、国家的な、対外的な礼（踐祚即位礼、朝堂拝礼等の嘉礼、殯礼、外交賓礼など）を中心に整え、七世紀後半、即ち天智朝以降は国家内部の、いわゆる宮中の礼を整備したと結論づける。

また、本章では、ほかの年中行事や殯礼などについて触れることができなかったが、これらは今後の課題である。

注

(1) 本章で取り上げた以外に、日本古代の儀礼に関する研究成果は、池田温編『中国礼法と日本律令制』（東方書店、一九九二年）、大日方克己『古代国家と年中行事』（吉川弘文館、一九九三年）、和田萃『日本古代の儀礼と祭祀・信仰 上・中・下』（塙書房、一九九五年）、同『日本古代の年中行事書と新史料』（吉川弘文館、二〇一二年）、古瀬奈津子『日本古代王

権と儀式』(吉川弘文館、一九九八年)、丸山裕美子『日本古代の医療制度』(名著刊行会、一九九八年)、藤森健太郎『古代天皇の即位儀礼』(吉川弘文館、一九九八年)、藤森健太郎『古代天皇の即位儀礼』(吉川弘文館、二〇〇〇年)、廣瀬憲雄『東アジアの国際秩序と古代日本』(吉川弘文館、二〇一一年)、稲田奈津子『日本古代喪葬儀礼と律令制』(吉川弘文館、二〇一五年)などがある。なお、以上に掲げる研究成果は、ここ三十年ほどに出版された代表的な論著に限る。

(2) 大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年)三四七頁。

(3) 大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年)三六二～三六四頁。
大津透『古代の天皇制』(岩波書店、一九九九年)。

(4) 丸山裕美子「唐と日本の年中行事」(池田温編『古代を考える 唐と日本』、吉川弘文館、一九九一年初出、後に『日本古代の医療制度』、名著刊行会、一九九八年所収)、大隅清陽「唐の礼制と日本」(池田温編『古代を考える 唐と日本』、吉川弘文館、一九九一年初出、後に大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇〇一年所収)。

(5) 西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』(塙書房、一九九七年)五～九頁。

(6) 大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年)三六四～三七三頁

(7) 榎本淳一「『江都集礼』の編纂と意義・影響」(金子修一先生古稀記念論文集編集委員会編『金子修一先生古稀記念論文集—東アジアにおける皇帝権力と国際秩序』汲古書院、二〇二〇年)、白石将人「『江都集礼』と隋代の制礼」(『東方学』一三七、二〇一九年)。しかし、両氏は、『江都集礼』の成立時期について意見が分かれている。白石氏は『江都集礼』の成立時期を開皇二十年に一応の完成を見、以降も続修作業が行われていた可能性があるとされているが、榎本氏は『江都集礼』は開皇二十年六月以降に編纂が開始され、同年十一月までに完成したとされている。本章では、『江都集礼』の成立時期について詳細な検討を行わず、具体的な論考は両氏の論文を参照。筆者は『江都集礼』の成書時期が開皇二十年だと認める。

(8) 張寿安「以礼代理——凌廷堪与清中葉儒学思想之転変」(『中央研究院近代史研究所專刊』七二、中央研究院近代史研究所、一九九四年)四頁。高明士『律令法与天下法』(五南図書出版公司、二〇一二年)三七一～三七七頁。本章で言及する「礼義」「礼制」「礼儀」の定義はすべて張氏と高氏の見解による。

(9) 高明士は、「儒教思想から見れば、刑律以外の社会規範はすべて礼である」とされているので、ここで言及された礼典は令・格・式を含んでいる。具体的な論説は高明士『中国中古礼律総論——法文化的定型』(商務印書館、二〇一七年)一三～一九頁を参照する。

(10) 富谷至『中華帝国のジレンマ—礼的思想と法的秩序』(筑摩書房、二〇一六年)第一章を参照。同『漢唐法制史研究』(創文社、二〇一六年)第一部を参照。

(11) 小林宏「日本律における礼の法的機能」(『日本における立法と法解釈の史的研究』古代・中世、汲古書院、二〇〇九年)。

(12) 「永徽律疏」の編纂時期と『大唐開元礼』の成立時期から考えると、「永徽律疏」が『大

唐開元礼』を引用するところは必ずほかの儀注を引用した。また、『江都集礼』を引用した可能性も決してないわけではないと考えられる。

(13) 表を参照。表は前掲注(11)小林氏論文に基づいて作成されたもので、太字は筆者の整理によって補充した内容である。

(14) 拙稿「日本古代における律の継受と運用から見る礼制の受容—名例律を中心として—」愛知県立大学大学院国際文化研究科論集(日本文化専攻編 第十二号)、二〇二一年。拙稿では、名例律の不孝条とそれに該当する職制律三〇聞父母夫喪匿条、いわゆる大宝律令成立以前に存在していた律条文と大宝律令成立以降に成立した律条文を検討することによって、日本の律令は中国の礼制を含んでいるに違いないが、日本律の編纂は、礼典を引用して日本律を正当化させるのではなく、唐律そのものは日本律を正当する機能を持ち、日本律の編纂は唐王朝の律を学びながら、日本の国情に応じない、唐律疏議に含まれている中国に定着した礼制を除去するとともに、自らの社会秩序と社会準則、即ち日本的な礼制を構築しようとしたと結論づける。

(15) 瀧川政次郎「江都集礼と日本の儀式」(岩井博士古稀記念事業会編『典籍論集』大安、一九六三年)。

(16) 榎本淳一「『江都集礼』の編纂と意義・影響」(金子修一先生古稀記念論文集編集委員会編『金子修一先生古稀記念論文集—東アジアにおける皇帝権力と国際秩序』汲古書院、二〇二〇年)

(17) 『隋書』経籍志の編纂については、榎本淳一「中日書目比較考」(『東洋史研究』七六、二〇一七年を参照)。

(18) 大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年) 三六六頁。

(19) 小島憲之『国風暗黒時代の文学』上、塙書房、一九六八年。第一編第一章を参照。

(20) 山中裕『平安朝の年中行事』(塙書房、一九七二年)

(21) 西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』(塙書房、一九九七年)

(22) 和田萃「薬獵と『本草集注』:日本古代の民間道教の実態」(史林六三、一九七八年初出、後に『日本古代野木令と祭祀・信仰』中、塙書房、一九九五年所収)。

(23) 『日本書紀』は坂本太郎ほか編『日本書紀 日本古典文学大系』(岩波書店、一九六五年)を使用。

(24) 和田萃「薬獵と『本草集注』:日本古代の民間道教の実態」(史林六三、一九七八年初出、後に『日本古代野木令と祭祀・信仰』中、塙書房、一九九五年所収)。

(25) 丸山裕美子『日本古代の医療制度』、名著刊行会、一九九八年所収、241頁。

(26) 西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』(塙書房、一九九七年)

第六章 八世紀における日本刑法の実態—『続日本紀』に見える刑法記事を中心に—

はじめに

日本古代律令法の研究と日唐律令法の比較研究は、これまでに多くの研究成果があげられてきた⁽¹⁾。二〇〇六年の北宋天聖令(『天一閣蔵明鈔本北宋天聖令校正:附唐令復原研究』)の公刊に伴い、日中両国では日唐令比較研究の風潮は新たに盛んになり、日中双方の研究者が続々と新しい研究成果を挙げている⁽²⁾。

日本律研究が盛んになったのは一九七〇年代である。その間には、『譯注日本律令』と日本思想大系本『律令』が相次いで出版され、日本律研究は若干の成果を挙げた⁽³⁾。一九八〇年代中、『續日本紀研究』には日本古代刑法に関する研究論文は頻繁に出てきたが、残念ながら、これら論文の研究対象はただ単一犯罪記事あるいは単一の律条文であり、網羅的な研究はほぼない⁽⁴⁾。二十一世紀に入ってから、日本律の研究は全く進んでいないと言っても過言ではない。大宝律でも養老律でも、両律とも散逸したため、日本律の研究に史料の制限が極めて大きいことが一因である。その後、日本律(養老律)の内容は『譯注日本律令二・三 律本文編上・下巻』の公刊によって、ほぼ復原された。しかし、通説のように⁽⁵⁾、日本令は日本の国情をよく斟酌して唐・永徽令に大きな改変を加えたのに対し、日本律は唐律の直写のようであって、ほとんどの唐律の処罰を一等軽減、または一部削除したが、その本質が唐律とほぼ同じであるとの見方は日本律の研究が注目されてこなかった要因であると思われる。

官撰史料として、六国史の一つの『続日本紀』には、文武天皇文武元年(六九七)から桓武天皇延暦十年(七九一)までの約一百年間に起きた重要な出来事が記述されている。『日本書紀』よりも『続日本紀』は相対的に信憑性が高いのみならず、それに記述されている約一百年間には、飛鳥浄御原(律)令の施行期、大宝律令の編纂・施行期、そして養老律令の編纂・施行期がすべて含まれているため、『続日本紀』に見える刑法に関する事例を考察することによって、古代日本における三つの法典が属している時代の刑法実態をうかがうことができる。

日唐律令条文の精緻な比較は日唐律令の比較研究の主要な方法であり、法制史の整理は副次的な手法である。もちろん、これ以外にも古文書を利用して制度史を論説する研究もある。しかし、法制史を整理し、律令条文を精緻に比較する際に、史料世界と現実世界との差異にも注意を払わなければならない。したがって、『続日本紀』に見える実際の犯罪記事および実際に処された処罰を検討することによって、八世紀における日本の刑法実態を明らかにすることができると思われる⁽⁶⁾。

第一節 飛鳥浄御原律令段階の犯罪

『続日本紀』に見える飛鳥浄御原（律）令段階の刑法記事を検討する前に、飛鳥浄御原律という狭義の法典の存否を確認しなければならない。そのため、再び飛鳥浄御原律の研究史を簡単に整理する必要がある。飛鳥浄御原（律）令は天武天皇が天武十年（六八一）二月に編纂を命じ、持統天皇が持統三年（六八九）六月に令文二十二巻を諸司に頒賜した法典である。第二章で、飛鳥浄御原律の存否について詳しく論じたため、ここでは研究史を簡単にまとめる。

現在通説となっている吉田孝氏の説以前には、飛鳥浄御原律の存否について三説に分かれていた。①佐藤誠実氏・中田薫氏らは、飛鳥浄御原律令は存在せず、天智朝に頒布された「近江（律）令」に継ぐ国家的な法典は「大宝律令」であると述べている。⁽⁷⁾ ②瀧川政次郎氏・坂本太郎氏は、飛鳥浄御原律令は大宝律令の範本法典であるため、その存在を主張している。⁽⁸⁾ ③青木和夫氏の説とそれを受けてだされた諸説は、飛鳥浄御原律は非存在で、当時の日本は唐律を準用していたとする⁽⁹⁾。

吉田孝氏は天武・持統朝には、唐律が準用されていたとする石尾芳久氏説に従いながら、「養老令仲春条」以下の書式と、「養老令仲春条」以下の日本律令のなかで最も日本の色彩の強い部分と類似する「五罪条」の書式を比較・検討することによって、律のなかで特に重要な五罪・八虐・六議（あるいは五刑・十悪・八議）の規定が大宝律以前に何らかの形で制定・施行されていた可能性を追及しておられる⁽¹⁰⁾。筆者はその後、文武天皇二年七月乙丑条における犯罪者への処罰のあり方とその立法意図を分析したうえで、唐律、日本律と文武天皇二年七月乙丑條と比較することによって、吉田孝氏の結論を補足した。つまり、七世紀後半の日本では、広義の律（非成文化法典）と狭義の律（成文化法典）が同時に施行され、五罪・八虐・六議などの編纂・施行された重要な律条文を除き、必要（犯罪情況）に応じて、唐律に基づいて単行法令（格のかたち）で律条文を頒布された可能性が極めて大きいと結論づけた⁽¹¹⁾。

以下の表は、飛鳥浄御原律の存在を、あるいは飛鳥浄御原律の一部存在を前提に、『続日本紀』に見える飛鳥浄御原律令段階の犯罪記事を抽出して整理したものである⁽¹²⁾。

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
1	文武二年	公私奴婢、亡匿民間、或有容止不肯顕告。	捕亡律 7-11、賊盜律 46	
2	二年	禁博戲遊手之徒。其居停主人亦与居同罪。	捕亡律 13、雜律 14	
3	三年	後害其能、讒以妖惑。	賊盜律 21	諸伝記には謀反、701年に赦免（扶桑略記）
4	四年	持兵剽却覓国使刑部真木等。	名例律 6、職制律 32	
5	四年	天下盜賊往々而在。遣使逐捕。		

『続日本紀』に見える飛鳥浄御原律令段階の犯罪記事表

(一) 文武四年六月庚辰条

『続日本紀』文武四年六月庚辰条には、

薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君県、助督衣君弓自美、又肝衝難波、從_レ肥人等_一、持_レ兵剽却_レ覓国使刑部真木等_一。於_レ是勅_レ竺志惣領_一、准_レ犯決罰。

とある。これは覓国使である刑部真木等を脅かした薩摩・大隅の隼人の土豪らに対する処罰を竺志惣領に命じた記事である。残念ながら、この記事から読み取れる内容は極めて少ない。文武三年(六九九)十一月甲寅条からは、覓国使刑部真木は無事帰還したことが知られるが、それ以外の情報は全く不明である。ところで、天武朝にはもう二つの事例があり、それは『日本書紀』天武四年四月庚戌丁亥条と同六年夏四月壬辰朔壬寅条にある。『日本書紀』天武六年四月壬寅条には、

杳田史名倉、坐_レ指斥_レ乘輿_一、以流_レ于伊豆嶋_一。

とあり、『日本書紀』天武四年四月丁亥条には、

(前略) 小錦下久努臣摩呂、坐_レ对捍_レ詔使_一、官位尽追。

とあって、天武四年(六七五)四月に、小錦下久努臣摩呂は「对捍詔使」を犯し、免官されたことや、天武六年(六七七)四月に杳田史名倉は「指斥乘輿」を犯したことにより、伊豆嶋(遠流)に処されたことが知られる。両事例に見える犯罪はそれぞれであったが、二事例の犯人に与えるべき刑罰とも唐律の、あるいは養老律の職制律三二の指斥乘輿条に当てはまる。当該律条文について、養老律はほぼ復原され、唐律とはほぼ同文であるため、ここで養老律指斥乘輿条を掲げる。

凡指斥_レ乘輿_一。情理切害者斬。謂言議乘輿。原情及言議。俱有切害者。言議_レ政事乖失_一。而涉_レ乘輿者_一上請。謂論国家法式。言議是非。而因涉乘輿者。與指斥乘輿情理稍異。故律不定刑名。臨時上請。非_レ切害_一者。徒二年。謂語雖指斥乘輿。而情理非切害者。对捍_レ詔使_一。而無_レ人臣之礼_一者絞。謂奉詔勅使人。有所宣告。对使拒捍。不依人臣之礼。既不承詔命。又出拒捍之言者。因_レ私事_一鬪競者非。謂不涉詔勅。別因他事。私自鬪競。或雖因公事論競。不干預詔勅者。並從毆罵本法。

これによれば、指斥乘輿に違反した人に斬刑を処すべき、嚴重でない場合にも徒二年を処すべきことや、詔使に対捍し、人臣が則しなければいけない礼制に違反した人に、一等を上げて絞刑を処すべきことが知られる。ところが、上記の両記事とも当該律条文の規定と異なり、流刑と免官とに処されているということが明白である。

これについて、坂本太郎氏は、指斥乘輿と对捍詔使などの用語によって、直ちにそれを含んだ律条の存在をまで推測するには材料があまりにも薄弱であり、これらの用語は必ずし

も律の専用と限ったものではなく、令文（獄令・捕亡令など）から出ているものもあるかもしれないが、両記事は飛鳥浄御原律に関係があると思われると述べている⁽¹³⁾。しかし、周知のように、飛鳥浄御原令の編纂開始は天武十年（六八一）二月であり、両記事とも編纂開始以前の出来事で、近江令段階の刑罰に適応すべきである。いわば、犯人に降った刑罰は養老律に相応しくなくてはおかしくもない。飛鳥浄御原律令時代にいたって、対捍詔使に対する処罰は具体的な刑罰ではなく、「准犯決罰」となったのである。すなわち、「犯に準じて決罰す」ることである。

『続日本紀』の養老六年（七二二）春正月壬戌条（大宝律令施行期）には、職制律三二の「指斥乗輿」条に違反した事例がある。

正四位上多治比真人三宅麻呂坐_下誣告_上謀反_上、正五位上穗積朝臣老指斥_中乗輿_上、並処_上斬刑_上。而依_上皇太子奏_上、降_上死一等_上、配流_上三宅麻呂於伊豆嶋、老於佐渡嶋_上。

これによれば、謀反を誣告した三宅麻呂と指斥乗輿に違反した老ともに律（大宝律）によって斬刑に処されたが、皇太子の奏によって、罪を一等下げて遠流とされたことは明白である。この記事は、量刑上に養老律とはほぼ同じであるが、『続日本紀』の記事である文武天皇四年六月庚辰条の記述方法に微妙な差異が見られる。同じく、『続日本紀』天平勝宝八年（七五六）五月癸亥条には「出雲国守従四位上大伴宿禰古慈斐・内豎淡海真人三船、坐_下誹謗_上朝廷_上、无_中人臣之礼_上、禁_上於左右衛士府_上。丙寅、詔、並放免。」とあるように、古慈斐・三船の二人も指斥乗輿を犯したが、詔によって許された。すなわち、後述のように、大宝律令時代の犯罪事例は、大宝律に基づいて処された刑罰はほとんど「依法科罪」「科罪如法」「準律科罪」「依律科罪」「依律科断」などの用語が見られるのに対し、大宝律に従えず、臨時に特別な措置（罪を許すこと、罪を軽くすること、または罪を重くすること）をとられた場合には、罪に対する処罰に詳細な記述が見られる。

つまり、飛鳥浄御原律令時代にはある種の量刑方法が存在していたと考えられ、具体的な処罰を下さなくても、この犯罪事件に適用する法定刑（唐律の準用または飛鳥浄御原律）によって、罪を断定することが可能であったのである。

（二）文武三年五月丁丑条

『続日本紀』文武三年（六九九）五月丁丑条には、

役君小角流_上于伊豆嶋_上。初小角住_上於葛木山_上、以_上呪術_上称。外従五位下韩国連広足師焉。後害_上其能_上、讒_上以妖惑_上。故配_上遠流_上。

とある。呪術で知られる葛木山に住んでいる役君小角は外従五位下韩国連広足の師で、別の人に百姓を妖惑したことで誣告されて、遠流に処された。唐賊盜律二一の造祿書祿言条でこ

の事件を解釈することができるが、唐賊盜律二一の造妖書妖言条によれば、百姓を妖惑したら死刑（絞）に処されるべきである。

一方、養老律本条はほぼ復原できたのに対し、大宝律本条は「妖言」の二文字しか復原されない。僧尼令集解の僧尼上觀玄象假說災祥条古記により、大宝律には養老律本条に相当する規定の存在が推測される⁽¹⁴⁾。養老賊盜律二一の造妖書条には、

凡造_二妖書及妖言_一。遠流。造。謂自造_二休咎及鬼神之言_一。妄說_二吉凶_一。涉_二於不順者

造妖書及妖言者。謂構成怪異之書。詐為鬼科之語。休。謂妄說他人及己身有休
一。微。咎。謂妄言國家有咎惡。觀天画地。說災祥。妄陳吉凶。並涉於不順者。（後略）

とある。大宝・養老律の規定によれば、百姓を妖惑したものに對して、遠流を処すべきである。結局、役君小角も確かに遠流に処されたが、注意すべきは「故配遠流」というところにある。つまり、役君小角が百姓を妖惑し、「故」＝何らかの法定刑（唐律の準用または飛鳥淨御原律）に基づいて、遠流に処されたのである。しかし、唐律を準用するとすれば、遠流を処すのではなく、絞を処すはずだった。

もちろん、その後、いくつかの「造妖書妖言」に違反した事例が見える。例えば、大宝律令時期の養老六年（七二二）七月己卯条、天平三年（七三一）十一月癸酉条及び養老律令時期の天平神護二年（七六六）四月甲寅条などである。天平三年十一月癸酉上の「其有_二犯罪者_一、先決杖一百已下」によれば、妖言に違反した人に杖刑で処罰してから大宝律によって断罪するのが知られる。具体的な刑罰については言及していないが、杖刑を下した後に遠流を処すべきであろう。天平神護二年四月甲寅条の「詔、配遠流」によれば、犯人に遠流を処したのが明白である。

したがって、この飛鳥淨御原律令時期には、「妖惑百姓」という罪は飛鳥淨御原律令に相当する規定の存在が推測され、大宝・養老律ともにこれを継承していたと考えられる。

第二節 大宝律令段階の犯罪

具体的な年紀が慶雲四年（七〇七）と記されている威奈真人大村墓誌銘に「以大宝元年律令始定」とあることや、『類聚三代格』卷一七「文書並印事」の承和七年に下った太政官符に「律令之興、蓋始大宝」とあることは、大宝律令の画期性を語っている。

大宝律について、すでに瀧川政次郎氏は大宝律の逸文をまとめて提示し、大宝律と養老律を比較し、養老律の編纂は、大宝律の煩雜難解な文句を削除し、直訳的にして国情に合わせざるものを日本的に改編する方針を持って行われた。そのうえ、寛刑主義に則って大宝律所定の刑罰をさらに軽減しようとしたと指摘している⁽¹⁵⁾。

利光三津夫氏は、膨大なる史料に基づいて大宝・養老律の比較を試みているが、その結論として、第一に大宝律の編纂者らは唐律を十分に理解したうえで、唐律を改めたこと、第二に煩雜難解な文句を削除したこと、第三に日唐官僚制度の差異に基づいて変更したことや、

第四に大宝律が唐律を変更したほどの差は大宝・養老両律の間には見られなかったことを挙げている⁽¹⁶⁾。

筆者も大宝律令に関わる成立記事を整理したうえ、日唐職制律三〇の聞父母夫喪匿条を比較することによって、日本律のなかに引用された中国礼典の礼文は日本律を正当化する機能を有しておらず、日本律を正当化するのは唐律そのものであることを明らかにした。また、日本律を編纂する際に、日本の国情に合わない、中国に定着している礼制を削除すると同時に、日本独自の社会秩序・社会規範に合う日本的な礼制を構築する努力が見られると提示した⁽¹⁷⁾。

次の表は、『続日本紀』に見える大宝律令段階の犯罪記事を抽出して整理したものである。

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
1	大宝三年	安藝国被略為奴婢者二百餘人、免従本籍。	賊盜 45	
2		有治能者、式部宜依令称举、有過失者、刑部依律推断。		
3	慶雲三年	是日、令掃淨諸仏寺並神社。亦索捕盜賊。		
4		準律令、於律雖有除名之人六載之後聽叙之文、令内未載除名之罪限満以後應叙之式。	名例 21	
5		若官人私犯一斗以上、即日解官、随贓決罰。	名例 18	
6		京及畿内盜賊滋起。因差強幹人、悉令逐捕焉。		3 番と関係あるか
7		比者、諸司容儀、多違礼義。加以、男女無別、昼夜相会。又如聞、京城内外多有穢臭。良由所司不存檢察。自今以後、兩省・五府、並遣官人及衛士、嚴加捉搦、随事科決。若不合与罪者、録状上聞。		三代格あり
8	和銅元年	制、貢人・位子、無考之日、浪人常選、白丁冒名、預貢人例。此色且多。是由式部不察之過焉。今宜按覆檢実申知。其式部史生已上、若能知罪自首者、免其罪。終隱執不首者、準律科罪。	職制 2	
9	二年	比奸盜逐利、私作濫鑄、紛乱公錢、自今以後、私鑄銀錢者、其身没官、財入告人、行濫逐利者、加杖二百、加役当徒。知情不告者、各与同罪。	雜 3	和銅四年、七年にもあり
10		畿内及近江国百姓、不畏法律、容隱浮浪及逃亡仕丁等、私以驅使。 (中略)符到五日内、無問逃亡・隱藏、並令自首。限外不首、依律科罪。若有知情故隱、与逃亡同罪。不得官当・蔭贖。	捕亡 11、捕亡 12	
11		国司不糺者、依法科附。	捕亡 17	
12	和銅四年	勅、頃聞、諸国役民、勞於造都、奔亡猶多。雖禁不止。		
13		或借他錢、而欺為官者、其錢没官、身徒一年。与者同罪。		

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
14		於律、私鑄猶輕罪法。故權立重刑、禁斷未然。凡私鑄錢者斬、從者沒官、家口皆流。五保知而不告者與同罪。不知情者減五等罪之。其錢雖用、悔過自首、減罪一等。或未用自首免罪。雖容隱人、知之不告者同罪。或告者同前首法。	雜 3	相違点あり
15		大初位上丹波史千足等八人、偽造外印、假與人位。流信濃國。	詐偽 2	
16		詔曰、親王已下及豪強之家、多占山野、妨百姓業。自今以來、嚴加禁斷。		
17	五年	今國郡司及里長等、緣此恩赦借、妄生方便。害政蠹民、莫斯為甚。如顧潤身、枉取利者、以重論之。罪在不赦。	職制 58	不赦
18		制法以來、年月淹久、未熟律令、多有過失。自今以後、若有違令者、即準其犯、依律科斷。	雜 61	
19	六年	又賣買田、以錢為價。若以他物為價、田並其物、共為沒官。或有糺告者、則給告人。賣及買人、並科違勅罪。	職制 22	
20		郡司不加檢校、違十事以上、即解其任、九事以下、量降考第。		
21	七年	制、自今以後、不得挾錢。若有實知官錢、輒嫌挾者、勅使杖一百。	雜 3	9 番
22	靈龜元年	天下百姓、多背本貫、流宕他鄉、規避課役。其浮浪逗留、經三月以上者、即云斷輪調庸、隨當國法。	捕亡 11、捕亡 12	和銅二年
23		(前略) 田疇荒廢、百姓飢寒、因致死亡者為下等。十人以上、則解見任。(中略) 有如此類、必加顯戮。(中略) 今國司等、怠緩違期、遂妨耕農。運送之民、仍致勞擾。(中略) 自今以後、如有此類、以重論之。(中略) 是由國司不順先制之所致也。自今以後、不悛改者、節級科罪。		職制律に 関わる
24	二年	勅、太宰府百姓家有藏白錫、先加禁斷、然不遵奉、隱藏賣買。是以、鑄錢惡党、多肆姦詐、連及之徒、陷罪不少。宜嚴加禁制、無更使然。		
25	養老元年	頃者、百姓乖違法律、恣任其情、剪髮髡鬚、輒着道服。(中略) 小僧行基並弟子等、零置街衢、妄說罪福、合構朋党、焚剥指臂、歷門假說、強乞餘物、詐稱聖道、妖惑百姓。道俗擾亂、四民棄業。進違積教、退犯法令。(中略) 僧尼輒向病人之家、詐禱幻怪之情、戾執巫術、逆占吉凶、恐脅耄穉、稍致有求。道俗無別、終生姦亂。	戸婚 5、雜 61	僧尼令に 違反
26		率土百姓、浮浪四方、規避課役、(中略) 王臣、不經本屬、私自驅使、(中略) 因茲、流宕天下、不歸鄉里。若有斯輩、輒私容止者、揆狀科罪、並如律令。	捕亡 11、捕亡 12、捕亡 17	
27	二年	加以、法師非法、還墮仏教、是金口之所深誠。道人違道、輒輕皇憲、亦玉条之所重禁。	雜 61	僧尼 13 に 違反

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
28	四年	若臨時徵索、無稻可償者、令其子姪易名重挙。	雑 61	雑令 19、雑令 21 に違反
29		又無知伯姓不閑条章、規避徭役、多有逃亡。涉歷他郷、積歳忘歸。	捕亡 11、捕亡 12、雑 61	
30		漆部司令史從八位上丈部路忌寸石勝、直丁秦犬麻呂、坐盜司漆、並斷流罪。於是、石勝男祖父麻呂年十二安頭麻呂年九、乙麻呂七、同言曰、父石勝為養已等、盜用司漆、緣其所犯、配役遠方。祖父麻呂等為慰父情、冒死上陳。請、兄弟三人没為官奴、贖父重罪。 (中略) 今祖父麻呂等、没身為奴、贖父犯罪、欲存骨肉。理在矜愍。宜依所請為官奴、即免父石勝罪。但犬麻呂依刑部斷免配處。	賊盜 35(賊盜 36)	
31	五年	諸王・諸臣三位已上二駟。四位六疋。五位四疋。六位已下至于庶人三疋。一定已後、隨闕宛補。若不能騎用者、録狀申所司、即校馬帳、然後除補。如有犯者、違勅論。其過品限、皆没入官。	職制 22	
32		乙酉、太政官奏言、国郡官人、漁獵黎元、擾亂朝憲。故置按察使、糺彈非違、肅清姦詐。		三代格では蠹害政法
33	六年	正四位上多治比真人三宅麻呂坐誣告謀反、正五位上穗積朝臣老指斥乘輿、並處斬刑。而依皇太子奏、降死一等、配流三宅麻呂於伊豆嶋、老於佐渡嶋。	鬪訟 40、職制 32	
34		市頭交易、元來定価。比日以後、多不如法。因茲本源欲斷、則有廢業之家、未流無禁、則有姦非之侶。更量用錢之便宜、欲得百姓之潤利。其用二百錢、当一兩銀。仍買物貴賤、価錢多少、隨時平章、永為恒式。如有違者、職事官主典已上、除却当年考勞。自餘不論蔭贖、決杖六十。		
35		周防国前守從五位上山田史御方、監臨犯盜。理合除免。先經恩降、赦罪已迄。然依法備贓、家無尺布。朕念、御方負笈遠方、遊学蕃国。歸朝之後、伝授生徒、而文館學士、頗解屬文。誠以不矜若人、蓋墮斯道歟。宜特加恩寵、勿使微贓焉。	賊盜 35(賊盜 36)	
36		垂化設教、資章程以方通。導俗訓人、違彝典而即妨。近在京僧尼、以淺識輕智、巧說罪福之因果、不練戒律、詐誘都裏之衆庶。内黷聖教、外虧皇猷。遂令人之妻子剃髮刻膚、動稱佛法、輒離室家。無懲網紀、不顧親夫。或負經捧鉢、乞食於街衢之間、或偽誦邪說、寄落於村邑之中、聚宿為常、妖訛成群。初似脩道、終挾姦亂。永	賊盜 21	

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
		言其弊、特須禁斷。奏可之。		
37	神龜四年	其犯法尤甚者、丹後守從五位下羽林連兄麻呂處流、周防目川原史石庭等除名焉。	名例 21	
38	五年	並任主情願、通取散位、勳位・々子及庶人、簡試後請。々後犯罪者、披陳所司、推問得実、決杖一百、追奪位記、却還本色。		
39		如聞、諸国郡司等、部下有騎射・相撲及膂力者、給王公・卿相之宅。有詔搜索、無人可進。自今以後、不得更然。若有違者、国司追奪位記、仍解見任。郡司先加決罰、准勅解却。其誛求者、以違勅罪々之。	職制 22	
40		天下之人、亦宜勿養。其待後勅、及得養之。如有違者、科違勅之罪。	職制 22	
41	天平元	二月辛未、左京人從七位下漆部造君足、無位中臣宮處連東人等告密称、左大臣正二位長屋王私学左道、欲傾国家。(中略)癸酉、令王自尽。其室二品吉備内親王、男從四位下膳夫王、無位桑田王・葛木王・鉤取王等、同亦自經。乃悉捉家内人等、禁着於左右衛士・兵衛等府。甲戌、遣使葬長屋王・吉備内親王屍於生馬山。仍勅曰、吉備内親王者無罪。宜准例送葬。唯停鼓吹。其家令・帳内等並徒放免。	名例 6	
42		外從五位下上毛野朝臣宿奈麻呂等七人、坐与長屋王交通、並處流。自餘九十人悉從原免。長屋王弟・姉妹・子孫及妾等合縁坐者、不問男女、咸皆赦除。		
43		内外文武百官及天下百姓、有学习異端、蓄積幻術、壓魅呪咀、害傷百物者、首斬、從流。如有停住山林、詳道仏法、自作教化、伝習授業、封印書符、合藥造毒、万方作怪、違犯勅禁者、罪亦如此。其妖訛書者、勅出以後五十日內首訖。若有限內不首、後被糺告者、不問首・從、皆咸配流。其糺告人賞絹卅疋。便徵罪家。	賊盜 17	
44		自今已後、物雖乏少、不限馱伝、任便貢進。国内施行雜事、主典已上共知。其史生預事有失、科罪亦同也。	職制 42	

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
45	二年	京及諸国多有盜賊。或捉人家劫掠、或在海中侵奪。蠹害百姓、莫甚於此。宜令所在官司嚴加捉搦、必使擒獲。又安藝・周防国人等妄說禍福、多集人衆、妖祠死魂、云有所祈。又近京左側山原、聚集多人、妖言惑衆。多則万人、少乃数千。如此之徒、深違憲法。若更因循、為害滋甚。自今以後、勿使更然。又造陸多捕禽獸者、先朝禁斷。擅發兵馬・人衆者、当今不聽。而諸国仍作法籬、擅發人兵、殺害猪・鹿。計無頭數。非直多害生命。實亦違犯章程。宜頒諸道並須禁斷。	賊盜 21	
46	三年	斷盜賊、妖言、自非衛府執持兵刃之類。取時巡察国郡司等治績、如得善惡、即時奏聞。不須連延日時、令會恩赦。其有犯罪者、先決杖一百已下。	賊盜 21	
47	六年	年以上者、令得度者、學問弥長、囑請自休。其取僧尼兒、詐作男女、得出家者、准法科罪。所司知而不正者、与同罪。得度者還俗。	戸婚 5	
48	七年	美作守從五位下阿倍朝臣帶麿等故殺四人。其族人詣官申訴。而右大弁正四位下大伴宿禰道足、中弁正五位下高橋朝臣安麻呂、少弁從五位上梶犬養宿禰石次、大史正六位下葛井連諸會・從六位下板茂連安麿、少史正七位下志貴連広田等六人、坐不理訴人事。於是、下所司科斷、承伏既訖。有詔、並宥之。	捕亡 2	
49	九年	自今以後、悉皆禁斷。催課百姓、一赴産業、必使不失地宜。人阜家贍。如有違者、以違勅論、其物沒官。国郡官人、即解見任。	職制 22	
50	十年	左兵庫少屬從八位下大伴宿禰子虫、以刀斫殺右兵庫頭外從五位下中臣宮処連東人。	鬪訟 3	
51	十二年	其流人穗積朝臣老、多治比真人祖人・名負・東人、久米連若女等五人、召令入京。大原采女勝部鳥女還本鄉。小野王・日奉弟日女・石上乙麻呂・牟牟礼大野・中臣宅守・飽海古良比、不在赦限。		犯罪事件 ではない
52		又豊前国百姓豊国秋山等殺逆賊三田塩籠。又上毛郡擬大領紀乎麻呂等三人、共謀斬賊徒四首級。(中略) 諸国官人百姓等曰、逆人広嗣、小来凶惡、長益詐奸。其父故式部卿、常欲除弃、朕不能許、掩藏至今。		
53		不孝不忠、遠天背地。神明所弃、滅在朝夕。前已遣勅符、報知彼国。又聞、或有逆人、捉害送人、不令遍見。故更遣勅符数千条、散擲諸国。百姓見者、早宜承知。如有人、雖本与広嗣心起謀、今能改心悔過、殺広嗣、而息百姓者、白丁賜五位已上、官人隨等加給。		

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
54		進士无位阿倍朝臣黒麻呂、以今月廿三日丙子、捕獲逆賊広嗣於肥前国松浦郡值嘉嶋長野村。詔報曰、今覽十月廿九日奏、知捕得逆賊広嗣。其罪顯露、不在可疑。宜依法処決、然後奏聞。(中略)大將軍東人等言、以今月一日、於肥前国松浦郡、斬広嗣・網手訖。菅成以下従人已上及僧二人者、禁正身、置大宰府。		
55	十三年	逆人広嗣支党、且所捉獲、死罪廿六人、没官五人、流罪卅七人、徒罪卅二人、杖罪一百七十七人。(中略)徵従四位下中臣朝臣名代、外従五位下塩屋連吉麻呂・大養徳宿禰小東人等卅四人於配処。		宝亀八年 九月丙寅
56		詔曰、馬牛代人、勤勞養人。因茲、先有明制、不許屠殺。今聞、国郡未能禁止、百姓猶有屠殺。宜其有犯者、不問蔭贖、先決杖一百、然後科罪。又聞、国郡司等、非縁公事、聚人田獵。妨民産業、損害実多。自今已後、宜令禁斷。更有犯者、必擬重科。(中略)己丑、禁外従五位上小野朝臣東人、下平城獄。庚寅、東西兩市決杖各五十、配流伊豆三嶋。	厩庫 8、賊盜 32	
57	十四	禁従四位下塩焼王并女孺四人、下平城獄。(中略)戊子、塩焼王配流於伊豆国三嶋。子部宿禰小宅女於上総国。下村主白女於常陸国。川辺朝臣東女於佐渡国。名草直高根女於隱伎国。春日朝臣家継女於土佐国。		
58	十五	若有先給地過多茲限、便即還公。姦作隱欺、科罪如法。		
59	十六	若有経問不臣、被使勘獲者、事雖細小、依法不容。使宜愍告示、一事以上、准勅施行。		
60	十七	盜賊充斥、火亦未滅。仍遣諸司及衛門衛士等、令收官物。		
61	十八	凡寺家買地、律令所禁。比年之間、占買繁多。於理商量、深乖憲法。宜令京及畿内嚴加禁制。		
62	十九	春宮少属従八位上御方大野所願之姓、思欲許賜。然大野之父、於浄御原朝庭 在皇子之列。而縁微過、遂被廢退。		理由不明
63	天平勝宝二年	又中臣卜部紀與手磨減配中流。		未詳
64	四年	捉京師巫覡十七人配于伊豆・隱伎・土左等遠国。		
65		諸国司等欠失官物、雖依法処分、而至於郡司未曾科斷。自今已後、郡司亦解見任、依法科罪。	厩庫 19	
66		諸司無故不上者、令放還本貫。其有位者、為外散位、无位者、還従本色。	職制 5	

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
67	六年	諸国司等、貪求利潤、輸租不実、拳税多欺。(中略) 国司等所部交関、運物无限者、禁断既訖。然猶不肯承行、貪濁成俗。朕之股肱、豈合如此。自今以後、更有違犯、依法科罪。不須矜宥。	職制 22、職制 50、職制 51、職制 52	
68		官人百姓、不畏憲法、私聚徒衆、任意双六、至於淫迷。子無順父、終亡家業、亦虧孝道。因斯、遍仰京畿七道諸国、固令禁断。其六位已下、無論男女、決杖一百、不須蔭贖。但五位者、即解見任、及奪位祿・位田。四位已上、停給封戸。職・国郡司、阿容不禁、亦皆解任。	雑 14	
69		甲申、薬師寺僧行信、与八幡神宮主神大神多麻呂等、同意厭魅。下所司推勘、罪合遠流。於是、遣中納言多治比真人広足、就薬師寺、宣詔、以行信配下野薬師寺。丁亥、從四位下大神朝臣社女・外從五位下大神朝臣多麿、並除名從本姓。社女配於日向国。多麿於多槻嶋。	名例 6、名例 21、賊盜 17	
70	八年	出雲国守從四位上大伴宿禰古慈斐・内豎淡海真人三船、坐誹謗朝廷、无人臣之礼、禁於左右衛士府。丙寅、詔、並放免。		
71		土左国道原寺僧專住、誹謗僧綱、无所拘忌。配伊豆嶋。		天平宝字三年五月同僧
72		出納官物諸司人等、苟貪前分、巧作逗留、稍延旬日、不肯收納。由此、担脚辛苦、競為逃歸。	厩庫 24	

『続日本紀』に見える大宝律令段階の犯罪記事表

(一) 私鑄錢

元明天皇和銅二年（七〇九）正月壬午条には、

詔、国家為_レ政、兼濟居_レ先。去_レ虚就_レ実、其理然矣。向者頒_二銀錢_一。以代_二前銀_一。又銅錢並行。比_レ奸盜逐_レ利、私作_二濫鑄_一、紛乱_二公錢_一。自_レ今以後、私鑄_二銀錢者_一 (1)、其身没官、財入_二告人_一。行_レ濫逐_レ利者 (2)、加_二杖二百_一、加_レ役当_レ徒。知_レ情不_レ告者、各与同罪。

とある。これは民間による銀錢の私的鑄造が横行していたことを受けて出された詔である。これに先立つ和銅元年の改元を受けて、五月に銀錢、八月に銅錢が初めて発行された後、民間で錢を私鑄して金儲けをする人が大量に出てきた。詔の最後の部分から、私的に銀錢を鑄造した者に没官をさせたいうえ、その人の財産を告発者に与える。これを悪用して利益を得た者には、没官のうえに杖二百をしてから徒刑を処す。私鑄者または私鑄の情報を知っていな

がらも、告発しない者にも情況（私的鑄造や乱用による得た利益）に応じて処罰を下すことが知られる。

私鑄錢について、すでに先学らによって研究成果をあげられてきた⁽¹⁸⁾。早川庄八氏は、この詔文を検討し、この詔は大寶雜律三の私鑄錢条の存在を前提として出されたものであると指摘している⁽¹⁹⁾。

〔唐〕雜三) 諸私鑄錢者。流三千里。作具已備未鑄者。徒二年。作具未備者。杖一百。疏議曰。私鑄錢者。合流三千里。其作具已備。謂鑄錢作具。並已周備而未鑄者。徒二年。若作具未備。謂有所欠缺。未堪鑄錢者。杖一百。若私鑄金銀等錢。不通時用者不坐。若磨錯成錢。令薄小取銅。以求利者。徒一年。疏議曰。時用之錢。厚薄大小。並依官樣。輒有磨錯成錢。令至薄小而取其銅。以求利潤者。徒一年。

〔日〕雜三) 凡私鑄錢者。徒三年。

上記の唐律条文からは、第一に私鑄（銅）錢者に流三千里（日本律の遠流に相当）を、鑄錢の道具を整えたが鑄造していない者に徒二年を、鑄錢の道具を整えていない者に杖百を処すべきこと、第二に錢を薄くして利益をむさぼる者に徒一年を処すべきこと、第三に通用でない錢を鑄造しても処罰にならない、という三点がわかる。

一方、養老雜律三の私鑄錢条が完全に復原できたのは八文字しかないが、和銅二年本条記事の下線部の(1)と(2)の二つの部分は、唐律本条の鑄錢者に対する処罰と、利益を求め者に対する処罰とにそれぞれ対応している。また、和銅二年本条記事には、銀錢を私鑄した者に対する処罰を規定しているが、銅錢には全く言及されていない。いわゆる、銅錢を私鑄した者に対して、大寶律の当該条をそのまま使用することによって断罪することが可能なので、本条記事にはそれを言及しなかったのであろう。

また、二年後の和銅四年（七一）冬十月甲子条にも、私鑄錢に関わる記事がある。

〔中略〕於律、私鑄猶輕罪法。故權立重刑、禁斷未然。凡私鑄錢者斬、從者沒官、家口皆流。五保知而不告者與同罪。不知情者減五等罪之。其錢雖用、悔過自首、減罪一等。或未用自首免罪。雖容隱人、知之不告者同罪。或告者同前首法。

以上の記事から、大寶律には私鑄錢に関わる規定が存在しているのが明白である。大寶律の私鑄錢に対する規定はそれほど重くないので、私鑄錢を未然に防ぐためには、厳しい法律を立てる必要がある。私鑄錢に違反した者に対しては、主犯は斬刑に、従犯は沒官に処すべきである。和銅四年の規定は、唐雜律私鑄錢者に処される流三千里より重く、和銅二年の処罰よりも、大寶雜律私鑄錢条に拘束されない新法を定め、かなり厳しく重刑を科するに至っ

た。これによって、銀銭の私鑄のみならず、銅銭の私鑄に対する律令国家の峻厳な態度を表明しようとしたと考えられる。

一方、和銅四年の詔は私鑄銭者に斬刑を科することを規定しているが、和銅五年（七一二）九月己巳条に出された赦に「但私鑄銭者、降_二罪一等_一」とあることや宝龜十一年（七八〇）十一月壬戌条に「先是、和銅四年格云、私鑄銭者斬、従者没官、家口皆流者。天平勝宝五年二月十五日勅、私鑄銭人、罪致_二斬刑_一、自_レ今以後、降_二一等_一、処_二遠流_一者。（中略）奏可之」とあることによると、遅くとも、天平勝宝五年（七五三）二月十五日以降、私鑄銭の犯罪者に対する最も重い処罰は唐律と同じ、遠流であったことが知られる。

（二）監臨犯罪

周知のように、唐賊盜律がおよそ五十四条であるのに対して、養老賊盜律が五十三条となっている。すなわち、唐賊盜律三六の監臨主守自盜条は存在していない。これは利光三津夫氏によれば、養老賊盜三六の監臨主守自盜条は養老律の編纂者が意識的に削除したものと推断せざるを得ないが、その理由は、古代日本においては君主権に対して貴族の地位が強固であり、官僚勢力が強大であって、監守盜に対して重刑を科しえない事情があったためであろうと指摘している⁽²⁰⁾。

『続日本紀』の監臨主守の犯罪事件は三件しか見えない。養老四年（七二〇）六月己酉条には、

漆部司令史従八位上丈部路忌寸石勝、直丁秦犬麻呂、坐_レ盜_二司漆_一、並断_二流罪_一。於_レ是、石勝男祖父麻呂年十二、安頭麻呂年九、乙麻呂七、同言曰、父石勝為_レ養_二己等_一、盜用_二司漆_一、縁_二其所_一犯、配役_二遠方_一。祖父麻呂等為_レ慰_二父情_一、冒_レ死上陳。請、兄弟三人没為_二官奴_一、贖_二父重罪_一。（中略）今祖父麻呂等、没_レ身為_レ奴、贖_二父犯罪_一、欲_レ存_二骨肉_一。理在_二矜愍_一。宜_下依_レ所_レ請為_二官奴_一、即免_中父石勝罪_上。但犬麻呂依_二刑部断_一發_二配処_一。

とあり、これによれば、漆部司の下級官人の丈部路忌寸石勝と雑役にあたる仕丁の秦犬麻呂が自分の管理下の官物を盗んだため、流刑に処されたことが知られる。下級官人の石勝は罪を免除されたが、子供三人は没官に処され、七月壬申条に再び良民に復された。一方、庶民である犬麻呂はそのまま流刑に処された。また、養老六年（七二二）四月庚寅条には、

詔曰、周防国前守従五位上山田史御方、監臨犯_レ盜。理合_二除免_一。先經_二恩降_一、赦_レ罪已迄。然依_レ法備_レ贓、家無_二尺布_一。朕念、御方負_二笈遠方_一、遊_二学蕃国_一。歸朝之後、伝授_二生徒_一、而文館学士、頗解_二属文_一。誠以不_レ矜_二若人_一、蓋墮_二斯道_一歟。宜_下特加_二恩寵_一、勿_上使_レ徵_レ贓焉。

とある。周防国の前守である山田史御方は監臨として「盗」を犯したが、御方の学芸を配慮し、先に恩降を降ったことにより、御方の罪を許して贓の徴収も免除している。

両事例から見ると、古代日本において監守盗に対して重刑を科しえないことは確かであるが、養老六年七月丙子条に「宜赦天下、(中略)自_二養老六年七月七日味爽已前_一、流罪以下、繫囚・見徒、咸從_二原免_一。其八虐、劫盜、官人枉_レ法受_レ財、監臨主守自盜、々_レ所_二監臨_一、強盜・窃盜、故殺人、私鑄錢、常赦所_レ不_レ免者、不_レ在_二此例_一。如以_レ贓入_レ死、並降_二一等_一。窃盜一度計_レ贓、三端以下者入_二赦限_一。」とあるように、八虐、故殺人と私鑄錢のほか、坐贓に属する全ての罪⁽²¹⁾、いわゆる「劫盜、官人枉法受財、監臨主守自盜、々所監臨、強盜・窃盜」などを除外されたのが見えるが、養老五年までに、このような赦文は一例も見えない。その後の聖武朝にもしばしばこれらの除外の赦文が見られる⁽²²⁾。この文言が日本の赦文に取り入れられてきたきっかけは、上丈部路忌寸石勝と山田史御方との「監臨犯罪」事件であると推測できよう。

いずれにせよ、第二節に述べたように、大宝律には私鑄錢に関する規定があったとしても、監臨犯罪に関する規定がなかったとしても、臨時に特別な措置(罪を許すこと、罪を軽くすること、または罪を重くすること)がとられた場合には、罪に対する処罰に詳細な記述が見られる。また、古代日本においては君主権に対して貴族の地位が強固であり、官僚勢力が強大であって、官人に対して重刑を科しえない事情にあったけれど、朝廷からの監臨犯罪に対する配慮は遅くとも養老六年の赦文の除外によって消えていた、即ち養老五年までであったと考えられる。

また、唐代の赦文では、監臨犯罪を除外した例が僅かに見えるが、古代日本がそれに基づいて受け入れたことはなかなか考えにくい。私鑄錢の除外は唐代の赦文には全く見出されないことから、監臨犯罪の除外でも、私鑄錢の除外でも、日本の赦文の特色だと思われる。それは、大宝律令時期の日本は隋唐の律令文化の受け入れと運用がより熟達しているからに違いない。

第三節 養老律令段階の犯罪

養老律令時期の犯罪事件を整理したものが次の表である。

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
1	天平宝字元年	諸氏長等、或不預公事、恣集己族。自今以後、不得更然。王臣馬數、依格有限。過此以外、不得蓄馬。依令、隨身之兵、各有儲法。過此以外、亦不得蓄。除武官以外、不得京裏持兵、前已禁斷。然猶不止。宜告所司固加禁斷。京裏廿騎已上、不得集行。宜告所司 嚴加禁斷。若有犯者、科違勅罪。	擅興 2、職制 22	

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
2		至是、從四位上山背王復告、橘奈良麻呂反道、備兵器、謀囿田村正四位下大伴宿禰古麻呂亦知其情。	名例 6	謀反
3		皇朝乎助仕奉此宣。是日夕、中衛舍人從八位上上道臣斐太都告内相云、今日未時、備前国前守小野東人喚斐太都謂云、有王臣謀殺皇子及内相。汝能從乎。斐太都問云、王臣者為誰等耶。東人答云、黄文王・安宿王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂等、徒衆甚多。斐太都又問云、衆所謀者、將若為耶。東人答云、所謀有二。一者、駟率精兵四百、將囿田村宮。二者、陸奥將軍大伴古麻呂、今向任所、行至美濃國。詐称病、請欲相見一二親情、蒙官聽許、仍即塞関。斐太都良久答云、不敢違命。		奈良麻呂之變
4		又分遣諸衛、掩捕逆党。更遣出雲守從三位百濟王敬福・大宰帥正四位下船王等五人、率諸衛人等、防衛獄囚、拷掠窮問。黄文（改名多夫礼）・道祖（改名麻度比）・大伴古麻呂・多治比犢養・小野東人・賀茂角足（改姓乃呂志）等、並杖下死。安宿王及妻子配流佐渡。信濃国守佐伯大成・土左国守大伴古慈斐二人、並便流任国。其支党人等、或死獄中。自外悉依法配流。又遣使、追召遠江守多治比国人勘問。所款亦同。配流於伊豆国。		戊午条の宣命によって滅死一等
5		勅曰、比者、頑奴潜罔反逆。皇天不遠、羅令伏誅。民間或有假託亡魂、浮言紛紜、擾乱郷邑者、不論輕重、皆与同罪。普告遐邇、宜絶妖源。又勅曰、百姓之間、若有逆人之輩、京畿十日內、遠處卅日內首訖。若限內能首、並寬其罪。限內不首、被人告言、必科本罪。其首人等、並首本部官司。官司知訖、抄其姓名奏上。（中略）勅曰、右大臣豐成者、事君不忠、為臣不義。私附賊党、潜忌内相。知構大乱、無敢奏上、及事發覺、亦不肯究。若怠延日、殆滅大宗。嗚呼、宰輔之任、豈合如此。宜停右大臣任、左降大宰員外帥。	名例 6、賊盜 21	左降
6		壬戌、勅曰、兇逆之徒、潜謀不軌。其言發覺、流配辺軍。但所支兵仗、藏隱民間、未首官司。原情可責。職宜知委勅出之後、限十日內、悉令首盡。若限滿不首、被人言告、一与逆人同科。	賊盜 1、名例 6、名例 37、名例 56	
7		癸酉、詔曰、塩焼王者、唯預四王之列。然不会謀庭、亦不被告、而縁道祖王者、忝配遠流罪。然其父新田部親王、以清明心仕奉親王也。可絶其家門夜止為奈母、此般罪免給。自今往前者以明直心仕奉朝廷止詔。八月戊寅、勅、故從五位下山田三井宿禰比売嶋、縁有阿嬭之勞、哀賜宿禰之姓。恩波枉激、餘及傍親。而聽人悖語、不奉丹誠。同惡相招、故為蔽匿。今聞此事、為豎寒毛。凶痛已深。理宜追責。可除御母之名、奪宿禰之姓、依旧從山田史。（宣命省略）		奈良麻呂の備兵となつた秦氏は遠流に処した

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
8		爾乃賊臣廢皇子道祖、及安宿・黃文・橘奈良麻呂・大伴古麻呂・大伴古慈斐・多治比國人・鴨角足・多治比犢養・佐伯全成・小野東人・大伴駿河麻呂・答本忠節等、稟性兇頑、昏心軼虐、不顧君臣之道、不畏幽顯之資、潛結逆徒、謀傾宗社、悉受天嘖、咸伏罪罍。		
9		宜仰京国官司、量給粮食医薬、勤加檢校、令達本郷。若有官人怠緩不行者、科違勅罪。	職制 22	
10		如聞、頃年、諸国博士・醫師、多非其才、託請得選。非唯損政、亦無益民。自以今已後、不得更然。		
11	二年	頃者、民間宴集、動有違愆。或同惡相聚、濫非聖化、或醉乱無節、便致鬪争。拋理論之、甚乖道理。自今已後、王公已下、除供祭療患以外、不得飲酒。其朋友・寮属、内外親情、至於暇景、応相追訪者、先申官司、然後聽集。如有犯者、五位已上停一年封祿。六位已下解見任。已外決杖八十。		
12		但今、令条雖立分付之文、律内無科淹滯之罪。因茲、新任国司、不勤受領、得替官人、規延歲月、遂使踰年隔考、還到居官。於事商量、甚乖道理。謹案選叙令云、凡職事官、患經三百廿日不愈者、解官者。准是而論、官符到後、百廿日內、付了歸京。若応過限者、申官請裁。違此停留灼然合解。就中、欠負官倉、留連不付者、論矣是罪人也。知情許容、限内無領者、准法、是同罪也。何者、職制律云、凡有所請求、主司許者、与同罪。拋此而言、旧人規求延者、所謂請求也。新司受囑聽容、所謂主司也。新旧兩人、並皆有罪。若此之輩、同合解官。但矣無欠負、拘令解官者、原情可責。罪在新人、准律、以故入人罪論者。自茲以後、為例行之	職制 42、雜 1、職制 45、斷獄 19	
13	三年	左京人中臣朝臣楫取詐造勅書、誑誤民庶。配出羽国柵戸。	詐偽 6	
14		内申、武藏国隠没田九百町、備中国二百町、便仰本道巡察使勘檢。自餘諸道巡察使檢田者、亦由此也。其使未至国界、而豫自首者免罪		四年十一月壬申条
15	四年	父志麻、藤原朝正一位左大臣。広足、平城朝歷任内外、至中納言。勝宝九歳、坐子姪党逆、而免職歸第。		橘奈良麻呂
16		辛未、没官奴二百卅三人、婢二百七十七人、配雄勝柵、並從良人。	賊盜 1	原因不明
17		戊寅、薬師寺僧華達、俗名山村臣伎波都。与同寺僧範曜、博戯争道、遂殺範曜。還俗配陸奥国桃生柵戸。	鬪訟 5	
18	五年	戊午、越前国加賀郡少領道公勝石、出举私稻六万束。以其違勅、没利稻三万束。	職制 22	天平九年九月癸巳条

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
19		己酉、葦原王坐以刃殺人、賜姓龍田真人、流多嶺嶋。男女六人復命相隨。葦原王者、三品忍壁親王之孫、從四位下山前王之男。天性凶惡、喜遊酒肆。時与御使連鷹博飲、忽発怒刺殺、屠其股完、便置胸上而膾之。及他罪状明白、有司奏請其罪。帝以宗室之故、不忍致法。仍除王名配流。	鬪訟 5、名例 8	
20		美作介從五位下峯犬養宿禰沙弥麻呂、不經官長、恣行国政、独自在館、以印公文、兼復不抛時価、抑買民物。為守正四位上紀朝臣飯麻呂所告失官。	職制 29、職制 52	十月壬子には再び大膳亮
21	七年	癸卯、遣使於山階寺、宣詔曰、少僧都慈訓法師、行政乖理、不堪為綱。宜停其任。依衆所議、以道鏡法師為少僧都。		
22		河内国丹比郡人尋來津公關麻呂坐殺母、配出羽國小勝柵戸。	名例 6、鬪訟 28	過失殺か
23		乙亥、左兵衛正七位下板振鎌束至自渤海、以擲人於海、勘当下獄。	賊盜 9	本来は斬
24		平城朝左大臣正二位長屋王子也。天平元年、長屋王有罪自尽。其男從四位下膳夫王、无位桑田王・葛木王・鉤取王、亦皆自経。時安宿王・黄文王・山背王、并女教勝、復合從坐、以藤原太政大臣之女所生、特賜不死。勝宝八歳、安宿・黄文謀反、山背王陰上其變。	名例 6、賊盜 1、賊盜 2	本来は没官、日本律には適合しない。教勝は追坐の対象とされない。
25		至是、坐殺高田寺僧、下獄奪封。	鬪訟 5	
26		丁酉、礼部少輔從五位下中臣朝臣伊加麻呂、造東大寺判官正六位上葛井連根道、伊加麻呂男真助三人、坐飲酒言語涉時忌諱、伊加麻呂左遷大隅守、根道流於隱岐、真助於土左。其告人酒波長歳授從八位下、任近江史生。中臣真麻伎從七位下、但馬員外史生。	名例 6、職制 32	左遷(宝龜三年六月乙卯条)
27	八年	乙巳、太師藤原惠美朝臣押勝逆謀頗泄。高野天皇、遣少納言山村王、取中宮院鈴・印。押勝聞之、令其男訓儒麻呂等邀而奪之。天皇遣授刀少尉坂上苺田麻呂・將曹杜鹿嶋足等射而殺之。押勝又遣中衛將監矢田部老、被甲騎馬、且劫詔使。授刀紀船守亦射殺之。勅曰、太師正一位藤原惠美朝臣押勝并子孫、起兵作逆。仍解免官位、并除藤原姓字已畢。其職分・功封等雜物、宜悉収之。即遣使、固守三閩	名例 6	惠美押勝の乱
28		是夜、押勝走近江。官軍追討。○丙午、高野天皇勅、今聞、逆臣惠美仲麻呂、盜取官印逃去者。忝為人臣、飽承厚寵、寵極禍滿、自陷深刑。		
29		石楯獲而斬之、及其妻子徒党卅四人、皆斬之於江頭。独第六子刷雄、以少修禪行、免其死而流隱岐国。甲寅、美濃少掾正六位上村国連嶋		

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
		主、坐逆党被誅。		
30		然含容冀其自悛。而寵極勢凌、遂窺非望。乃以今月十一日、起兵作逆、掠奪鈴・印、窃立氷上塩焼為今皇。造偽乾政官符、發兵三關諸国、奔拋近江国、亡入越前関。官軍賁赫、分道追討。同月十八日。既斬仲麻呂并子孫、同惡相從氷上塩焼・惠美巨勢麻呂・仲石伴・石川氏人・大伴古薩・阿倍少路等、剪除逆賊、天人同慶。		
31		又勅曰、逆臣仲麻呂、奏右大臣藤原朝臣豊成不忠。故即左降。今既知讒詐、復其官位。宜 先日所下勅書・官符等類悉皆燒却。		左降（5 番記事に關連）
32		昔大泊瀬天皇、獮于葛城山時、有老人、每与天皇相逐争獲。天皇怒之、流其人於土左国。		伝説記事
33	天平神護元年	大宰大貳從四位上佐伯宿禰毛人、坐逆党、左遷多嶺嶋守。		未詳
34		乙亥、勅淡路国守從五位下佐伯宿禰助、風聞、配流彼国罪人、稍致逃亡。事如有実、何以不奏。汝簡朕心、往監於彼之事動靜、必須早奏。又聞、諸人等詐称商人、多向彼部。国司不察、遂以成群。自以今以後、一切禁斷。		
35		由是、天下諸人、競為墾田、勢力之家、驅役百姓、貧窮百姓、無暇自在。自今以後、一切禁斷、勿令加墾。但寺先来定地、開墾之次、不在禁限。又当土百姓一二町者、亦宜許之。又詔、王臣之中、執心貞浄者、私家之内、不可貯兵器。其所有者、皆以進官。		私貯兵器の禁止
36		于時、皇統無嗣、未有其人。而紀朝臣益女以巫鬼著、得幸和氣。心挾窺齋、厚賂幣物。參議從四位下近衛員外中将兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守粟田朝臣道麻呂・兵部大輔兼美作守從四位上天津宿禰大浦・式部員外少輔從五位下石川朝臣永年等、与和氣善、数飲其宅。道麻呂、時与和氣密語。而道麻呂佩刀、觸門屏折。和氣、即遣以裝刀。於是、人士心疑、頗泄其事。和氣知之、其夜逃竄。索獲於率川社中、流伊豆国。到于山背国相樂郡、絞之埋于狛野。又絞益女於綴喜郡松井村。		
37		居十餘日、以道麻呂為飛驒員外介。以其怨家從四位下上道朝臣斐太都為守。斐太都到任、即幽道麻呂夫婦於一院。不通往来、積月餘日、並死院中。從四位上天津連大浦為日向守、奪其位封。從五位下石川朝臣永年為隱伎員外介。到任数年、自縊而死。		和氣

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
38		仲満、每欲中傷、未得其隙。大臣第三子乙繩、平生与橘奈良麻呂相善。由是、奈良麿等事覺之日、仲満誣以党逆、左遷日向掾、促令之官。而左降大臣為大宰員外帥。大臣、到難波別業、称病不去。居八歲、仲満謀反及伏誅、即日、復本官。		左遷、左降。誣は誣
39	二年	有一男子、自称聖武皇帝之皇子、石上朝臣志斐弓之所生也。勘問、果是誣罔。詔、配遠流。	賊盜 21	
40		是年、民私鑄錢者、先後相尋。配鑄錢司役。普皆着鈴於其鈔、以備逃走。聽鳴追捕焉。	雜 3	天平十七年四月の詔による
41	神護景雲元年	以下野国国司等、正税未納并雜官物中有犯。然独禁前介外從五位下弓削宿禰薩摩、不預釐務。亦赦後断罪、此陳巧弁。其理不安、既乖公平。宜解見任用懲將來。又比年法吏、但守文句、不顧義理、任意決断。由是、薩摩訴狀不以得披心。清白吏道、豈合如此。自今以後、不得更然。若有此類、隨法科罪。		
42		丙寅、私鑄錢人王清麿等卅人賜姓鑄錢部、流出羽国。	雜 3	私鑄錢
43	二年	十二月甲辰、先山階寺僧基真、心性无常、好学左道。詐呪縛其童子、教說人之陰事。至乃作毗沙門天像、密置數粒珠子於其前、稱為現仏舍利。道鏡仍欲眩耀時人、以為己瑞。乃諷天皇、赦天下、賜人爵。基真賜姓物部淨志朝臣、拜法參議。隨身兵八人。基真所作怒者。雖列大夫、不顧皇法、道路畏之、避如逃虎。至是、凌突其師主法臣円興、擯飛驒国。	詐偽 16	詐稱祥瑞条
44	三年	壬辰、詔曰、不破内親王者、先朝有勅、削親王名。而積惡不止、重為不敬。論其所犯、罪合八虐。但緣有所思、特有其罪。仍賜厨真人厨女姓名。莫令在京中。又氷上志計志麿者、棄其父塩焼之日、俱応相從。而依母不坐。今亦其母惡行弥彰。是以、処遠流、配土左国。	賊盜 1	
45		丙申、梟犬養姉女等坐巫蠱配流。	賊盜 17	
46		日嗣必立皇緒。无道之人宜早掃除。清麻呂來歸、奏如神教。於是、道鏡大怒、解清麿本官、出為因幡員外介。未之任所、尋有詔、除名配於大隅。其姉法均還俗配於備後。	名例 21	二人とも中流か？ 宝龜二年三月丙戌に復本位
47	七年	臣曹司且勘、天平勝宝九歲逆党橘奈良麻呂等并縁坐惣四百卅三人。数内二百六十二人罪輕應免。具注名簿、伏聽天裁。奉勅、依奏。但名籍雖編本貫、正身不得京。		宝龜元年十一月乙酉条に全員有免

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
48	宝亀元年	庚戌、皇太子令旨、如聞、道鏡法師、窃挾舐梗之心、為日久矣。陵土未乾、奸謀發覺。是則神祇所護、社稷攸祐。今顧先聖厚恩、不得依法入刑。	賊盜 1	
49		流道鏡弟弓削浄人、浄人男広方・広田・広津於土左国。		天応元年六月に許された
50		戊午、初天平十二年、左馬寮馬部大豆鯛麻呂、誣告河内国人川辺朝臣宅麿男杖代・勝麻呂等、編附飼馬。宅麿累年披訴。至是始雪。因除飼馬之帳。		* 大宝律令時期事件
51		乙酉、勅、先後逆党、一切皆從原有。其情願留住配処者、宜恣聽之。如窮乏之徒、无資婦郷者、路次諸国、量給食馬。		
52	二年	辛酉、毀外從五位下丹比宿禰乙女位記。初乙女、誣告忍坂女王・梶犬養姉女等厭魅乘興。至是、姉女罪雪。故毀乙女位記。	賊盜 17	誣告
53	三年	三月癸未、皇后井上内親王坐巫蠱廢。	賊盜 1、名例 37、名例 6、賊盜 17	
54		丁未、廢皇太子他戸王為庶人。		
55		辛丑、上総国獻馬。前二蹄似牛。以為祥瑞。視之、人功之所刻也。国司介從五位下巨勢朝臣馬主等已下五人、並坐解任。其本主天羽郡人宗我部虫麻呂決杖八十。	詐偽 16	詐為瑞応条に徒一年。
56		冬十月壬子、中務大輔從五位上兼少納言信濃守菅生王、坐奸小家内親王除名。内親王削属籍。	雜 22	和姦か？
57		下野国言、管内百姓、逃人陸奥国者、彼国被官符、隨至隨附。因茲、奸偽之徒、争避課役、前後逃入者、惣八百七十人。国司禁之、不能止。		
58		庚午、左大舍人從六位下石川朝臣長繼等、偽造外印行用。並依法配流。	詐偽 2	
59	四年	望請、准国大小、以正稅穀、拋賤時価、糶与貧民、所得価物、全納国库、至於秋時、壳成穎稻。国郡司及殷有百姓、並不得賈。如有違者、不論蔭贖、科違勅罪。	職制 22	
60		庚寅、詔、免從四位下紀益人為庶人、賜姓田後部。又去宝字八年放免紀寺賤七十五人、依旧為寺奴婢。但益人一身者、特從良人。		和氣王事件？
61		庚午、諸国郡司、燒官物者、主帳已上、皆解見任。其從政入京、及獲放火之賊、功效可称者、量事处分。又譜第之徒、情挾覬覦、事涉故燒者、一切勿得銓擬。乃簡郡中明廉清直、堪時務者、恣令任用。当団軍毅、不救火者、亦准郡司解却。	雜 41、雜 43	

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
62		辛酉、初井上内親王坐巫蠱廢。後復厭魅難破内親王。是日、詔、幽内親王及他戸王于大和国宇智郡没官之宅。	賊盜 17	
63	六年	己酉、從四位上陰陽頭兼安藝守大津連大浦卒。大浦者、世習陰陽。仲滿甚信之、問以事之吉凶。大浦、知其指意涉於逆謀、恐禍及己、密告其事。居未幾、仲滿果反。其年、授從四位上、賜姓宿禰、拜兵部大輔兼美作守。神護元年、以党和氣王、除宿禰姓、左遷日向守。尋解見任、即留彼国。宝龜初、原罪入京、任陰陽頭。		和氣王事件、左遷。 宝龜に許される
64	八年	紫微内相藤原仲滿、誣以誹謗、左降土左守、促令之任。未幾、勝宝八歳之乱、便流土左。天皇宥罪入京、以其旧老、授徒三位。薨時年八十三。	鬪訟 41、鬪訟 43	左降。誣は誣
65		平城朝參議正三位式部卿大宰帥馬養之第二子也。天平十二年、坐兄広嗣謀反、流于伊豆。十四年、免罪補少判事。十八年、授從五位。歷職内外、所在無績。	名例 6	* 大宝時期事件
66		于時、押勝之男三人並任參議。良繼、位在子姪之下、益懷忿怨。乃與從四位下佐伯宿禰今毛人、從五位上石上朝臣宅嗣・大伴宿禰家持等、同謀欲害太師。於是、右大舍人弓削宿禰男広、知計以告太師。即皆捕其身、下吏驗之、良繼對曰、良繼獨為謀首。他人曾不預知。於是、強劾大不敬、除姓奪位。居二歳、仲滿謀反、走於近江。即日奉詔、將兵數百、追而討之。	名例 6、名例 21、名例 55、職制 32	謀反
67	十年	辛酉、周防国周防郡人外從五位下周防凡直葦原之賤男公、自称他戸皇子、誑惑百姓。配伊豆国。	賊盜 21	
68		癸未、勅、僧尼之名、多冒死者、心挾姦偽、犯乱憲章。就中頗有智行之輩。若頓改革、還辱緇侶。宜檢見數一与公驗。自今以後、勿令更然。	戸婚 5	
69		戊子、勅曰、依令条、全戸不在郷、依旧籍轉写。并顯不在之由。而職檢不進計帳之戸、無論不課及課戸之色、惣取其田、皆悉売却。	戸婚 1	
70		勅曰、頃年百姓競求利潤、或举少錢貪得多利、或期重契、強責質財。未經幾月、忽然一倍。窮民酬償、弥致滅門。自今以後、宜捫令条不得以過一倍之利。若不悛心、貸及与者、不論蔭贖、科違勅罪。	職制 22	
71		乙未、勅曰、出拳官稻、每国有数。如致違犯、乃寘刑憲。比年在外国司、尚乖朝委、苟規利潤、広举隱截。無知百姓、争咸貸食、属其徵収、無物可償。遂乃卖家壳田、浮逃他郷。民之受弊無甚於此。自今以後、隱截官稻者、宜隨其多少科断、永婦里巷以懲汚。(中略)自今以後、更有違犯者、主典已下所司科決、判官以上録名奏聞。不得曲為顔面容其怠慢。	戸婚 24、詐偽 12、賊盜 35、名例 18、名例 21	

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
72	十一年	(前略)又諸国々師、諸寺鎮・三綱、及受講復者、不顧罪福、專事請託。員復居多、侵損不少。如斯等類、不可更然。	戸婚 5	
73		甲子、勅、去天平宝字元年、伊刀王坐殺人、配陸奥国。久在配処、未蒙恩免。宜宥其罪令得入京。	賊盜 9、鬪訟 5	天平宝字元年
74		丙辰、伊勢国言、当土之民、浮宕部内、差科之日、徭夫数少。精加檢括、多獲隱首。(中略)宜依養老三年格式、能加捉搦、委問婦不、願留之輩、編附当処、願還之侶、差網通送。若国郡司及百姓、情懷奸詐、阿藏役使者、官人解却見任、百姓決杖一百。永為恒例焉。	戸婚 5、戸婚 24、職制 53	
75		十一月壬戌、先是、和銅四年格云、私鑄錢者斬、從者没官、家口皆流者。天平勝宝五年二月十五日勅、私鑄錢人、罪致斬刑、自今以後、降一等處遠流者。而首已会降、從并家口猶居本坐。首徒之法、罪合減降、輕重相倒、理不可然。至是勅刑部、定其罪科。刑部省奏言、謹案賊盜律云、謀反者皆斬、父子没官、祖孫兄弟遠流。名例律云、犯罪者以造意為首。隨從減一等。又云、二死三流各同為一減者。今比較輕重、仍從者減首一等、處徒三年。家口減一等、處徒二年半。奏可之。	名例 42、名例 56、賊盜 1、雜 3	天平勝宝五年以降私鑄錢の死刑廃止
76		勅左右京、如聞、比來無知百姓、構合巫覡、妄崇淫祀、翦狗之設、符書之類、百方作怪、填溢街路。託事求福、還涉厭魅。非唯不畏朝憲、誠亦長養妖妄。自今以後、宜嚴禁斷。如有違犯者、五位已上錄名奏聞、六位已下所司科決。但有患禱祀者、非在京内者許之。	賊盜 17	
77	天 応 元年	辛巳、初征東副使大伴宿禰益立、臨發授從四位下。而益立至軍、數愆征期、逗留不進。徒費軍糧、延引日月。由是、更遣大使藤原朝臣小黑麻呂。到即進軍、復所亡諸塞。於是、詔、責益立之不進、奪其從四位下。	擅興 7、擅興 8	
78	延 暦 元年	閏正月甲子、因幡国守從五位下水上真人川繼謀反。事露逃走。於是、遣使、固守三閩。又下知京畿・七道、搜捕之。丁酉、獲水上川繼於大和国葛上郡。詔曰、水上川繼、潛謀逆亂、事既發覺。擲法處斷、罪合極刑。其母不破内親王、返逆近親、亦合重罪。但以諒闇之始、山陵未乾、哀感之情、未忍論刑。其川繼者、宜免其死處之遠流、不破内親王并川繼姉妹者、移配淡路国。川繼、塩燒王之子也。初川繼資人大和乙人、私帶兵仗闖入宮中。所司獲而推問、乙人款云、川繼陰謀、今月十日夜、聚衆人自北門、將傾朝廷。仍遣乙人、召將其党宇治王以赴期日。於是、勅、遣使、追召川繼。川繼、聞勅使到、潛出後門而逃走。至是、捉獲。詔、減死一等、配伊豆国三嶋。其妻藤原法老、亦相隨焉。	名例 6、賊盜 1、衛禁 3、名例 24	水上川繼謀反

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
79		辛丑、勅大宰府、氷上川繼、謀反入罪。員外帥藤原朝臣浜成之女、為川繼妻。男為支党。因茲、解却浜成所帶參議并侍從。但員外帥如故。左降正五位上山朝臣船主為隱岐介。從四位下三方王為日向介。以並党川繼也。壬寅、左大弁從三位大伴宿禰家持、右衛士督正四位上坂上大忌寸苅田麻呂、散位正四位下伊勢朝臣老人・從五位下大原真人美氣・從五位下藤原朝臣繼彥等五人、職事者解其見任、散位者移京外。並坐川繼事也。自外党与合卅五人、或川繼姻戚、或平生知友。並亦出京外。	名例 6、賊盜 1	左降、処分は極めて軽い
80		戊申、從四位下三方王・正五位下山上朝臣船主・正五位上弓削女王等三人、坐同謀厭魅乘輿。詔、減死一等。三方・弓削、並配日向国。弓削、三方之妻也。船主配隱伎国。自餘支党、亦拋法処之。	賊盜 17	
81		乙丑、左大臣正二位兼大宰帥藤原朝臣魚名、坐事免大臣。其男正四位下鷹取左遷石見介。		左遷
82	二年	天平十二年、坐兄広嗣事、流於隱岐。十四年、宥罪徵還。隱居蜷淵山中、不預時事。		藤原広嗣謀反の連坐
83		如聞、比年坂東八国、運穀鎮所。而將吏等、以稻相換其穀、代者輕物送京、苟得無恥。又濫役鎮兵、多營私田。因茲、鎮兵疲弊、不任干戈。稽之憲典、深合罪罰。而会恩蕩、且從寬宥。自今以後、不得更然。如有違犯、以軍法罪之。宜加捉搦、勿令侵漁之徒肆其濁濫。	厩庫 20、厩庫 22、厩庫 27	
84		乙卯、勅曰、京畿定額諸寺、其數有限。私自營作、先既立制。比來所司寬縱、曾不糾察。如經年代、無地不寺。宜嚴加禁斷。自今以後、私立道場、及將田宅・園地 捨施并壳易与寺、主典已上、解却見任、自餘不論陰贖、決杖八十。官司知而不禁者、亦与同罪。		賊盜律？
85		至是、勅、先有禁斷、曾未懲革。而今京内諸寺。貪求利潤、以宅取質、廻利為本。非只網維越法、抑亦官司阿容。何其為吏之道、輒違王憲、出塵之輩、更結俗網。宜其雖經多歲、勿過一倍。如有犯者、科違勅罪。官人解其見任、財貨没官。	職制 22	
86	三年	丙申、先是、伊豫国守吉備朝臣泉、与同寮不協、頻被告訴。朝廷、遣使勘問、辞油不敬、不肯承伏。是日、下勅曰、伊豫国守從四位下吉備朝臣泉、政迹無聞、犯状有着。稽之国典、容寘恒科。而父故右大臣、往学盈歸、播風弘道、遂登端揆、式翼皇猷。然則、伊父美志、猶不可忘。其子愆尤、何無矜恕。宜有泉辜、令思後善。但解見任、以懲前惡。		

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
87		丁酉、勅曰、如聞、比来、京中盜賊稍多、掠物街路、放火人家。良由職司不能肅清、令彼凶徒生茲賊害。自今以後、宜作隣保檢察非違、一如令条。其遊食・博戲之徒、不論蔭贖、決杖一百。放火・劫略之類、不必拘法、懲以殺罰、勤加捉搦、遏絕奸宄。	雜 14	三代格と同文
88		比者、諸国司等、厥政多僻、不愧撫道之乖方、唯恐侵漁之未巧。或広占林野、奪蒼生之便要、或多營田園、妨黔黎之産業。百姓彫弊、職此之由。宜加禁制、懲革貪濁。自今以後、国司等、不得公廩田外更營水田。又不得私貪墾闢、侵百姓農桑地。如有違犯者、収獲之實、墾闢之田、並皆没官、即解見任、科違勅罪。夫同僚并郡司等、相知容隱、亦与同罪。若有人糺告者、以其苗子、与糺人。	職制 22	占山野
89		庚辰、詔曰、山川藪沢之利、公私共之、具有令文。如聞、比来、或王臣家及諸司・寺家、包并山林、独專其利。是而不禁、百姓何濟。宜下加禁斷、公私共之。如有違犯者、科違勅罪。所司阿縱、亦与同罪。其諸氏冢墓者、一依旧界、不得斫損。	職制 22	同上
90	四年	戊午、勅曰、貢進調庸、具着法式。而遠江国所進調庸、濫穢不堪官用。凡頃年之間、諸国貢物、麤惡多不中用。准量其状、依法可坐。自今以後、有如此類、專当国司、解却見任、永不任用。自餘官司、節級科罪。其郡司者、加決罰、以解見任、兼斷譜第。		初、雜律違令
91		己未、勅曰、出家之人、本事行道。今見衆僧、多乖法旨。或私定檀越、出入閭巷。或誣称仏驗、誑誤愚民。非唯比丘之不慎教律、抑是所司之不勤捉搦也。不加嚴禁、何整緇徒。自今以後、如有此類、擯出外国、安置定額寺。		行信厭魅事件に関わるか?
92		(前略) 而比年、国司、苟貪利潤、費用者衆。官物減耗、倉廩不實、職此之由。宜自今已後、嚴加禁止。其国司、如有一人犯用、餘官同坐、並解見任、永不叙用。贓物、令共填納、不在免死逢赦限。通相檢察、勿為違犯。其郡司和許、亦同国司。		
93		辛酉、土左国貢調、愆期、其物亦惡。勅、国司目已上、並解見任。		
94		(前略) 死後廿餘日、其屍未葬、大伴繼人・竹良等、殺種繼、事發覺下獄。案驗之、事連家持等。由是、追除名。其息永主等並処流焉。(中略) 丙辰、車駕至自平城。捕獲大伴繼人・同竹良并党与数十人、推鞠之、並皆承伏。依法推斷、或斬或流。	賊盜 1	大同元年辛巳条本位に復す
95		庚子、能登守從五位下三国真人広見、坐誣告謀反、合斬、減死一等配佐渡国。	鬪訟 40、名例 6	

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
96	五年	在官貪濁、処事不平。肆行姦猾、以求名誉。畋遊无度、擾乱百姓。嗜酒沈湎、廢闕公務。公節无聞、私門日益。放縱子弟、請託公行。逃失数多、克獲数少。統攝失方、戍卒遠命。若有同前群官、不務職掌、仍当前一条已上者、不限年之遠近、解却見任。其違撫育・勸課等条者、亦望、准以此而行之。奏可之。	賊盜 54、職制 44	
97		然則、国郡功過、共所預知。而頃年、有燒正倉、独罪郡不坐国。事稍乖理。豈合法意。自今以後、宜奪国司等公廩、惣填燒失官物。其郡司者、不在会赦之限。	雜 41、雜 43、雜 52	
98		勅曰、正倉被燒、未必由神。何者、譜第之徒、害傍人而相燒、監主之司、避虛納以放火。自今以後、不問神災・人火、宜令当時国郡司填備之。仍勿解見任絶譜第矣。		同上
99	六年	丙子、先是、去宝龜十年立制、牧宰之輩、奉使入京、或无返抄而歸任。或称病而滯京下、求預考例、兼得公廩。如此之類、莫預釐務。国司奪料、郡司解任。容許之司、亦同此例。而自時其後、希有遵行。至是、重下知、諸国不悛前過、猶致後怠、即科違勅罪矣。	詐偽 8、詐偽 20	
100	七年	(前略) 仍勅、比年、国司等、无心奉公、每事闕怠、屢沮成謀。苟日司存、豈応如此。若有更然、必以乏軍興從事矣。	擅興 7	
101		庚午、中務大録正六位下中臣丸連淨兄、詐作印書、請受庫物、前後非一。事已発露、欲加推勘。聞而自經矣。	詐偽 2、詐偽 8、詐偽 13、賊盜 35	
102		(前略) 如聞、承前別將等、不慎軍令、逗闕猶多。尋其所由、方在輕法。宜副將軍有犯死罪、禁身奏上、軍監以下依法斬決。	擅興 7、擅興 8	
103	八年	丙辰、先是、諸国司等、奉使入京、無返抄歸任者、不預釐務、奪其公廩。而在国之司、偏執此格、曾不催領、專煩使人。於是、始制、如此之類。不問入京与在国、共奪目已上之料。		
104		(前略) 而天下士女、及冠蓋子弟等、或貪艷色而姦婢、或挾淫淫奔而通奴、遂使氏族之胤没為賤隸、公民之後變作奴婢。不革其弊、何道迷方。臣等所望、自以今以後、婢之通良、良之嫁奴、所生之子、並聽從良。其寺社之賤、如有此類、亦准上例、放為良人。	戸婚 42、戸婚 43	奏可之
105		庚申、播磨国揖保郡大興寺賤若女、本是讃岐国多度郡藤原郷女也。而以慶雲元年歲次甲辰、揖保郡百姓佐伯君麻呂、詐称己婢、売与大興寺。而若女之孫小庭等申訴日久。至是、始得雪若女子孫、奴五人、婢十人、免賤從良。	詐偽 14	

番号	年号	犯罪内容	対応条文	備考
106	九年	(前略) 而今聞、諸国司等、雖有欠物、猶得公廩。理須依法科罪、没為官物。但以、国司等久有仕官之勞、曾無還家之資。今、故立法制。宜自今以後、有旧年未納・欠負者、大国三万束、上国二万束、中国一万束、下国五千束已上、毎年徵填、附帳申上。若不拋此制、有未納者、返却税帳、隨事科罪。	厩庫 22	
107	十年	甲寅、先是、去延曆三年、下勅、禁断王臣家及諸司寺家等專占山野之事。至是、遣使山背国、勘定公私之地、各令有界、恣聽百姓得共其利。若有違犯者、科違勅罪。其所司阿縱者、亦与同罪。	職制 22	
108		八月辛卯、夜有盜、燒伊勢大神宮正殿一字、財殿二宇、御門三間、瑞垣一重。	雜 48	
109		(前略) 断伊勢、尾張、近江、美濃、若狹、越前、紀伊等国百姓、殺牛用祭漢神。	厩庫 8	

『続日本紀』に見える養老律令段階の犯罪記事表

(一) 厭魅

養老律令時期の犯罪について、職制律二二の違勅条、名例律六の八虐条及びそれに関わる賊盜律一の謀反条を除けば、最も頻繁に見られる犯罪は賊盜律一七の厭魅条である。厭魅犯罪は、神護景雲三年(七六九)五月丙申条、宝龜二年(七七二)八月辛酉条、同三年(七七二)三月癸未条、同四年(七七三)十月辛酉条及び同十一年(七八〇)十二月甲辰条などに見える。宝龜十一年十二月甲辰条を除き、ほかの四件の記事はほぼ宝龜三年壬辰条に深く関わっている。まずは神護景雲三年五月壬辰条の記事を検討したい。

詔曰、不破内親王者、先朝有_レ勅、削_二親王名_一。而積惡不_レ止、重為_二不敬_一。論_二其所_一犯、罪合_二八虐_一。但緣_レ有_レ所_レ思、特宥_二其罪_一。仍賜_二厨真人厨女姓名_一。莫_レ令_レ在_二京中_一。又氷上志計志磨者、棄_二其父塩焼_一之日、俱応_二相從_一。而依_レ母不_レ坐。今亦其母悪行弥彰。是以、処_二遠流_一、配_二土佐国_一。

とあり、この詔によれば、不破内親王は、先朝に出された勅によって親王の名を削られたが、今度も八虐にあたる「不敬」を犯した。何らかの理由で罪を許され、厨真人厨女と改名させられ、京外に追放された。天平宝字八年(七六四)の押勝の乱にあたり、氷上塩焼を今帝に擁立され、斬殺された時にその子である氷上志計志磨は賊盜律一の謀反条によって没官すべきであったが、母の不破内親王の高貴な身分によって罪を許した。ところが、不破内親王は悪行を重ねたため、氷上志計志磨は遠流に処されて土佐国に流された、というのがわかる。その後、同月の丙辰条に、県犬養姉女が賊盜律一七の厭魅条に違った記事は見られる。以下、称徳天皇の異母姉妹である不破内親王・井上内親王に関わる厭魅記事を掲げよう。

- ① 県犬養姉女等坐_二巫蠱配流_一。(神護景雲三年五月丙申)
- ② 毀_二外從五位下丹比宿禰乙女位記_一。初乙女、誣告_三忍坂女王・県犬養姉女等厭魅_二乘輿_一。至_レ是、姉女罪雪。故毀_二乙女位記_一。(宝亀二年八月辛酉)
- ③ 皇后井上内親王坐_二巫蠱_一廢。(宝亀三年三月癸未)
- ④ 初井上内親王坐_二巫蠱_一廢。後復厭魅_二難破内親王_一。是日、詔、幽_二内親王及他戸王于大和国宇智郡没官之宅_一。(宝亀四年十月辛酉)

巫蠱は巫術（厭魅）と蠱毒を意味する。日本律では、蠱毒と厭魅は区別されているが、上記の四つの事例から見ればわかるように、実際には区別されずに使用されていたと考えられる。

①と②は県犬養姉女と不破内親王の厭魅事件であり、事件の詳細は同日条に出された宣命からうかがえる。県犬養姉女は優遇されたのに、自らを首として忍坂女王・石田女王らを率いて厨真人厨女（不破内親王）のもとに通いながら、謀反を図って、氷上塩焼（塩焼王）の子氷上志計志磨を擁立しようとして徳天皇の髪を盗んで佐保川で拾った髑髏に入れ、宮内に持ち込んで厭魅を行ったが、諸仏諸神や代々の天皇霊の冥護により発覚した。罪は死刑に処すべきだが、罪一等を減じて遠流に処した。二年後の宝亀二年八月には、忍坂女王・県犬養姉女らが厭魅乗輿の罪を犯し、氷上志計志磨を天皇に立てようとしていると告発した丹比乙女の告言は誣告であることが判明し、丹比乙女の位記を破棄することになった。

丹比乙女に対する位記の棄毀は獄令二八の応除免条によった処分であるが、具体的な刑罰について、日本律では散逸しているが、唐鬪訟律四〇の誣告謀反大逆条と養老鬪訟律四〇の「凡誣告謀反及大逆 斬」（大宝律では「誣告謀反 斬」の五文字も復原できる）によれば、具体的な厭魅行動を捏造し、県犬養姉女の厭魅や不破内親王の謀反と誣告した丹比乙女は斬刑を科されるはずである。

一方、厭魅を行った県犬養姉女と謀反しようとする氷上塩焼は遠流に、厨真人厨女は京外への追放に処された。養老賊盜律一七の厭魅条には、

凡有_レ所_二憎惡_一。而造_二厭魅_一及造_二符書呪詛_一。欲_二以殺_レ人者。各以_二謀殺_一論減_二二等_一。謂有所憎嫌前人。而造厭魅。厭事多方。罕能詳悉。或刻作人身。繫手縛足。如此人於_二二等尊長及外祖父母夫夫之祖父母_一。各不_レ減。以_レ故致_レ死者。各依_二本殺法_一。謂以厭魅符書呪詛之故。但因一事致死者。不依減例。各從本殺人法。欲_二以疾_レ苦人_一者。又減_二二等_一。稱又減者。謂三以下親及凡人。非外祖父母。謀殺得減二等者。謂從謀殺上懲減四等。子孫於_二祖父父母母々_一。家人奴婢於_レ主者。各不_レ減。即是二等尊長。外祖父母夫夫之祖父母。唯減二等。其祖父母々以下。雖復欲疾苦。亦同謀殺之法。不同減例。其於伯叔父姑兄姊外祖父母夫々之父母呪詛。已令疾苦。理同毆法。便入不道。即於_二祖父母父母及主_一。直求_二愛媚_一而厭呪者。徒二年。謂子孫於祖父父母々。及家人奴婢。若涉_二乘輿_一者。皆絞。謂雖直求愛媚。便得罪。重於盜服御之物。準例亦入八唐。罪無首從。

とある。大宝律でも、養老律当該条に相当する規定の存在が推測される。つまり、君主の身辺の衣服・調度などを使って厭魅を行った県犬養姉女に対して、絞刑（天平元年四月勅によ

れば斬刑)を処すべきである。宣命には言及されていないので、不明であるが、何らかの原因により、一等を減じて遠流の罪に科することになった。一方、天平元年(七二九)四月癸亥条の勅には、

勅、内外文武百官及天下百姓、有_下学习_二異端_一、蓄積_二幻術_一、壓魅呪咀、害傷_二百物_一者_上、首斬、従流。如有_下停住_二山林_一、詳道_二仏法_一、自作_二教化_一、伝習授_レ業、封印_二書符_一、合_レ薬造_レ毒、万方作_レ怪、違犯_二勅禁_一者_上、罪亦如_レ此。其妖訛書者、勅出以後五十日内首訖。若有_下限内不_レ首、後被_二糺告_一者_上、不_レ問_二首・従_一、皆咸配_レ流。其糺告人賞_二絹卅疋_一。便徵_二罪家_一。

とあるように、天平元年四月以降、厭魅に対する量刑は、首犯は斬、従犯は流となった。従犯である氷上塩焼が遠流に処された法的根拠はこの勅によっているかもしれない。

県犬養姉女は誣告であることが認められた一ヶ月後の宝亀二年(七七二)九月に本姓に復され、同十二月に改めて従五位下に叙せられた。不破内親王も宝亀三年(七七三)に本籍に復され、四品内親王の位に叙せられ、宝亀四年四月(七七四)に三品内親王に叙せられた。つまり、皇族の不破内親王でも、王族の氷上志計志麻呂でも、天皇近臣の県犬養姉女でも、三人とも八虐に当たる罪を犯し、斬刑に処すべきであるが、高貴な身分で勅を降し、死刑一等を減じて遠流に処されている。

③と④は井上内親王の厭魅事件であり、この事件の詳細は同日に出された宣命からうかがえる。裳昨足嶋が謀反を自首してきたことによって、皇后井上内親王が天皇に対する厭魅を何度も行ったことが発覚した。井上内親王及び他戸王は没官の宅に幽閉されたまま、宝亀六年(七七五)四月に死去した。厭魅による犯罪は上記の賊盜律一七の厭魅条によれば、首従を問わずに斬であり、天平元年四月勅によれば、首は斬、従は流を処すべきであるが、厭魅による謀反の場合は首従を問わず斬である。結局、井上内親王と他戸王に降った処罰は死刑ではなく、流刑でもなく、幽閉であった。いわゆる、法には準拠していないということである。

(二)「詔勅断(赦)罪」と法の運用

法に準拠しないのは、前文の二事例だけではなく、天平勝宝六年十一月甲申条の行信厭魅事件にも見られる。

薬師寺僧行信、与_二八幡神宮主神大神多麻呂等_一、同_レ意厭魅。下_二所司_一推勘、罪合_二遠流_一。於_レ是、遣_二中納言多治比真人広足_一、就_二薬師寺_一、宣_レ詔、以_二行信_一配_二下野薬師寺_一。丁亥、従四位下大神朝臣社女・外従五位下大神朝臣多麿、並除名従_二本姓_一。社女配_二於日向国_一。多麿於_二多槻嶋_一。

とある。薬師寺僧行信は、宇佐八幡神宮主神大神多麻呂と意を同じくして厭魅を行ったことによって、下野薬師寺に流されるという処分を受けている。この事件について、橋本政良氏は、所司の推勘は法の通りだが、行信が還俗のうえ流罪に処せられるという形をとらず、僧身分のまま下野薬師寺に配されたのは法の通りではなく、それはかなりの擅断主義的恣意性が法の運用の上にかがえると結論づけられている⁽²³⁾。これに対し、水本浩典氏は、厳格なる律の適用によって量刑したうえで、律令法の規定に則って「詔勅断罪」して行信を下野薬師寺に流したのであって、あくまでも法に準拠して事件の処理がなされていると述べている⁽²⁴⁾。その後、吉田一彦氏は更なる反論を出され、行信厭魅事件に限って言えば、法とは相違する処理が行われたと述べている⁽²⁵⁾。

上述の三つの事例から見れば、大宝律令時期の厭魅犯罪でも、養老律令時期の厭魅犯罪でも、法とは相違する処理が行われたのは明白である。しかし、これは決して吉田一彦氏らの指摘している法の運用の擅断主義的恣意ではないと思う。

ここで前文にも言及した宝龜十一年（七八〇）十一月壬戌条を再び掲げよう。

先是、和銅四年格云、私鑄錢者斬、從者没官、家口皆流者。天平勝宝五年二月十五日勅、私鑄錢人、罪致斬刑、自今以後、降一等處遠流者。而首已會降、從并家口猶居本坐。首徒之法、罪合減降、輕重相倒、理不可然。至是勅刑部、定其罪科。刑部省奏言、謹案賊盜律云、謀反者皆斬、父子没官、祖孫兄弟遠流。名例律云、犯罪者以造意為首。隨從減一等。又云、二死三流各同為一減者。今比較輕重、仍從者減首一等、處徒三年。家口減一等、處徒二年半。奏可之。

この記事は刑部省が私鑄錢犯罪の首犯に対する減刑に伴い、從犯に下すべき処罰に対する議論である。つまり、手続きの流れは断獄律一六の断罪引律令に「凡断罪、皆須具引律令格式正文」とあることに一致している。つまり、吉田一彦氏が指摘しているように、大宝律令時期には、国家における法意識及び法運用が未成熟であったから、法とは相違する処理という結果にまで至った可能性がないわけではないが、養老律令時期にも、厭魅事件に対する処罰が法と相違することは、法の運用の擅断主義的恣意によった結果とは考えがたい。

延暦元延閏正月丁酉条には、

獲氷上川繼於大和国葛上郡。詔曰、氷上川繼、潛謀逆乱、事既発覚。拠法処断、罪合極刑。其母不破内親王、反逆近親、亦合重罪。但以諒闇之始、山陵未乾、哀感之情、未忍論刑。其川繼者、宜免其死、處之遠流。（中略）詔、減死一等、配伊豆国三嶋。

とあり、これは氷上川繼の逮捕及び逆乱に対する処理を含む詔である。氷上川繼は、逆乱が

発覚したことで、法に準拠して死刑を処されるべきであり、母不破内親王も夫塩焼王の謀反事件で連坐するはずだったが、光仁天皇の死で桓武天皇が服喪中なので、一等を減じて遠流に処された。この記事に見える「拋法処断」、天平勝宝六年（七五四）十一月甲申条に見える「所司推勘」、さらに宝亀十一年（七八〇）十一月壬戌条に見える「軽重相倒、理不可然」「謹案賊盜律云」「今比較軽重」などの文言によれば、官司は量刑する際に法典（律令）を尊重しているのが明らかである。断罪の結果が法と相違することが、量刑する際に律令に則っていないことを証明する根拠とはならない。いわば、水本浩典氏の指摘は妥当ではないにもかかわらず、吉田一彦氏も「所司推勘」を過小評価していると思う。

また、桓武天皇の延暦三年（七八四）三月丙申条（養老律令段階の犯罪記事表八六番）にも、父が遣唐されて唐王朝の文物や先進的な知識を多く持ち帰った吉備真備であることから、伊予国守吉備朝臣泉に重罪を許し、免官だけを科した。

つまり、八虐を犯した場合であっても、天皇が詔勅で犯罪者を免死や減刑することは可能ということである。しかも、犯罪者を免死や減刑する場合には、必ず免死や減刑の理由を説明する詔勅（あるいは宣命）が伴っていることも日本古代の減刑の特徴である。天皇は律令を超越しているが、社会秩序の「理（礼）」を則らなくてはいけないという側面もうかがえるだろう。

おわりに

本章では、『続日本紀』に見える犯罪記事を全て抽出したが、紙幅に制限があるので、わずかな事例しか検討できなかつた。三段階の犯罪事例を分析した結果は、(1) 飛鳥浄御原律令段階には何らかの法定刑が存在しており、それらの法定刑は大宝・養老律にも継承していったと考えられる。(2) 臨時に特別な措置（罪を許すこと、罪を軽くすること、または罪を重くすること）をとられた場合には、罪に対する処罰に詳細な記述が見られる。これは日本の赦文の特色だと思われる。これによると、大宝律令時代の日本は隋唐の律令文化の受け入れと運用が更に熟達しているのに違いない。(3) 官司は量刑する際に法典（律令）をかなり尊重している。断罪の結果が法と相違することが、量刑する際に律令に則っていないことを証明する根拠とはならない。犯罪者を免死や減刑する場合には、必ず免死や減刑の理由を説明する詔勅（あるいは宣命）が伴っていることも日本古代の減刑の特徴である。また、大隅清陽氏は礼制に包摂された中国皇帝と異なり、日本の天皇は律令と礼をともに超越することになったのであると指摘しているが、減刑の詔勅から見れば、天皇は社会秩序の「理（広義の礼）」に則らなくてはいけないという側面もうかがえる。(4) 八世紀の日本では、朝廷が令の編纂だけでなく、律の編纂を国情に応じさせるためにいろいろな精力を注いでいたのは間違いない、という四点である。

水本浩典氏が指摘しているように、律令裁判制度上の罪刑法定主義の適用の程度、律の法的適用、ひいては律の奈良時代における実効性を問題とする研究方法は根本から再考する

必要がある。いわゆる、史料世界と現実世界との差異に注意を払わなければいけない。律の運用の実態を考えてみることによって、日本の古代国家像をより一層解明できるのではないかと思われる。

注

(1) 日本古代律令法に関する主な研究成果は、中田薫『法制史集』一（岩波書店、一九二六年）、瀧川政次郎『律令の研究』（名著普及会、一九三一年、一九八八年復刻版刊行）、石尾芳久『日本古代法の研究』（法律文化社、一九五九年）、利光三津夫『律の研究』（明治書院、一九六一年）、青木和夫「律令論」『日本史の問題点』（吉川弘文館、一九六五年）、高塩博『日本律の基礎的研究』（汲古書院、一九八七年）、坂本太郎『大化改新』坂本太郎著作集第七卷（山川出版社、一九八八年）などがある。日唐律令法の比較研究について、代表的な研究成果は仁井田陞『唐令拾遺』（東京大学出版会、一九三三年）、仁井田陞著・池田温編修代表『唐令拾遺補 附唐日両令対照一覧』（東京大学出版会、一九九七年）である。その後の研究成果については、大津透『日唐律令制的比較研究——学術史的概観和近年研究的紹介』（栄新江編『唐研究』十四、北京大学出版社、二〇〇八年）を参照。

(2) 北宋天聖令の公刊後、主な研究成果は、大津透編『史学会シンポジウム叢書 日唐律令比較研究の新段階』（山川出版社、二〇〇八年）、大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）、大津透編『律令制研究入門』（名著刊行会、二〇一一年）、三谷芳幸・丸山裕美子・坂上康俊・小口雅史編『律令制と日本古代国家』（同成社、二〇一八年）、吉田孝著・大津透編修解説『律令国家と古代の社会』（岩波書店、二〇一八年）、大津透『律令国家と隋唐文明』（岩波書店、二〇一九年）、大津透編『史学会シンポジウム叢書 日本古代律令制と中国文明』（山川出版社、二〇二〇年）などがある。

(3) 律令研究界編・瀧川政次郎編修代表『譯注日本律令二・三 律本文編上・下巻』（東京堂出版、一九七五年）、青木和夫・土田直鎮・関晃・井上光貞編『日本思想大系 3 律令』（岩波書店、一九七六年）。

(4) 一九八〇年から一九八五年にかけては、『續日本紀研究』（續日本紀研究界編）には、斎川真「流刑・左遷・左降—続日本紀の事例を中心に—」（『續日本紀研究』第二一三号、一九八一年）、小市和雄「浮浪・逃亡対策の再検討—「得本貫」「無貫」」（『續日本紀研究』第二二三号、一九八二年）、吉田一彦「行信厭魅事件における法の運用」（『續日本紀研究』第二四二号、一九八五年）などの日本古代刑法に関わる論考を多く載せた。

(5) 高塩博『日本律の基礎的研究』（汲古書院、一九八七年）一三四頁。

(6) 本章では、『続日本紀』の原文は『新日本古典文学大系 13-16 続日本紀一～五』を使用。なお、引用史料は常用漢字に変更したが、表での引用はそのまま原文漢字を使用。

(7) 佐藤誠実「律令考」（『國學院雑誌』五—一三～六—三、一八九九年）、中田薫「古法制三題考」（『国家学会雑誌』二六—六、一九一二年、後に『法制史論集』一所収）。

(8) 坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」（『法制史研究』四、法制史学会編、創文社、一九五一

年、後に同『日本古代史の基礎的研究』下所収)、瀧川政次郎『律令の研究』(名著普及会、一九三一年、一九八八年復刻版刊行)七七～一二〇頁。

(9) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」(『古代學』三、古代学協会、一九五四年)、その後の飛鳥浄御原律に関わる論考は、石尾芳久『日本古代法の研究』(法律文化出版社、一九五九年)、利光三津夫『律の研究』(明治書院、一九六一年)、林紀昭「飛鳥浄御原律令に関する諸問題」(『史林』五三―一、吉川弘文館、一九七〇年)などがある。

(10) 吉田孝著・大津透編集解説『続律令国家と古代の社会』(岩波書店、二〇一八年)三一〇～三四二頁。

(11) 拙稿「關於飛鳥浄御原律存在与否之問題的考察」(『多元視角下的傳統法律文献研究』、中国政法大学法律古籍整理研究所、二〇一九年)。

(12) 条文番号はすべて律令研究会編・瀧川政次郎編修代表『譯注日本律令二・三 律本文編上・下巻』(東京堂出版、一九七五年)の条文番号を使用。

(13) 坂本太郎『律令制度 坂本太郎著作集第七巻』(吉川弘文館、一九八九年)三〇頁。

(14) 黒板勝美・国史大系編修会『新訂増補国史大系 令集解第一』(吉川弘文館、一九七六年)二一〇頁。

(15) 瀧川政次郎『律令の研究』(名著普及会、一九三一年、一九八八年復刻版刊行)、第三編「新古律令の比較研究」、三五三～五六〇頁。

(16) 利光三津夫『律の研究』(明治書院、一九六一年)一二三頁。

(17) 拙稿「日本古代における律の継受と運用から見る礼制の受容―名例律を中心として―」(『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集(日本文化編)』一二、二〇二一年)。

(18) 私鑄錢についての論考は、吉田諄一「古代における私鑄錢について」(『日本歴史』一七九、吉川弘文館、一九六三年)、小林宏「律条拾穂」(『国学院法学』一〇―三、一九七三年)、早川庄八「雜律私鑄錢条について」(『日本歴史』四〇五、吉川弘文館、一九八二年)と早川庄八氏に反論を出された利光三津夫「雜律私鑄錢条についての疑義」(『日本歴史』四一〇、吉川弘文館、一九八二年)、榮原永遠男「律令中央財政と日本古代錢貨」(『日本古代錢貨流通史の研究』、一九九七)などがある。

(19) 早川庄八「雜律私鑄錢条について」(『日本歴史』四〇五、吉川弘文館、一九八二年)

(20) 利光三津夫「わが律に削除せられた唐律」(『律令及び令制の研究』、明治書院、一九五九年、一九八八年復刻版刊行)。

(21) 坐贓については、周東平「唐代の坐贓について」(『古代文化』五一―一、古代学協会、一九九九年)を参照。

(22) 日本古代の赦について、佐竹昭『古代王権と恩赦』(雄山閣、一九九八年)三九四～四〇三頁を参照。

(23) 橋本政良「僧尼令の科罪方式」(『續日本紀研究』第一七四・一七五号、一九七四年)。

(24) 水本浩典「『續日本紀』における律適用の一例―一行信厭魅事件―」(『續日本紀研究』第二〇〇号、一九七八年)。

(25) 吉田一彦「行信厭魅事件における法の運用」(『續日本紀研究』第二四二号、一九八五年)。

終章

本論文は、隋王朝の成立背景と制度を検討することから出発し、これまで不明であった隋律の内容を推測復原することで、隋王朝の制度や刑法の実態を明らかにした。そのうえで、これにもとづき、『日本書紀』と『続日本紀』とにみえる刑法に関する記事を整理・分析し、七・八世紀における日本律及び日本の刑法の実態を解明したものである。以下に各章の結論をまとめておく。

第一章「隋律内容の推定復原」は、『隋書』の刑法志と『旧唐書』の刑法志とを比較し、日本の当時の状況も参照しながら、程樹徳氏・倪正茂氏らの研究成果を踏まえたうえで、『隋書』の「人物伝」を研究対象とし、「人物伝」の中から、明確に記載されなかった一八七点の犯罪事件をすべて抽出して分析したものである。

結果として、隋律に規定した罪は、およそ皇帝権力の侵犯、政権の破壊、官吏職務の過失、軍事の犯罪、社会規範の違反、賦役の逃避、人身・財産の侵犯の七種類であると分類された。通説では、唐律は開皇律に基づいて編纂されたものであり、開皇律よりも唐律の規定はやや軽かったとし、開皇律よりも大業律の規定は厳しかったとされている。しかしながら、実際には、開皇後期の文帝の残虐をもって戒めとした煬帝は、大業律を編纂する際に、開皇律の厳しい規定を多く削除したのであって、大業律は唐律よりも厳しくなかったことが明らかである。唐王朝が武徳律を編纂する際に、開皇律より軽い現行法である大業律を参照することで、行政上庶務をより円滑に進められたと考えられる。唐律が開皇律令によったと『旧唐書』に記述されている理由は、ただ当初の煬帝の残酷な統治を政治的に否定するためであると考えられる。また、唐律でも、日本律でも、開皇律の影響より、むしろ大業律の影響を受けた可能性が大きいと結論づけた。

第二章「飛鳥浄御原律の存否について」は、飛鳥浄御原律の研究史を整理したうえで、『続日本紀』文武天皇二年七月乙丑条を分析し、唐律の「容止他界逃亡」条と比較することによって、これまで画期性を過小視されている飛鳥浄御原律の存否を論じたものである。

第六章第一節の結論と合わせていえば、飛鳥浄御原律令施行期の日本では、唐律（または隋律）の律令用語がよく見られ、飛鳥浄御原律令段階にはある種の量刑方法が存在していたと考えられる。つまり、飛鳥浄御原律令は、決して大隅清陽氏が指摘しているような単行法令の集積ではない。当時の日本においては、体系的な日本律は編纂されなかったとしても、一部の律条文は唐律あるいは隋律（大業律）を準用し、一部の律条文は状況に応じて単行法として頒布されていたが、その隋律または唐律を準用していた律条文はすでに明文化されていると考えられる。

第三章「七世紀における日本の礼法継受（一）—『日本書紀』と『隋書』倭国伝を中心として—」は、八世紀初頭に編纂された『隋書』倭国伝の記事と『日本書紀』の記事を比較・分析することによって、古代日本（倭国）の礼継受の実相を明らかにしたものである。

日本における中国礼制の受容は推古朝から始まったが、当時の人々にとって、礼と法との

関係はまだ理解できない程度であった。推古朝以来整備した礼秩序をもとに、天武・持統朝になると、日本は遣隋使・遣唐使の派遣によって、自国の一部の慣習法を法的に廃止しながら、中国的な律令を継受すると同時に、中国の礼制を継受し続けたと考えられる。また、隋王朝の赦文、唐王朝の赦文と日本の赦文を比較することによって、日本の赦文は隋王朝の定型赦文から影響を受けていたことを明らかにした。

第四章「七世紀における日本の礼法継受（二） 一名例律の礼文を中心として一」は、律と令とはその法的な機能は異なるが、不可分のものであることを前提として、大宝律の成立記事を再検討し、大宝律令が成立する前の日本で使用していた律条文に引用されている中国礼典と大宝律令の成立以降に編纂された律条文に引用されている中国礼典を分析したものである。

その結果、養老律が『唐律疏議』の疏を律条文として継受するにあたって、その疏を短くするために、多くの努力や創意工夫がなされたことを明らかにした。そして、日本律の編纂過程においては、礼典を引用して日本律を正当化させるのではなく、唐律そのものが日本律を正当する機能を持ち、唐王朝の律を学びつつも日本の国情に応じない『唐律疏議』に含まれる中国の礼制を除去するとともに、自らの社会秩序と社会準則、即ち日本的な礼制を構築しようとしたと結論づけた。

第五章「七世紀における日本の礼法継受（三） 一葉狩を視点として一」は、礼の定義を限定し、『唐律疏議』のなかで引用されている礼典を網羅的に蒐集して分析し、七世紀の日本列島に継受・定着した葉狩を検討したものである。

『唐律疏議』は『周礼』『礼儀』との引用箇所より、『礼記』の引用箇所が多い。日本律は、『唐律疏議』で引用された『礼記』の取意文をそのまま引用しているところから見れば、日本律の立法を正当化するのが中国の礼典とは考えがたいが、日本が礼というものを重んじていることは隋唐王朝とほとんど変わらない。また、七世紀初頭における日本は対外関係に関わる礼（踐祚即位礼、朝堂拝礼などの嘉礼、殯礼、外交の賓礼など）を中心に整備し、七世紀末頃の天智朝には、国家内部の、いわゆる宮廷内の礼をめぐって整備し、「儀礼」と称されるような儀礼書が編纂された可能性を指摘した。

第六章「八世紀における日本刑法の実態―『続日本紀』に見える刑法記事を中心に―」は、日本律の成立における三つの時期区分に注意しながら、『続日本紀』に見える刑罰記事を網羅的に整理し、そのうちいくつかの特徴的な犯罪事件を抽出して分析することによって、日本律とその実態を明らかにしたものである。

飛鳥浄御原律令時期には、それぞれの犯罪事件に対して、それに対応する法定刑は存在し、その一部が大宝・養老律に継承されていたと考えられる。大宝律令時期の断罪とそれに伴って出された赦文から見ると、日本は隋唐の律令文化の受け入れと運用がより熟達していることがうかがえる。さらに、官司は量刑する際に法典（律令）をかなり尊重している。断罪の結果が法と相違することが、量刑する際に律令に則っていないことを証明する根拠とはならない。日本古代の減刑の特徴は犯罪者を免死や減刑する場合には、必ず免死や減刑の理

由を説明する詔勅（あるいは宣命）を伴っているのである。減刑の際に出された詔勅からも、天皇は社会秩序の「理（広義の礼）」に則らなくてはいけないという側面がうかがえる。

日本の法（律令）について、七世紀の日本列島（『日本書紀』）の犯罪記事とその断罪は、ほぼ唐律に則って処罰されていた。そして八世紀になると、日本は令に対する運用がより洗練されると同時に、律に対する運用もより柔軟になった。これは、七世紀の日本列島が独自の法を確立すると同時に、隋唐王朝の狭義の律令にも拘泥していたことを証明しているであろう。

日本の礼について、七世紀初頭の日本は、国家的・対外的な礼を迫及し、七世紀後半には内廷的・対内的な礼を迫及し、そして八・九世紀には律令を柔軟に運用するとともに、格式と独自の儀式を編纂し始めたのである。

榎本淳一氏は「律令制における法と学術」（大津透編 史学会シンポジウム叢書『日本古代律令制と中国文明』、二〇二〇年）において、北宋天聖令の発見は日唐令の比較研究を大きく発展させたが、精緻な比較によって、唐令と大宝令との類似性が強調されるようになったが、その部分的な相違（特に学術に関する規定）は隋令によったと考えられると指摘している。現在までに復原された隋令はごくわずかにとどまる。しかしながら、隋令の内容（制度）を解明し、隋律令と『日本書紀』『続日本紀』の諸制度に関わる諸記事を詳細に比較することによって、これまで不明であった七・八世紀における日本固有法の実態、日本律令の成立、日本における礼制の導入・継受・実態や日本律、日本令と礼制の三者の関連が大きく進展し、当該時期の日本の国家統治の全貌を見通し、中央集権国家に至る前の倭国から中央集権国家の古代日本への歴史的展開を統合的に理解することができるようになることが期待される。

一方、三谷芳幸氏は、「飛鳥浄御原令の法的性格」（同上、大津透編『日本古代律令制と中国文明』）において、条文がひとつも残っておらず、関連資料も少ない浄御原令について、従来の研究以上の議論を展開するのは至難の業であり、そうした状況を打開するために、現時点でなしうる作業のひとつは、これまでの古代史の研究文献を総点検して、浄御原令（律）に関する指摘をできるかぎり集め、それらの当否をひとつずつ検証したうえで、妥当と考えられる指摘を総合し、いわば帰納的に浄御原令（律）の全体像を推定すると述べている。隋の律令のより多くの解明と七世紀後半の日本の律令の実態の検証はこれからの課題としたい。

初出一覧

第一章 隋律内容の推定復原 — 『隋書』人物伝を中心として—

修士論文、二〇一八・一二。

第二章 飛鳥浄御原律の存否について

『多元視角下的傳統法律文献研究論文集』二、中国政法大学、二〇一九・一一、査読付き。

第三章 七世紀における日本の礼法継受（一）— 『日本書紀』と『隋書』倭国伝を中心として—

『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集（日本文化編）』一二、二〇二〇・三。

第四章 七世紀における日本の礼法継受（二） — 一名例律の礼文を中心として—

『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集（日本文化編）』一三、二〇二一・三。

第五章 七世紀における日本の礼法継受（三） — 葉狩を視点として—

『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集（日本文化編）』一四、二〇二二・三。

第六章 八世紀における日本刑法の実態— 『続日本紀』に見える刑法記事を中心に—

『中国与全球史』、十東亜的的文化交流与互动、浙江大学、二〇二二・一一、査読付き。